

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
家わけ五

題
字

土 鹿
屋 児
佳 島
照 県
事

解題

『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ五』として樺山文書、長谷場文書、山田文書の三をとりあげる。何れも旧記雑録に相当数の文書は採録されているが、なお未採録文書も、樺山文書が本巻所収文書四二四点中一八五点、長谷場文書が九〇点中三八点、山田文書が三九五点中一二点などというように少なくないので、あらためて家別にまとめた形で編集刊行することとした。

樺山文書は、島津氏五代島津貞久の弟資久を初祖とし、後にその所領日向国諸県郡樺山村の名をとって家名とした家筋の本宗家の相伝文書である。但し現在、文書は東京大学史料編纂所に「伝家亀鏡」と名付けられた成巻本として巻一より巻十一、巻十三より巻十七までの一六巻が、財団法人陽明文庫に巻十二の一卷が原本として所蔵されており、これとは別に広島大学文学部にも「樺山家古文書」原本一卷が所蔵されている。（『旧記雑録』に全点未採録。）また東京大学史料編纂所には影写本の「樺山文書」二冊があり、その中には広島大学本の一七点中一六点の文書が影写の形で含まれている。同じく影写本「樺山文書」の奥書には「鹿児島市薬師町一七六番地、樺山岩彦原蔵、昭和九年五月影写了」とあるから、当初はその原本も鹿児島島の樺山家にあつたものであろう。そしてその原本の一部が「樺山家古文書」として広島大学に伝存しているわけであるが、他のものについては現在のところその所在を確認できない。また東京大学史料編纂所には伊地知季安の書写になる「樺山家文書全」一冊がある。同本は表紙に「三番箱 伊進上」とあり、伊地知家から島津家への進上本であることがわかるが、内表紙には「天保辛丑季春写之 伊地知季安」の自署があり、天保十二年季安の手により書写されたものであることを示している。同本の内容をみると「伝家亀鏡」収録文書を多数載録しているが、その掲載順は必ずしも「伝家亀鏡」の成巻順には

よっていない。(実点数一五八、「旧記雑録」未採録文書八点、「伝家亀鏡」重複分一三六点)ということは季安が樺山家より文書を借写した段階では樺山家の文書は現存の「伝家亀鏡」の形にはまだなっていないのでないかと考えられる。(当時の樺山家の当主は天保八年の「薩陽武鑑」によれば樺山権左衛門久相とある。同人は家老をつとめた左京久智の孫に当たる。父主税久言は文化五年四月、いわゆる文化朋党事件で御役御免となり、九月二十五日に切腹している。季安もこの事件に連坐して遠島となり、帰還後も久しく仕官の途を閉ざされていたのである。季安はその子久相から同家の文書を借用し、短期間に書写したものであると思われる。但し巻末に樺山氏略系図を掲げてあるが、本巻では省略し掲載しなかった。なお季安は文政末年から天保年間にかけては「比志島文書」を書写し、「新編伴姓肝属氏系譜」を作成したりしている。)

近世初期の正保年間、藩主光久は「新編島津氏世録支流系図」の作成を文書(記録)奉行平田純正に命じている。その一応の完成をみたのは正徳年間のことであり、それは『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜』として先年刊行されたが、その一に樺山家の分も載録されている。それに従えば、大半の文書が「正文在樺山源三郎久清」、或いは「写在同」という形で所蔵者名として樺山家の当主の名が傍注に記されている。

久清は、初代資久から数えて二代音久、三代教宗、四代孝久、五代満久、六代長久、七代信久、八代善久、九代忠副、十代忠助、十一代規久、十二代忠征、十三代久高、十四代久守、十五代久辰、十六代久尚、十七代久広の次で、樺山氏本宗十八代目に当たる。久清代に藩史局の手による同家文書の調査書写が行われ、系譜が作成されたのであろう。東京大学史料編纂所々蔵の島津家本「旧記雑録」は、主として伊地知季安自筆の文書写と、その子季通自筆の文書写とから編成されているが、季安写分に増補の形で季通写分が追加されているのである。そして季安は樺山家より借写した分を「旧記雑録」用に転写しているのであり、その文書の所在を示す傍注には「樺山家文書」、

「樺山氏文書」、「樺山氏藏」等とだけで名までは記していない。しかし季通書写分には「正文在樺山源三郎久清」、「写本在同」との傍注が付され、さらに季安書写分のそれには追補の形で、季通は「資久譜中」の如く加筆している。このことは季通が『旧記雑録』を編集する際に「新編島津氏支流系図」中の樺山氏一流系図を使用したことを示しているものと考えられるのである。

なお『諸氏系譜一』の解題で、「伝家亀鏡」をもとに「支流系圖」が編集され、季安は「伝家亀鏡」から抄写して「樺山文書」を作成、季通は「支流系圖」により、補正を加えて「旧記雑録」前編・後編・附録等に同文書を収載したのである、と記した部分は正確さを欠き訂正せねばならない。すなわち「のちに「伝家亀鏡」として集成される文書を含んだ文書の中から抄写して「樺山文書」を作成、（以下前文通り）」とすべきであろう。（「支流系圖」文書一三四点中、「伝家亀鏡」載録文書は一一〇点）

また「樺山文書」影写本一の原本は卷子本であったと思われる、「以下二十三通一卷」、「以上五通一卷」、「雑々十卷之内、以下十一通一卷」、「右一卷」等々と巻毎の記載がみられる。さらに同二には「射礼私記序」・「法量物大の事」・「伊勢千句」・「古今和歌集上下」等書写本を収録し、最後に菩提寺「満福寺墓碑銘」を掲載している。これらの文書類はほとんど「旧記雑録」に採録されておらず、僅かに一の「以上五通一卷」のうち四通が採録されている。これは何れも季安の筆跡であるが、とくに所在を示す傍注は付されていない。また「樺山家文書全」の中にも見当たらないことから、季安がこれを樺山家文書中より採ったとするなら、いつどのようにして採訪したのか不明といわねばならない。なお一に収載の文書としては坪付類が多く、これらは或いは藩史局採訪の際もまた季安採訪の際にも、何らかの事情で対象外にされていたものであろう。（未提出分とも考えられる。）

「伝家亀鏡」は、文保二年から寛永六年に至る樺山家相伝文書三一九点（重複一二点、実点数三〇七）を初代資久から十三代久高に至る歴代毎に編年順に成巻したもので、巻毎の収録文書の点数並びに「旧記雑録」未採録分の点数を表記すれば左の如くなる。

巻	収載文書数	実点数	未載録文書数
一	32	27	1
二	31	27	4
三	15	14	0
四	16	14	1
五	36	36	4
六	33	33	9
七	6	6	0
八	7	7	1
九	12	12	2
十	22	22	7
十一	24	24	19
十二	22	22	16
十三	22	22	4
十四	11	11	6
十五	17	17	2
十六	10	10	6
十七	3	3	3
計	319	307	85

「伝家亀鏡」冒頭の文書は沙弥道義（島津氏四代忠宗）の貞久他六子宛の讓状並びに関東外題安堵状写であるが、貞久宛のものは別として、他はすべてすでに伊地知季安も指摘している如く偽文書と思われ、したがって文保二年三月十五日に五男安芸守資久（樺山氏初祖）が日向国山西、樺山・石寺・島津・しもかはち・河南之内、北郷之内

三ヶ一、合而三百町を与えられたとする事実は疑問で、これらの所領は、後年入手したものについて遡って各家の起源を示す文書として作成されたものであろう。したがって「新編島津氏世録支流系図」いわゆる譜の中にも載録されていない。「旧記雑録」には「写藤野氏」として収録済。また暦応元年十二月二十七日の足利尊氏下文写も同様であり、「本書不見候」と注記があり、譜には載録されていないのである。樺山文書で譜にも収載されたものも早いものは、建武三年二月九日の島津貞久書下で始良西俣地頭代官職の宛行状である。(この項の関説論文として、『鹿児島中世史研究会報』四六所収、江平望「鎌倉・南北朝期の樺山氏について」がある。)

以上本巻収録の樺山家文書の内訳(実点数)は、相互の重複文書を整理して、(一)「伝家亀鏡」より三〇七点、(二)「樺山家古文書」より一七点、(三)「樺山文書」より七八点、(四)「樺山家文書全」より二二点ということになる。なお「旧記雑録」中、傍注で樺山家文書等としてみえながら、原本所在不明のため本巻に収録しなかったものが数点あることをおことわりしておく。

付言すれば、九代忠副が弘治三年四月の蒲生の戦で討死した際、島津義久は哀悼の詠草を贈っているが、その前に「一門樺山ハ、代々安藝守にて忠節家也、今の藝州幸久も太刀をとらるゝ事度となり、されは、家の子郎等あるひハ高名し、あるひハ打しにす、ことにちやくし忠副今度於蒲生すゝミ出られ、うち死不及是非事也、」とあるのは、本宗島津家に歴代一貫して忠節を尽してきた一門樺山氏に対する並々ならぬ芳意を表明したものと見えよう。なお樺山氏の居城は日向梶山(宮崎県三股町)、勝岡(同山之口町)、野々見谷(同都城市)城から大隅生別府(長浜)城に移っているが、忠副の墓は同城近接の小田中福良の樺山家墓地に、祖父七代信久・父八代善久(幸久、玄佐)の墓と並んで建っている。善久の「樺山玄佐自記」や、忠副の弟、十代忠助(紹劔)の「樺山紹劔自記」も本文書と共に島津本宗家の領国支配体制の形成・確立過程における樺山家の寄与ぶりを物語る史料といつてよいであ

ろう。(共に「旧記雑録」所収。)

長谷場文書は、薩摩国鹿兒島郡長谷場村(現在鹿兒島市池之上町)を由緒の地とする鹿兒島郡司一族長谷場氏相伝の文書である。鹿兒島城下土長谷場家旧蔵文書で、現在は東京大学史料編纂所の所蔵で全三巻、卷子貼紙によれば巻一が三二通、巻二が二九通、巻三が一三通となっているが、点数にすれば四四点、四一点、一二点で計九七点となり、重複文書が巻一に一点、巻二に七点あるから実文書総数は八九点となる。このうち「旧記雑録」未採録点数は巻一に三点、巻二に三二点、巻三に四点で計三九点、実点数で三七点である。以上は原本であるが、原本が東京大学史料編纂所に入庫する以前、採訪影写したとみられる、「横浜市西戸部町八百二十番地 長谷場順敬氏所蔵(純)明治四十四年五月影写了」と奥書のある影写本は原本の巻二を一とし、巻一を二としているが収載文書や収載順も全く変わらない。原本巻三の収載文書一二点は、影写本三の一四点中の一二点と同じであり収載順も同じである。但し影写本三にあって原本巻三にない二点のうち、影写本三の二番目の文書は原本巻一の三番目の文書と重複しており、最後の年代未詳、島津義久いろは歌のみが原本になく巻から外れて別冊としてあったものと考えられるのである。(影写本の巻首には「長谷場文書目録」が掲載されている。)本巻ではその一点を加え、九〇点を掲出した。

内容としては、南北朝時代、長谷場久純が門貫貞阿等から入手するに至った島津庄開創時以来の同庄日向方南郷門貫山居蘭等や末弘名等の相伝の経緯を示す一連の文書が注目されるし、また庄園領主一乗院留守所や地頭代についても具体的な記載がみられ、さらに鹿兒島郡司一族矢上氏や鹿屋院弁済使職等との関係や、長谷場鶴一丸の飢肥北郷収納使弁済使職の補任、水間氏一族との対抗の事情等を示すもの等興味深い文書が多い。また降って中世末、近世初期の長谷場宗純らの関係文書も少なくない。また建久八年の日向国田田帳写の異本の存在も注目されよう。

次に巻末に収載した「長谷場系図并略譜」とその合冊の「長谷場氏略譜」は、それぞれ末尾に「右藤原本系 横

浜市西戸部町八百二十番地 長谷場順敬氏所蔵 明治四十四年五月謄写、「右長谷場氏略系（同前略）」とあり、奥には東京帝国大学附属図書館の大正二年二月三日の受入印があることから、影写本と合わせて長谷場氏より東京大学への入庫の時期・経路等が判明する。「系図」は天児屋根尊からはじまる藤原系図で、純友以降直純―師純―永純等とつづき詳しい記述を伴う。「略譜」はこれを文章化しており、「長谷場氏八閑院左大臣藤原冬嗣より出つ」に始まり「純正息女三串木野長谷場家純秀乃嫡子純堯を智養子トス、其後代を伝ふること合せて三十八」で終わっており、共に後年（明治年間）長谷場氏において文書の他に伝承等によって作成された系譜ではないかと考えられる。前述した矢上氏との関係等、長谷場文書のみでの検討によって推定される系図と矛盾し合致しない点も多いが参考資料として掲げておく。また閑説論文として、工藤敬一「鎮西島津庄における領家支配の変遷」（『九州庄園の研究』）、山口隼正「南北朝期の鹿兒島」（『中世九州の政治社会構造』）、五味克夫「薩摩国御家人鹿兒島郡司について」（鹿兒島大学『文科報告』十一号）、同「島津庄大隅方鹿屋院小考」（同『文学科論集』一号）、同「日向国建久 凶田帳」（『日本歴史』一四八号）等がある。

山田文書は、島津氏二代忠時の庶長子忠継を初祖とし、薩摩国谷山郡山田村地頭職を世襲、のち山田村を本貫の地として山田を名乗るに至った山田家相伝の文書である。初祖忠継のあと二代忠真、三代土用熊丸、四代宗久、五代忠経（能）、六代久興、七代忠尚と相伝、久興の代より薩摩の地を離れ、大隅国市成村領主となる。忠尚（聖栄）は、元久より忠昌に至る島津本宗家の歴代に任せ、嘉吉元年には將軍足利義政・守護忠国の命により大覚寺義昭誅殺に直接関与、また一方歴史に詳しく、総州家島津忠朝（道聖）直伝の史話を基に文明年間「山田聖栄日記」等を著している。故実にも詳しく数多くの伝書を書写している。忠尚のあと、八代忠広、九代忠豊、十代久親、十一代忠時と相伝、忠時代に肝付氏の争乱にまきこまれ市成を失い、忠時のあと十二代久武は曾於郡、日向飫肥、綾

を経て、庄内の乱の際志布志在番として同地に移住した。その間の事情は『本藩人物誌』（鹿児島県史料集Ⅷ）の左記記事によりわかる。

「山田播磨守忠時出羽守子孫山田九郎左衛門式部少輔久親子也、

二代 忠時公他腹長男式部少輔忠繼、薩州牛屎院并谷山之内中村・上別府村等之地頭ヲ被下、山田へ致居住、号

山田、其子式部少輔忠真、其子式部孫五郎宗久、其子加賀守忠経、貞久公ヨリ隅州市成城ヲ被下候、其子出羽守

久興入道玄威、其子出羽守忠尚入道聖栄聖栄自記七卷アリ、其子加賀守忠広、其子河内守忠豊、其子久親ナリ、

七代之祖忠経以来隅州市成城ニ罷在候処、肝付乱之節、忠時其外一族悉ク戦死イタシ、其子久武幼稚ユヘ市成居住難成、曾於郡へ致退去候、

○山田次郎左工門久武又七郎民部少輔忠時子幼稚之時父戦死ユヘ、市成没落イタシ、曾於郡へ退去、其後飲肥御手ニ入候

刻、彼地被召移、其後帖佐・綾方々へ罷移候、○高麗入之時、綾ヨリ自力ニテ罷渡候、○庄内乱之時、志布志境

目之故、在番被仰付、彼地へ被召移候、久武五代之孫二郎左衛門久福代依願、綱貴公ヨリ鹿児島江被召移候、

さて、その子久通代に藩の旧家文書調査に応じて相手の系図文書を提出（後掲史料）、併せて先祖の由緒を申し立て鹿児島城下への移住を請願、十四代久貞、十五代久陳を経て久福代に無格百石高の鹿児島士となり明治維新を迎

えた。その後島津氏祖廟郡山花尾神社々司をつとめることになり、文書も同所に移動、昭和三十七年鹿児島大学附属図書館等に寄贈されている。

本巻には、まずそのうち元禄九年の鹿児島城権災で焼失した原本の写（家譜）を臨写復元した古文書写五卷（原文書一点追加）一六六点（実点数一六四）を収録した。それらは全点「旧記雑録」に収録されている。文書写作成の経緯については各巻末の奥書により明らかである。その一つをあげれば次の如くである。

「古文書、或正文、或古写・古案文等、先祖以来相伝之處、就公用御記録所江被出置、去年四月御城回祿之時焼失、此文書者不殘字画判形如正文官庫ニ有之山田之家譜ニ被写載置故、御家老島津縫殿久寛・島津助之丞忠守・喜入安房久亮・種子島藏人久時・肝付主殿久兼遂相談、達 貴聞、此節被差出扣写引合之、令校正、以家譜臨写被 仰付、百六拾五通五卷ニ相分、二十二通為第一之卷用紙五十、八枚、継目裏加封印被下之間、正文不替致秘藏可被伝于子孫者也、仍為後証如件、

元禄十丁丑年正月廿五日 豊前久達(花押)

山田七郎右衛門殿

このように古文書写五卷は、元禄十年の作成であるから「支流系図」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜二』)の山田氏系譜完成時よりは古いが、同系譜所収文書を古文書写のそれと比較してみる時内容も配列順もきわめて近いのは、共通のものを基にしているからと思われる。すなわち系譜の文書点数二〇五点中、古文書写一六四点までが合致し、差引四一点が古文書写以外の文書となっているのである。しかもそれらの文書もすべて所蔵者については、他の文書と同じく「山田七郎右衛門久通所蔵」となっている。そして配列順が通しで、必ずしも編年順となっていないのも山田家歴代毎に文書を配置したためであろう。その手法は両者ともに共通しているのである。『諸氏系譜二』山田氏系図の解説において述べた如く、正安二年十二月三日ふつけう売券については同系図にのみ収載されている。

さて次に、藩記録所で書写したと思われる「山田文書」十二冊本(現在東京大学史料編纂所々蔵島津家文書中にあり)から掲載文書(重複分を除く)と山田聖栄等書写の故実伝書等を摘録した。(掲載順は東京大学史料編纂所で冊毎に付した整理番号順による。)十二冊本「山田文書」の内容を巻毎に文書・系図・伝書等に分け、その点数

と、文書に限り「旧記雑録」未採録分と「文書写」所収分の点数とをあげれば左表の如くなる。

冊子番号	文書	内旧記 未採録	内文書 写所収	系 図	伝 書	計
一〇の 0	4 2	2 9	1	1	2	4 5
一〇の 1					9	9
一〇の 2					4	4
一〇の 3	1 2	1 0		8	1 2	3 2
一〇の 4	1 0	8		3	2	1 5
一〇の 5	6 9	4 5	4	1	3	7 3
一〇の 6	8	8			1 0	1 8
一〇の 7					4	4
一〇の 8					1	1
一〇の 9	1 2 9	1	1 2 6			1 2 9
一〇の 10					1 7	1 7
一〇の 11	1 1	1 1		1	9	2 1
合 計	2 8 1	1 1 2	1 3 1	1 4	7 3	3 6 8

これからみても○番・五番冊子には「文書写」にない文書がそれぞれ四一点、六五点あり、この大半が「旧記雜録」にも収録されていないことから注目すべきであろう。とくに鎌倉期における郡司谷山氏・地頭山田氏の経営支配に関する文書等も多く含み、今後の研究史料としてその活用が期待されよう。（昭和三十九年鹿児島県立図書館より刊行された鹿児島県史料集V『薩摩国山田文書』は上記の「文書写」、「山田文書」等を併せて三〇一点の文書を編年順に編集したものである。）

東京大学史料編纂所には上記の他に「山田家文書」二冊がある。一は内題に「山田家文書写」とあり、二は「山田家文書再写」とある。収録文書は一と二を併せて前出の「古文書写」、「山田文書」にすべて含まれているので掲出しないが、これらは島津家臨時編輯所本であり、伊地知家進上本と思われる。一には文永二年九月二十日の島津道仏讓状から応永十年二月七日の山田久興讓状までの一一〇点が、二には弘安十年十月三日の関東下知状から天文三年三月の南樵雪名字書出までの六〇点が収録されており、相互に重複する文書を除き実質一六六点の文書が収録されている。そして一の方の扉に「此朱書者元禄御回ろく後、久達公御奏者ニ而被仰付候巻軸之本ニ而書込ム、めつらしき字体などは脇に似せ書置也」とあることから「古文書写」より補訂していることがわかる。共に藩記録所の書写本であろう。そして末尾に山田久通の文書提出の経緯を記した左の一文が載録されている。

「我家之元祖式部少輔忠繼者

嶋津家之正統第二代薩隅日三^州太^州太守大隅守忠時長子、然而不領守護職者、生於他腹也、是以只薩^州内領知牛屎院与谷山郡、居住山田郷、故以山田為姓、而在御家人之列、尔来迄于余十有三代之際忠功恩賜之書未泯、而存者滴于樞中矣、頃年我 太守薩摩守光久公命嶋津^州書頭久通曰、教有司^{平田盛右衛門尉純正}訂一門正統及枝葉苗裔而編大系圖、又命吉岡宮内大輔久達曰、普代相伝之文書先後無差令次序易見矣、因茲三^州之内一家累家肥羅剔抉、求精取要、去歲秋冬

之交国老嶋津図書頭久通・川上因幡守久国恵以自家所珍襲之書一々可帶出之華牋、故帶數百之書而発於日刃志布志之私宅、謁於薩州鹿兒嶋郡之君府謹上之、其中逸要者撰擇式佰許、以令數輩高野勳左衛門尉重張・折田五左衛門尉年経・山城新助祐盛・長田軍弥左衛門尉良重曆写之、写畢返賜本書、且添以写書一冊、於戲無光久公之賢、無二大老之智、則豈我家之書亦有顯然復其初乎、感頂感戴向後為我家子孫者雖此写冊亦可為家珍、而況於本書乎、自今以降、有家書則速写以目統其後敢以勿怠慢矣、
萬歳々々萬々歳、

維時慶安二年乙丑孟春吉辰

七郎右衛門尉藤原久通（花押）

なお鹿兒島大学附属図書館所蔵の山田家文書には、前出「古文書写」や前記「山田聖采自記」写本三卷（鹿兒島県史料集Ⅶ所収）の他、故実伝書写が一六点あり、そのうち一三点は前出「山田文書」中に採録されている。今回未採録の「矢羽之図 文明十四年八月聖采八十五」と貼札のある一巻の奥書には、

「將軍家御羽形様也、以上三十六羽也、
胡籙之家相伝之秘書也、

能々意得而征矢其外羽之三式仁之位ヲ知而弓ニ取合括ヘキ次第也、

文明十四年八月日 沙弥聖采（花押）

歳八十五

雖老眼悪筆爲以後二書置所ナリ、努々不有他見物也、

山田四郎九郎殿

と記されており、また本文省略の「弓籙卷事」とある図巻の奥書には、

「島津一家山田出羽守忠尚法師法名
聖栄年七十九

老眼云雖爲惡筆爲以後小笠原一流之書写畢、

文明八年丙申歲二月日

」

と記されている。今日の島津家の創業説話や島津氏系図の祖型の形成には、これらの山田聖栄の業績が与って力があつたと思われる。山田家伝来の史料の中に聖栄自筆の伝書類が多く残っているのもその故かもしれない。(拙稿、

「山田家文書と山田聖栄自記補考」、『鹿大史学』三二)

(五味克夫)

例言

一 本書は、「伝家亀鏡」・「樺山家古文書」・「樺山文書」・「樺山家文書全」、「長谷場文書」・「長谷場系図并略譜」、「山田氏文書写」・「山田文書」を底本とし、それぞれ「樺山文書」、「長谷場文書」、「山田文書」として収め、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ五』として刊行するものである。底本の所蔵は左記の通りである。

史料名	所蔵別
伝家亀鏡 <small>十一、十二、十三、十七</small>	東京大学史料編纂所
伝家亀鏡十二	財団法人陽明文庫
樺山家古文書	広島大学文学部国史学教室
樺山文書	東京大学史料編纂所（影写本）
樺山家文書全	東京大学史料編纂所
長谷場文書	東京大学史料編纂所
長谷場系図并略譜	東京大学史料編纂所（騰写本）
山田氏文書写	鹿児島大学附属図書館
山田文書	東京大学史料編纂所（騰写本）

一 文書・記録・記事は全て、各底本の順序に従って掲載し、通し番号と文書名を文首に付した。また重出文書は

文書名のみを示し、本文は省略した。

- 一 「樺山文書」・「長谷場文書」・「山田文書」の本文の後にはそれぞれ収載順の文書目録を付し、巻末には編年順の文書目録を掲げた。

- 一 収載された文書を、ほかの文書や写本等によって修正または補充する場合は次のように注記した。

ア 補充部分は▽△で示した。

イ 修正や補充にあたっての典拠史料のうち、「旧記雑録」同一文書は◎で示した。

- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。

イ 文書・記事中にある「○」「印」「●」印などは、底本の体裁に従った。

ウ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

エ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

- 一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□または□を以て示し、判読不能な文字については□で示した。

- 一 見せ消は、その文字の左側に「と」を付した。

- 一 頭注や行間の書き込みは、底本の体裁にあわせた。

- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

- 一 原文中の返り点や送り仮名などは、省略した。

- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、仁、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。
一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 亶(事) 劬(州) 帑(紙) 季(年) 岢(時)
陳(陣) 諏方(訪) 麋(鹿兒) 見廻(舞) 祝義(儀) 留主(守)

旧記雜録拾遺家わけ五 目次

解題	一
例言	一五
目次	一八

樺山文書

伝家亀鏡 一 元祖資久文書	一
伝家亀鏡 二 二代音久文書	九
伝家亀鏡 三 三代教宗文書	一八
伝家亀鏡 四 三代教宗文書	二五
伝家亀鏡 五 四代教久文書	三一
伝家亀鏡 六 四代教久文書	四七
伝家亀鏡 七 五代満久文書	六二
伝家亀鏡 八 六代長久文書	六五
伝家亀鏡 九 七代廣久文書	六九
伝家亀鏡 十 八代善久文書	七六
伝家亀鏡 十一 八代善久文書	八五

伝家亀鏡十二	八代善久文書堂上高翰	九五
伝家亀鏡十三	八代善久文書	一〇二
伝家亀鏡十四	九代忠助文書	一一二
伝家亀鏡十五	規久文書	一一七
伝家亀鏡十六	久高文書附嫡子忠清文書	一二六
伝家亀鏡十七	久辰文書	一三五
樺山家古文書		一三八
樺山文書 一		一四七
樺山文書 二		一九五
樺山家文書 全		三〇六
樺山文書目録		三二七
長谷場文書		
長谷場文書 卷一		三四三
長谷場文書 卷二		三六三
長谷場文書 卷三		三八五
長谷場系図并略譜		三九八
長谷場文書目録		四一九

山田文書

山田氏文書写	卷之一	四二五
山田氏文書写	卷之二	四五一
山田氏文書写	卷之三	四六七
山田氏文書写	卷之四	四八五
山田氏文書写	卷之五	五〇一
山田文書	一〇の0	五一四
山田文書	一〇の1	五五五
山田文書	一〇の2	五六六
山田文書	一〇の3	五七六
山田文書	一〇の4	六二四
山田文書	一〇の5	六六一
山田文書	一〇の6	六九二
山田文書	一〇の7	七一二
山田文書	一〇の8	七四二
山田文書	一〇の9	七六二
山田文書	一〇の10	七七五
山田文書	一〇の11	八二一

山田文書目錄……………八五五

編年順文書目錄

樺山文書編年順目錄……………八七一

長谷場文書編年順目錄……………八八三

山田文書編年順目錄……………八八七

樺
山
文
書

(巻子表紙)

傳家龜鏡 一元祖資久文書

○一 島津道義讓狀并関東外題安堵状
任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

文保二年三月廿三日

武藏守

平朝臣泰時

相模守

平朝臣時房

ゆつりわたす

ちやくし三郎左衛門尉貞久分

さつまの國すこしき

十二たうのちとうしき

さつまのこほりのちとうしき

山門あん

いちくのあん

かこしまのこほり 同なかよし

さぬきの國くしなしのほう上村
下村

しなのゝ國大田の庄内南郷

下総の國さむまの内ふかわの村下黒さき 同ほんど

ひうかの國たかちをの庄

ふせんの國そへたの庄副田三郎種信跡
但散在所をハのそく

右所と貞久にゆつりあたふる所也、女子分子なくハ、

其一期ののちハ、惣領貞久所可知行之状如件、
(島津忠宗)

文保二年三月十五日

沙弥道義

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一二三三号文書中ノ島津道義讓狀ト同文ナリ)

○二 関東下知状并島津道義讓狀

薩摩國出水之郡

右、為勲功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之状
如件、

文保二年

三月廿三日

武藏守平朝臣泰時

相模守平朝臣時房

右
ゆつりあたふる所也、

二男下野守忠氏分

文保二年三月十五日

沙弥道義

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三三六号文書ト同文ナリ)

○三 関東下知状并島津道義讓状

大隅國佐多

右、為勲功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之状

如件、

文保二年

三月廿三日

武藏守平朝臣泰時

相模守平朝臣時房

右、ゆつりあたふる所也、
(本脱カ)

三男三郎左衛門尉忠光分

文保二年三月十五日
(ママ)

沙弥道義

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三三七号文書ト同文ナリ)

○四 関東下知状并島津道義讓状

日向國新納院

右、為勲功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之状

如件、

文保二年三月

廿三日

武藏守平朝臣泰時

相模守平朝臣時房

右、ゆつりあたふる所也、

四男四郎左衛門尉時久分

文保二年

三月十五日

沙弥道義

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三三八号文書ト同文ナリ)

○五 関東下知状并島津道義讓状

日向國山西椀山 石寺嶋津

しもかはち河南之内北郷之内三ヶ一

合而三百町

右、為勲功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之状如件、

文保二年

三月廿三日

相模守平朝臣泰時在判

武藏守平朝臣時房在判

右、ゆつりあたふる所也、

五男安藝守資久分

文保二年

三月十五日

沙弥道義

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一三九号文書ト同文ナリ）

○六 関東下知状并島津道義讓状

日向國河南之内北郷之内三ヶ二、山西ニ中郷

右、為勲功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之状

如件、

文保二年 廿三日

三月五日

相模守平朝臣泰時

武藏守平朝臣時房

右、ゆつりあたふる所也、

六男尾張守資忠分

文保二年 廿三日
三月五日

沙弥道義

右、嶋津下野入道殿六人之御息へゆつり状是也、関東奉公之比、北条之天下取沙汰ノ時ト云々、

如此之處、高氏將軍御代ヲ被食候刻、忠節之子細而有、本領之御請之状有、

建武五年正月廿四日ト有也、初之程者任綸旨可致其沙汰之状如件ト有、後ニ八字茂尊氏ト有、

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一三四〇号文書ト同文ナリ）

○七 足利尊氏下文

高氏 御判

下 嶋津安藝守

所領付有此奥ニ、右勲功賞如常有、

曆應元年十二月廿七日

武藏守在判

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一三〇三五号文書ト同文ナリ）

○八 島津貞久下文

下

可令早領知下野六郎資久大隅國始良西俣地頭代官

職事

右以人、為勲功賞所宛行也者、守先例可令領知之狀
如件、

建武三年二月九日

(島津貞久)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七七九号文書ト同文ナリ)

○ 島津貞久下文案

(本文書ハ号文書ト同文ニツキ省略ス)

○九 足利尊氏下文

尊氏 御判

下 右為勲功之賞所宛行也者、^(任脱カ)先例可致沙汰也、狀
如件、

曆應元年十二月廿七日

高武藏守在判

嶋津安藝守殿

「本書不見候」

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二〇三六号文書ト同文ナリ)

○一〇 高師泰書下

長門國有光五郎左衛門尉跡、沙汰付于嶋津三郎右衛
門尉資久、可執達請取之狀如件、

觀應元年九月十二日

(高師泰)
越後守 (花押)

大和藏人殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二二七号文書ト同文ナリ)

○一一 足利尊氏袖判下文

(足利尊氏)
(花押)

下 嶋津下野三郎右衛門尉資久

可令早領知日向國臼杵院地頭職^{上相左馬助}跡、

右、為勲功之賞所宛行也、早守先例可致沙汰之狀如
件、

觀應二年二月十三日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二三六号文書ト同文ナリ)

○ 足利尊氏袖判下文案

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

申狀謹進上之、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、
文和三年二月十六日 沙弥道猷(裏花押)
進上 御奉行所

○ 一色範氏宛行狀

(足利尊氏)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五一四号文書ト同文ナリ)

肥後國山鹿庄内筑後守頼尚跡・同國尻無村・日向國

○ 一四 征西將軍宮令旨

宮崎郡内戸次丹後守跡地頭職事、為勲功之賞所宛行

馳參之條神妙、早可抽軍忠之由、依仰狀如件、

也、早守先例可被致沙汰、仍執達如件、

正平十三年六月十八日 修理權大夫(花押)

觀應三年四月廿五日

(一色範氏)
沙弥(花押)

嶋津上総三郎右衛門尉館

嶋津三郎右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三六号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二四〇七号文書ト同文ナリ)

○ 一五 斯波氏經軍勢催促狀

○ 一色範氏宛行狀案

(端裏書)
「將軍家書下文」

武光以下凶徒退治事、一族相共、自肥後國球麻郡令
發向菊地陣、可致忠節之狀如件、
(斯波氏經)

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

康安元年十月十六日 左京大夫(花押)

嶋津三郎右衛門尉殿

○ 一三 一色範氏拳狀

嶋津三郎右衛門尉資久申勲功配分地安堵所望事、

(ウハ書)
嶋津三郎右衛門尉殿 左京大夫氏經

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」九四号文書ト同文ナリ)

○一六 斯波氏經書狀

為鎮西凶徒退治可令發向也、致用意、相待下着、且

彼船津來候者悅入候、國事憑存候、恐と謹言、

(康安元年)

七月廿日

氏經(花押)

嶋津安藝守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」九五号文書ト同文ナリ)

○一七 今川了俊感狀

於國致忠節之由、嶋津越後守氏久所注申也、尤以神

妙、向後弥被抽軍功者、可被抽賞狀如件、

(今川了俊)

應安六年二月七日

沙弥(花押)

嶋津安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四三号文書ト同文ナリ)

○ 今川了俊感狀案

(本文書ハ一七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○一八 今川了俊感狀

(墨引)

於國被致忠節候之由、其聞候之間、殊喜入候、凶徒

對治不可有紛候、急度馳參候者可目出候、其子細可

注進京都候也、早速御參陣候者、弥可為忠功候、恐

と謹言、

三月十一日

了俊(花押)

應安六
嶋津安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五〇号文書ト同文ナリ)

○一九 今川了俊軍勢催促狀

當陣合戰最中也、急速着船於肥前國寺井津、可被致

戰功之狀如件、

(今川了俊)

應安六年五月十四日

沙弥(花押)

嶋津安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五四号文書ト同文ナリ)

〇二〇 樺山資久申状

目安

目安嶋津安藝入道明見申

欲早任御下文旨、被成下御教書、弥抽忠功子細事、

副進二通御下文、

右於日向國臼杵院・同國宮崎郡・肥後國山鹿庄・同

國尻無村等者、明見云軍忠云奉公、勞功依致

多年勞功所宛賜也、然早任御下文之旨、被成下御教

書、弥抽忠節、目安言上如件、

應安二年八月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九八号文書ト同文ナリ)

〇二一 今川了俊預ケ状

日向國嶋津庄内穆佐院領家職南都一乘領半濟事、為兵

糧料所々預置也者、守先例可致其沙汰之状如件、

應安六年十一月五日

嶋津安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五九号文書ト同文ナリ)

〇二二 島津氏久拳状

嶋津安藝入道明見申

肥後國山鹿庄内筑後守頼尚跡・同國尻無村・日向國

宮郡内戸次丹後守跡地頭職事、帶(轉カ)將軍家京都御吹

拳所望仕候、可有申御沙汰候哉、以此旨可有御披露

候、恐惶謹言、

應安八年六月七日

進上 齊藤六郎右衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二九五号文書ト同文ナリ)

越後守氏久 (花押)

〇二三 今川了俊書状案

嶋津安藝入道明見事、日向國臼杵院地頭職上楯左馬助

事、雖令拜領御下文、未及施行之由歎申候、可被經

御沙汰候哉、随分致忠節仁候之間、如此執申候、以

此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正月廿五日

進上 武藏守殿

(本文書本書無之故是ヲカキテラク也)

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二七八号文書ト同文ナリ）

○二四 今川了俊拳状

嶋津安藝入道明見申訴詔事、嶋津越後守氏久捧舉状候、謹進覽之候、可被經御沙汰候哉、於鎮西致忠節候之間、如此執申之候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

永和元年七月十八日

沙弥了俊（花押）

進上 武蔵守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二九八号文書ト同文ナリ）

○ 今川了俊拳状案

（本文書ハ二四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○二五 今川了俊書下

日向國臼杵院地頭職^{上相左馬助}跡 事、守御下文之旨、可被致沙汰之状如件、

永和元年八月十一日

沙弥（花押）

嶋津安藝入道殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」三〇六号文書ト同文ナリ）

○二六 今川了俊書下

為御方致忠節者、本領不可有相違、有別功者、可被抽賞之状如件、

永和二年六月九日

沙弥（花押）

嶋津安藝入道殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」三四八号文書ト同文ナリ）

○二七 征西將軍宮令旨

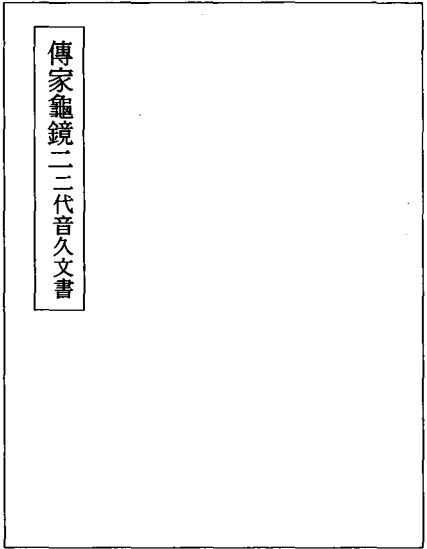
合戦之次第被聞食了、尤神妙弥可致忠節之由、依仰執達如件、

天授三年三月十八日

左少将（花押）

嶋津安藝入道殿

(卷子表紙)



(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四六号文書ト同文ナリ)

○二九 島津氏久宛行状

北郷北方内村と事注文有別幕為給分所相計也、任先例可

被領掌之状如件、

貞治四年閏九月廿六日

氏久(花押)

椀山殿

○三〇 北郷北方相分注文

北郷北方相分壹方事

合

一本名宮丸名内

善阿作六町三反 右馬允壹町六反

怒久水田八段 除得益給定

以上八町七反

(島津氏久裏花押)

一御一向

財丸貳町三反十 南原大夫次郎跡三反卅

○二八 北郷道明讓状

(釋山音久)

讓与 夫太郎丸分

右日向國北郷參分壹、限永代所讓与也、但有限於公

方御公事者、守惣領宮次郎丸支配、任先例令勤仕、

可知行之状如件、

貞治參年七月廿五日

(北郷資忠)

道明(花押)

(島津氏久)

承候了(花押)

別當丸南方貳反十 友重冊

宗近四反 留下跡五反口

池原貳町五反冊

以上六町四反廿口

都合拾五町壹反廿口

一請分 小牟礼五百文 坂下三百文

蘭壹ヶ所倉原

右大概如件、

貞治四年壬九月廿六日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五五号文書ト同文ナリ)

〇三二 今川了俊書下

被差進中条三郎左衛門尉之条、尤以神妙、急度馳參

可被致忠者、可被抽賞之状如件、

應安五年十二月廿五日

嶋津安藝左京進殿

(禪山音久)

(今川了俊)

沙弥(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四〇号文書ト同文ナリ)

〇三二 今川了俊官途吹挙状

掃部助所望事、可挙申京都之状如件、

應安六年十月一日

嶋津安藝大郎殿

(禪山音久)

(今川了俊)

沙弥(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八号文書ト同文ナリ)

〇三三 今川了俊官途吹挙状

(増長書)
「かはやまとのへまいる」

美濃守所望事、可挙申京都之状如件、

應安七年七月廿日

嶋津左京亮殿

(禪山音久)

(今川了俊)

沙弥(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六五号文書ト同文ナリ)

〇三四 今川了俊書下

為御方致忠節者、本領不可有相違、有別功者、可被

抽賞之状如件、

永和二年六月九日

(今川了俊)

沙弥(花押)

(樺山資久)
嶋津美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四七号文書ト同文ナリ)

○三五 島津玄久氏書状

城衆面と同申候、

存内の事に候といへども承子細等候、用心の事、す
こしもゆたんあるましく候、なをくいつもの事に
存せられ候てハかなふましく候、面と談合候てかた
く用心あるへく候、恐と謹言、

九月廿日

玄久(花押)

樺山美濃守殿

○三六 征西將軍宮令旨

抽軍忠之由被聞食了、尤神妙者、
一品親王令旨如此、悉之、以状、

天授三年六月廿九日

左少将(花押)

嶋津美濃守館

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四七号文書ト同文ナリ)

○三七 樺山資久書状

さん人どものさたし申候らんこと、もたいなく候、
身もこのほど、小山に候つるか、けふこそかくにて
候へ、さうくさやうのさたもき候ハぬに、夜中
ミヤこのしやうより、いや二郎のかたより、よ中は
かりしそくの候を、しふしに人のよせ候とて、しふ
しにたて候、いかやうに候やらんとて、人をたひて
候、身ハしらぬ事にて候、もたいなく候よし、へん
し申て候かし、たしふしのさいけの物ニいわせ候
と存候て、もたいなく候、恐と謹言、

卯月廿五日

明見(花押)

(墨引)

ミの殿

明見

○三八 本田忠親契状

契約

右意趣者心底依憑存候、進一筆候、所詮御大事之時

者、雖不甲斐く候、仰 公方以其下可立御用候、
若此條偽申候者、

伊勢天照大神宮 正八幡三所大菩薩

諏方上下大明神之御爵於可罷蒙候、仍契狀如件、

明德二年七月廿九日 信濃守忠親（花押）

椀山殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」五〇五号文書ト同文ナリ）

○三九 息長道辰沽却狀

（端裏書）

「ミろくしりやうの内道辰永代こきやくの事」

（花押）

永代おかきてうりわたすミろくしりやうの内かきの
木その一所六段之事

四至 限東中道
限南見性庵垣
限北堂園 限西中垣

右件のそのハ、道辰重代相傳の地なり、しかるをそ
の謂あるによて、はまの四郎太郎けんけうの方二代
のようとう三十貫文ニ定うりわたすところ実也、仍

後代のために祖父故みろくしの執當道慶、去文和四
年十二月七日のゆつり状并道辰親父自久僧のゆつり
あたへらるゝしやうのあん、同そうりやうのしやう
を申そへ候うへハ、永代相違あるへからず、如此き
ためおき候間、道辰か子孫等いさゝかもあらんわつ
らいをいたし候ハ、子孫のきあるへからず、仍永
代のしやうくたんのことし、

明德四年 癸酉十月廿八日

息長 道辰（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」五〇七号文書ト同文ナリ）

○四〇 島津元久宛行狀

日向國北郷宮丸名事、於闕所時者可有領知者也、但
此内除本給人分、又同郷内高岡名吉富事坪付別番在之、
早任先例可被所務之狀如件、

明德五年卯月七日 元久（花押）

椀山美濃守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」五三三号文書ト同文ナリ）

○ 島津元久宛行狀案

(本文書八四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四一 島津元久宛行狀

北郷北方内後交村椎屋跡并野と三谷寺跡、両所水田五町事為給分所相計也、任先例可有知行之狀如件、

明德五年八月十五日 元久(花押)

椀山美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五三五号文書ト同文ナリ)

○ 島津元久宛行狀案

(本文書八四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四二 渋川滿頼感狀

致忠節之由、嶋津陸奥守元久所注申候也、尤以神妙、弥可抽忠功之狀如件、

應永四年五月十三日

(榊山音久)

嶋津美濃守殿

(渋川滿頼)

右兵衛佐(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五八六号文書ト同文ナリ)

○四三 大和守幸久契狀

契約

右意趣者、堅預一筆、又進上候上者、付大小事可御用立申候、若此條偽候者、

伊勢天照大神

(八脱カ)

正幡大菩薩

(訪カ)

誼防上下大明神、御討可罷蒙候、

仍契約狀如件、

應永六年十一月十九日 大和守 幸久

(花押)

榊山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六二九号文書ト同文ナリ)

○四四 平田親宗契狀

契約

右意趣者、仰公方、於私者御大事お存、身之大綱可立御用候、如此申定、縦和讒凶害仁等出来、不

慮之子細雖其聞得候、直申入蒙仰可申披候、若此
条偽申者、

伊勢天照大神

熊野大権現

正八幡大菩薩

諏方上下大明神

稻荷大明神、

御討お可罷蒙候、仍契状如件、

應永七年二月五日

(平田)
佐渡守親宗 (花押)

栴山殿

御内

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六四五号文書ト同文ナリ)

○四六 島津元久宛行状

日向國柏杵院上楯左馬助跡、同國宮崎郡内戸次丹後
守跡事、任御下文之旨、可致領知之状如件、

應永七年三月二日

元久 (花押)

嶋津美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六四八号文書ト同文ナリ)

○ 島津元久宛行状案

(本文書ハ四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四五 島津元久宛行状

嶋津庄日向方穆佐院倉岡名之内森跡十町、同所先給
分七町、同所深年當知行分、為給分所相計也、早任
先例可知行之状如件、

應永七年二月廿四日

元久 (花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六四七号文書ト同文ナリ)

○四七 島津元久宛行状

嶋津庄日向方大田郷内十町事、為給分所相計也、早
任先例可領知之状如件、

應永七年八月三日

元久 (花押)

嶋津美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六五九号文書ト同文ナリ)

○ 島津元久宛行状案

(本文書ハ四七号文書ト同文ニツキ省略)

○四八 重繼売券

(鳥津元久)
(花押)

依有要用賣渡申、薩摩之國鹿兒嶋郡荒田庄之内妙願門・井出三阿弥門・世戸口了善門三ヶ所、田島共ニ代料足百貫文ニ賣渡申處実也、但三ヶ年後者料足有次第可請申候、仍為後日賣券之狀如件、

應永十五年つちのへ八月三日 重繼(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」七七三号文書ト同文ナリ)

○四九 清正売券

日向國北郷之内つゝミ并釜川并廣瀬、田島本物返代之用途已上百五貫文仁定所賣渡申也、但三ヶ年過候者料足有次第請可申候、若於彼地相替子細之時者、為代別在所可進候、仍為後日狀如件、

應永十五年八月十日 清正(花押)

椀山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」七七四号文書ト同文ナリ)

○五〇 平田玄親親売券

(鳥津元久)
(花押)

薩摩國知覽見院内長山・たり水・おとなり廟三ヶ所、依有要用、本物返代料足九十貫文所賣渡申実也、但三ヶ年過候ハ、料足有次第可請申候、仍為後日賣券之狀如件、

應永十五年つちのへ八月十九日 玄親(親宗)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」七七五号文書ト同文ナリ)

○五一 息長為幸質券狀

(鳥津元久)
(花押)

要用有ニよて、本物返之質券に賣渡申、北郷之内一所山下一所布別府之事、

合代用途廿六貫文
米十九石定舛エチセン

右件所領者、為幸當知行之所職也、仍本物返之質券に賣渡申事実也、己丑年ヨリ
辛卯年三ヶ年お限て本物返ニ賣

渡申候、三ヶ年以後者何時にても候へ、米錢有相次
第三請申へく候、米錢進せさらん間ハ、何ヶ年にて
も候へ、任此状之旨可有御知行候、仍為後日質券之
状如件、

應永十六年_丑三月廿三日 息長為幸(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」七八六号文書ト同文ナリ)

○五二 北郷知久書状

又柱宮方へも預御状候、昨日思渡候て、不懸御
目候間、重而進候、御返事者是も同申候するよ
しと存候、是又預御意之通承候ハ、令悦喜候、
御状ハ昨日之日付ニ可然存候、

鹿兒嶋之御状案文、昨日可進候之處、身之状淡路方
へ遣て候程、文將思渡候て、其返事を相待候之間、
遅申入候、恐入候、未淡路方返事不到来候へとも、
餘おそなをり候程ニ案文を認候て進候、文將之様、
預御意見候者悦喜仕候、別而可申子細も候ハす候と
ハ存候ながら、餘さらには候すらん、是又委可得御

意候、恐と謹言、
六月廿七日 知久(北郷)(花押)

野ノミ谷ミ 進之候 知久

○五三 北郷知久書状

委者難盡帑状候之故不及申候、隨而京都より僧之使
被下候、一昨日鹿兒嶋敷祢ニ被着候程ニ、屋形者此
間財部より被申候程、京都僧も財部にて可有御見之
由被仰候て、財部へ昨日可有御出之由、淡路方被申
候、為御心得令啓候、不審之時者、示肝自是も可令
啓候、恐と謹言、

八月七日 知久(花押)

枕山殿 進之候 知久

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四五号文書ト同文ナリ)

○五四 北郷知久書狀

猶と昨日御出、悦喜仕候、やかて參候て御礼可申候、

昨日御出、目出候、雖然夜陰御帰候、其上無調法候之御事、無御意被存候、如何様令長入諸事可申御禮候、兼又彼御返事披見仕、認候て可遣候、自是も御返事之趣可申候、案文追而可懸御目候、返と不寄思候之處、昨日風渡入御候、此間式御意存申承候、目出候、恐と謹言、

八月十九日

知久（花押）

（墨引）

御返事

知久

（本文書ハ「旧記雜錄附録」一四六号文書ト同文ナリ）

傳家龜鏡三三代教宗文(唐)

○五六 島津玄喜久契状

契約

一今度屋形如仰置候、若御御座候時者、一味同心ニ可致忠節事、

一於私不慮子細出来候する時者、御大事を身大事と存、相互ニ用ニ立被立可申事、

一此中ニ和讒凶害出来荒説時者、相互ニ以面申披、就諸事不可有二心事、

若此条々偽候者、

日本國大小神祇、殊者伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三所大権現

諏方上下大明神 稻荷大明神、御討お可罷蒙候、

應永十八年八月 (島津久豊) 玄喜(花押)

(教宗) 椀山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八二七号文書ト同文ナリ)

○五五 島津元久宛行状

嶋津庄日向方隈野郷内十町分事、為本給間、任其旨所宛行也、早守先例可被領知状如件、

應永十七年二月十五日 (島津元久) 沙弥(花押)

椀山安藝守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七九六号文書ト同文ナリ)

○五七 平田玄親親宗契状

契約

一今度屋形如仰置候、若御お取立申一味同心可致忠節事、

一心底疎略不存候之間、於于私大小事申、御大綱之時者、雖不甲斐候、御用ニ可立候事、

一此中和讒凶害出来荒說時者、相互ニ以面申披、就諸事不可有二心事、

若此條と偽候者、

日本國大小神祇、殊者伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三社大権現

諏方上下大明神 稻荷大明神、御罰お可罷蒙候、

應永十八年八月

(平田親宗)
玄親(花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八二六号文書ト同文ナリ)

○五八 北原久兼契狀

契約

一右意趣者、若御御座候時者、身之一大事と存、前

と不相替可致忠節事、

一縦若御雖無御座候、至子と孫と無二心御用可罷立事、

一於此内和讒凶害仁出来候而、如何様ニ雖荒說候、聊不可信用仕候、又被聞食候時者、被仰下可申披候、

若此条と偽申候者、

日本國大小神祇、殊者伊勢天照大神

熊野三社大権現 諏訪上下大明神

正八幡大菩薩 天滿自在天神

御罰可蒙罷候、

應永十八年九月二日

北原左馬助久兼(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八二八号文書ト同文ナリ)

○五九 島津玄喜久契狀

一右意趣者、栴山殿事者不及申候、過候つる方も取

分別而憑存候、於自今後者成親子思、大小事無隔

申承、御大事身大事一切別ニ不可存事、

若此条と偽候者、

日本國大小神祇、殊者 伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三所大権現

稻荷大明神 天満大自在天神

御罰お可罷蒙候、

應永十八年九月六日

(島津久豊)
玄喜(花押)

嶋津安藝守殿

(本文書ハ、旧記雜録前編二八二九号文書ト同文ナリ)

○六〇 町田廣林清契状

今時分子にて候徳犬丸御意ニかけられ候ニよて、上方よりも無子細蒙仰候御事、千万畏入存候、於後々貴方を万事ニたのミたてまつり、無他事御ようになりたつへく候、
(ママ)

若条偽候者、

日本國大小神祇、殊者伊勢天照大神

正八幡大菩薩 熊野三所大権現

天満大自在天神 諏方上下大明神、御罰を可罷蒙候、

應永十八年九月十一日

町田飛駄(驛)入道廣林(花押)

椀山殿

(本文書ハ、旧記雜録前編二八三〇号文書ト同文ナリ)

○六一 備前守仲頼契状

契約

右意趣者、仰公方、於私者大小事不残心底申承、御大事之時者身之大綱と存、可罷立御用候、如此申定候上者、万一不慮讒者出来、和讒凶害お雖申候、不可有御信用候、左様之時者直仁承仰申入、可散申不審候、若此條々偽申候者、

日本國大小神祇、殊ハ

伊勢天照大神宮 熊野三所大権現

正八幡三所大菩薩 諏方上下大明神

稻荷大明神之可罷蒙御罰候、

應永十八年九月卅日 備前守仲頼(花押)

椀山殿

(本文書ハ、旧記雜録前編二八三四号文書ト同文ナリ)

○六二 前對馬守久重契狀

契約

一右意趣者、於三ヶ國御事者如何様雖轉變候、無違
扁可申入事、

一此内不慮之子細出来候時者、御大事お身之大綱と
存可馳參事、

一若和讒凶害候荒説候者申上、蒙仰候ハて不可有信
用事、

若此条偽申候者、

伊勢天照大神 熊野三所権現 八幡大菩薩

諏訪大明神 天満大自在天神、御罰お可罷蒙候、

應永十八年十月三日 前對馬守久重 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八三五号文書ト同文ナリ)

○六三 島津久豊書狀

又あいせんか御無事承候、御めて度候を、くす
り食候こそ身□としめて候、又かんせうのうら
すこし給わるへく候、かんすいせきにして候之

由申候、

一日度雖不始御事候、御奔走誠恐悦候、兼又平田方
事多分事行候之由、本田安了一昨日申遣候、先時節
からと申目出候、か様儀より候て申子細候之處ニ、
御意無子細承候事、千万と恐入候、無事道行
候者早と可申候、返と最前より御志之至、かいふん
の案内未申得候程ニ、無面目候之處、結句大篇なか
ら大寺をもつて申子細、無心元存候、雖然身か身に
て候ハ、かいふんの思をハあらハし申へく候間、
無是非候、國を今まであんのん候も、平天かこし
まニ罷着て候し、御骨折候て、今までも候かと存候、
千万悦喜仕候、諸事期後信候、恐と謹言、

十月六日

久豊 (花押)

椋山殿

(墨引)

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」五九〇号文書ト同文ナリ)

○六四 樺山道春首讓狀

讓与 (樺山) 孝宗分

右、京都之御下文并代と探題之御教書、次一家之惣領之御狀共之所領等、當知行不知行不殘愚息孝宗仁所讓与也、此内日向國宮崎郡内戸次丹後守之跡三分一者、真久仁讓候也、可有談合者也、仍讓狀如件、

應永十八年十月九日

道春 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八四〇号文書ト同文ナリ)

狀如件、

應永十八年十月九日

(池尻惟信)
伊賀守殿

沙弥道春

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二八三九号文書ト同文ナリ)

○六六 島津久豊書狀

(墨引)

御札委細承候了、兼又宮内三候之時、御使到来之刻、覺嶋事以外さハき候之由申越候間、俄風渡罷立候了、仍御使これまでと被存候、態不審可申候、幸此堺不審申候、就夫候者、當所ひたと申候所ニ究竟在所口
□上伊敷者共伊集院へ心をよせ候て、忍と誘候事を地下之者共不存知候て、八日夜誘合候て、既伊集院殿ハ竹山まで被打寄候、前勢者小野近所まで打寄候、既乗候する計にて候處、當所者共ふと八日夜中計此國ニ打入候、仍合圖違候程引退候、昨日此國にまか

○ 樺山道春首讓狀案

(本文書ハ六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○六五 樺山道春首讓狀

讓与

右、日向國宮崎郡之内戸次丹後守之跡三分一并樺山

北方原之左近督作之田島・同南方平左近作田島・中牟礼之浦牧野之村、合所と四ヶ所、愚息真久仁所讓渡也、惣領守孝宗之下知、諸役お可勤仕者也、仍讓

り候てみ候てこそ末運も勝て候けるニ存候へ、満家路次、吉田路次までも可成煩所にて候、被乗候てハ才覚あるましき所にて候、先と平天 神慮かと存候、依之給黎・指宿・頼娃邊までも荒説候處、能時分我(匡家)と罷帰候て、何方も無為之程、大慶此事候、随而高木殿より飢肥判事承候、此在所事ハ親にて候之者判、又者(島津元久)玄忠判も飢肥殿被取候事かくれなく候へとも、身ハ高木殿自最前者別人へおもひかへ申へきにてもなく候間、高木殿へ遣度候か、先日屋形と別と候之時之年号ニしたゝめ候て遣度候ハ、可為如何様候哉、飢肥もいまは無二るられ候へハ、あの儀もやふり度もなく候事ハ、此人心落ニ候ハてハ、退治も難有候哉、可然もおほしめし候ハ、承候て南郷半分之判帛をしたゝめ候て、半分事者關所出来候時と申へく候、委細三保ニ可有御談合候、随而長吉之事者祝ニ遣たる所にて候、進へく候□山城殿知行之内替儀者よも候ハしと存候、まきれあらしと存候、其時分堅申付へく北原三郎太郎、給黎正官材木とりニ遣候、

さりなから承候て無沙汰之儀候之中をもたかひ候て可入見參候、次奥州事者持合わつらハしくも候ハ、船事ハ三保ニハ用之可多存候へハ、大寺殿ニ平にと申候て別而進候へく、彼此委御返事承候へく、返と奥州の事ハ舟のある在所にて候間、用之事おほかるへきよし存候之間、堅申候て可遣候、返と雖不始御事候条と、御念比示給候事、真実ニ悦喜千万候、恐と謹言、

(応永十八・九年頃)
十月十一日

久豊 (花押)

椀山殿

御返事

(本文書ハ「旧記雜録附録」一五九一号文書ト同文ナリ)

○六七 島津久豊安堵状

日向國北郷三分一井宮丸名之事、為由緒上者早任先例可令知行者也、仍為後日之状如件、

應永十八年潤十月廿五日 久豊 (花押)

椀山殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八五〇号文書ト同文ナリ）

○六八 島津久豊安堵状

日向國北郷嶋津内并薩摩國鹿兒嶋知覽見内所と賣得之地事、不可有子細也、任早先例可令知行者也、仍為後日之状如件、

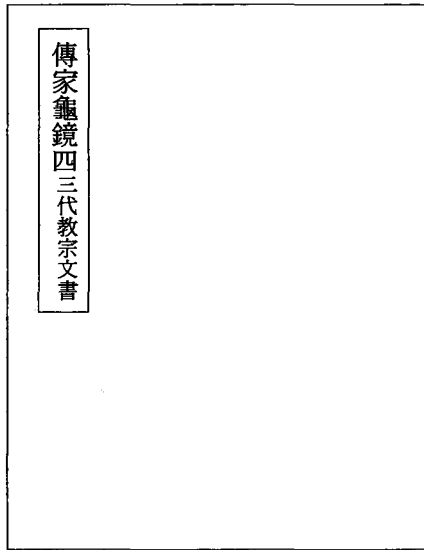
應永十八年潤十月廿五日

久豊（花押）

椀山殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八五〇号文書ト同文ナリ）

(巻子表紙)



○ 島津久豊安堵状案

(本文書ハ六八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○六九 北郷知久契状
契約

一 仰公方、一味同心可致忠節事、
一成親子思、御大綱を八身之大事と存、身之大綱を

八御大事と被思召、不残御意承、不残愚意申入、
大小事お可談合申事、

一 如此申承候上者、自然讒者出来候て和讒凶害雖申
候、相互ニ達申承候て可被有信用事、

若此条と偽申候者、

日本國大小神祇、殊者

伊勢天照大神 熊野三所大權現

正八幡大菩薩 諏方上下大明神

天満大自在天神、御爵お可罷蒙候、

應永十八年十一月二日

中務少輔知久(花押)

椀山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八五二号文書ト同文ナリ)

○七〇 本田元親契状
契約

一 仰申 公方、可致忠節事、
一 御大事身大綱存、身大事御大綱と被思食、就大小

事申承、可御用立申事、

一如此申談候上者、自然和譏凶害之仁出来雖申子細候、相互申承候ハては不可有御信用事、

若此條々偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者

伊勢天照大神宮 熊野三所大權現

正八幡大菩薩 霧嶋六所大權現

天滿大自在天神、御討可罷蒙候、

應永十八年十二月五日 (本田) 元親 (花押)

椀山殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編二八六一号文書ト同文ナリ)

○七一 島津久豊安堵状

嶋津御庄日向方本領并當知行事、任本證文之旨、領

掌不可有相違之状如件、

應永十九年三月十八日 久豊 (花押)

嶋津安藝守殿

○七二 島津久豊宛行状

嶋津御庄日向方隈野郷内十町、同國大田郷之内十町、同國薄壇事、為給分所宛行也、早任先例可領知之状如件、

應永十九年三月廿日 久豊 (花押)

嶋津安藝守殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編二八七二号文書ト同文ナリ)

○七三 島津久豊宛行状

大隈國上小河内五町分事、為給分所宛行也、早任先例可領知之状如件、

應永十九年三月廿日 久豊 (花押)

嶋津安藝守殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編二八七二号文書ト同文ナリ)

○七四 島津久豊宛行状案并

上小河村水田坪村

(本文書ノ前半部分ハ七三号文書ト同文ニツキ省略ス)

（教志）
栴山殿之分

上小河村水田坪付

一にいたの□二町八反
（門カ）

用作一丁四反

相國寺田八反

已上五町

應永十^{（八年）}十一月十三日

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八五四号文書ト同文ナリ）

○七五 幸満契状

契約仕候、

右、元者貴方様ニ於愚身等者、

乍憚成一味同心ニ思申候上者、不可有不忠之儀候、

若讒言仁出来候て虚言申候時者、以面可落居仕候、

此段偽申候ハ、

日本國中大小神祇之可罷蒙候御討候、仍如件約状、
（ウマ）

栴山殿御内

應永十九年十一月廿三日

なかのゝ大和守

幸満（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八九〇号文書ト同文ナリ）

○七六 島津久豊契状

右意趣者、

一三ヶ國如何様ニ雖転変、就是非申談候て、大綱を

ハ身の大綱と存、不可有二心事、

一如此申談候上者、今程之習、若和讒凶害の仁出来

候ハ、其人を敵と存、一切無信用、親子の可成

思事、

一条と申定候上者、あるひハ御由緒、あるひハ於御

本領而可被付御力事、不可有疎略、於子孫も此衆

中之一家之所領之事、相互煩となしなされず、本

末他門の案に不入して一家繁昌候様ニ可申談事、

若此條と偽申候ハ、

日本國中之大小神祇、殊ハ

伊勢天照大神宮 熊野三所大権現 正八幡大菩薩

稻荷五社大明神 諏方上下大明神、御討可罷蒙候、

應永十九年十一月廿四日 久豊（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八九二号文書ト同文ナリ）

椀山安藝守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八九二号文書ト同文ナリ）

○七八 島津久豊書下

日向國於嶋津庄闕所出来候者、次第七可相計者也、
任先例可被領掌之状如件、

應永十九年霜月廿五日 久豊（花押）

椀山安藝守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八九五号文書ト同文ナリ）

○七七 新納久臣契状
契約

一右意趣者、去春比如申談候、聊不可有違篇之事、
一雖不甲斐之候、御大事お身之大綱と存、身之大事
お御大綱と被思召、御用ニ立可申事、

一若又於于此内讒者出来、和讒凶害之時者、直ニ申

披可承事、

此条々偽申候者、

伊勢天照大神 正八幡三所大菩薩

熊野三所権現 諏方上下大明神

天満大自在天神、御爵お可蒙候、

應永十九年霜月廿四日 久臣（花押）

（新納）

北郷殿

椀山殿

○七九 島津久豊安堵状

日向國宮崎郡戸次丹後守跡事、任御下文旨可令領知之状

如件、

應永廿年卯月廿九日 久豊（花押）

椀山安藝守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」九〇八号文書ト同文ナリ）

○八〇 島津久豊宛行状

日向國山東諸縣庄内嵐田四拾町事、右為給分所宛行

也、任先例可有領知之狀如件、

應永廿年九月廿五日

久豊（花押）

椀山安藝守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」九一四号文書ト同文ナリ）

○八一 島津久豊書下

嶋津庄之内蒲生七郎給分卷町九段、代用途拾九貫七
所令沽却也、早任先例可被領知之狀如件、

應永廿一年四月二日

久豊（花押）

椀山安藝守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」九二六号文書ト同文ナリ）

○ 島津久豊書下案

（本文書ハ八一号文書ト同文ニツキ省略ス）

○八二 北郷知久契状

（八二の一）

不似付事にて候しか共、一日野三谷雇申候處、

懃三意趣お被仰着候御事悦喜仕候、仍藝州より

御状給候、是又悦喜仕候、此段能く御心得候者

所仰候、兼又公方向之事、藝州お憑存候之間、

就荒説一日進状候キ、雖然藝州様之為御意、荒

説お承候様に一日之御状見得候、聊無其分唯只

公方之儀計にて候、藝州之我等を御讒候とハ努

くと承候、

若此条偽申候者、殊ニハ

伊勢天照大神 正八幡三所大菩薩

天満大自在天神 霧嶋六所大權現

神柱両所妙見大菩薩、御討可罷蒙候、

七月廿二日

知久（花押）

應永廿三年末弘殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」九四八の一号文書ト同文ナリ）

（八二の二）

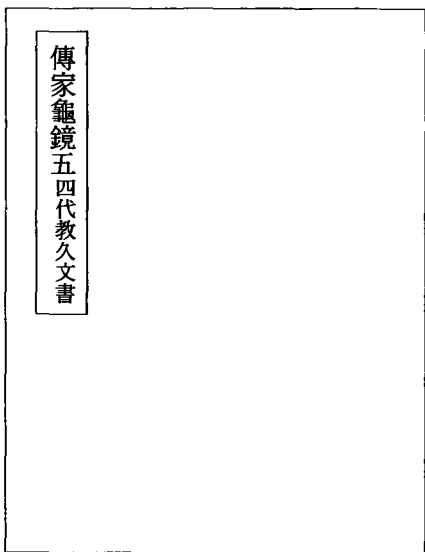
▽^{（裏書）}Ⓜ追令申候、如此申まてにてハ候ハね共、若こし

つをもて御意なども為請候、か様に申候様ニか、

而と思食れ候ハんと存候て進状候、能と御物かたり候ハ、悦喜仕候、すへにこそ可申候へ共、人事新跡ニ可成候之間、夫まで申候ハす、可有御心得候、恐と謹言、△

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九四八の二号文書ニヨリ補ヘリ)

(卷子表紙)



○八三 島津久豊書状

尚く御酒送給候事、誠以喜悅至候也、

此間取乱候て申承す候、心もとなく存申候處ニ、御音信誠為悦之至候、更又御酒送給候事、不知所謝候也、雖過言候、時節からと申、日来いか程よりも喜不少候く、随而藝州長く御辛勞、中く生涯御志此上あるましく候、殊以諸事目出事、近日多とあるへ

く候、本望至極之儀候、今度藝州御意、子と孫とまて悦喜仕候、中く巻状難盡候之間、不及重言候、恐と謹言、

九月廿九日

久豊(花押)

鎗次郎殿

(本文書ハ「旧記雜録附録」一五九四号文書ト同文ナリ)

○八四 島津久豊加冠状

加冠

嶋津鍋次郎丸

養子次郎三郎孝久

久豊(花押)

應永廿二年十二月十三日

(本文書ハ「旧記雜録前編」二九三八号文書ト同文ナリ)

○八五 本田元親質券

質券地事

水田壱町 西門

合 壹町 なもめ田

島 二段 宮内原口

右田島等者、依有所用子細、代用途貳拾七貫文仁、

本物返三所入置申也、料足尋次第可請申候、仍為後

日證文如件、

應永廿三年二月廿九日 元親 (花押)

樅山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九四七号文書ト同文ナリ)

○八六 島津存忠久質入証文

依有要用、米十石借申早、明年霜月中如法不致六利

沙汰者、水田壹町除万雜公事所可避渡申也、若於其

内生死習於身有不慮之儀者、自御所圓丸貫為此質可

進置也、仍為後日證狀如件、

應永廿三年十二月十四日 存忠 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九五〇号文書ト同文ナリ)

○八七 伊東祐立契狀

契約

一天下如何様雖轉變、一味同心可申談事、

一於自今以後者、就萬事御大綱お存身大事、可被見

繼之申事、

一如此申談上者、萬一有和讒凶害者、不殘所存可申

披事、

若此條と偽申候者、

日本國大小神祇、 殊者

伊勢天照太神 熊野三所大權現

八幡大菩薩 天満大自在天神

諏方上下大明神、御罰お可罷蒙候、

應永廿五年正月十四日 祐立 (花押)

嶋津殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九七一号文書ト同文ナリ)

○八八 沙弥秀貞契狀

契約

右意趣者、心底依奉憑候、捧一筆候、所詮御大事之

時者身大綱と存、雖甲斐之候、仰公方、以其下可立御用候、若此条偽申候者、

日本國大小神祇、殊者

伊勢天照大神宮 正八幡大菩薩

取方上大明神 天満大自在天神

霧嶋六所大権現、御討お可蒙罷候、仍契約状如件、

應永廿五年卯月八日 沙弥秀貞 (花押)

栴山殿御内

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」九七二号文書ト同文ナリ)

○八九 島津忠朝契状

證状

右此時節申談候一段之事、聊不可有吳篇之儀候、次

於于後日塩貢身上之間之事、可被懸御意之由承候、

是又同前候、

若此条偽申候者、

伊勢天照大神宮、殊者富國鎮守新田八幡大菩薩

諏方上下大明神 天満大自在天神

熊野三所大権現、御討お可蒙罷候、

應永廿六年十月廿八日 山城守忠朝 (花押)

栴山殿

加治木殿

柏原殿

北郷殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」九八三号文書ト同文ナリ)

○九〇 伊集院道応頼久契状

契約

一 可仰屋形之儀之事、

一 於自今以後者、別而御殿人之由を存、無隔心可

申承事、

一 如此申談候上者、御大事之時者身之大綱ニ被存、

御用ニ可罷立候、万一於此内不慮ニ讒者出来、

虚説凶害お申候者、則時ニ申入、蒙仰可散不審

事、

若此條と偽申候者、

日本國中大小神祇、殊以

伊勢天照大神 正八幡大菩薩

稻荷大明神 天満大自在天神

諏訪上下大明神、御罰お可罷蒙候、

應永廿八年九月十二日

(伊集院頼久)
沙弥道應 (花押)

嶋津安藝守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一〇七号文書ト同文ナリ)

〇九一 越後守久元契状

契約

一 於于公方向、無二弥と可致忠節事、

一 於于私大小事、互憑可被仰下事、

一 如此申入候上者、於于子と孫といか躰私雖子細出

来候、替不申可被懸御意事、

右此条偽申候者、日本國大小神祇、殊當國霧嶋大權

現、御罰可罷蒙候、仍契状如件、

應永三十一年卯月廿五日 越後守久元 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一〇七号文書ト同文ナリ)

〇九二 島津久豊契状

一 今日までにおき候てハ、御身上一切談議承て候事、

一 御近所人ニ自然候時ハ、心得ていられ候へと不申

候事、

一 所領向事、今までハ諸方あいしらひ候ハて、則時

ニ大綱もあるへく候、よてはからいかね候てこそ

如此候へ、進候するを今度最前より御志被得、於

心底おしく存候て不進事、

一 世上向ニ別而御大事あるへき人にて御座候之間、

御用ニ立候とハ申ゑす候、身のうんをひらき候

ハ、最前より御志を不忘、力を付申候すると、

ふかく大儀と存候へく候事、

一 於向後ハいよく身上事憑入、又ハ御身事をハ久

豊一大事と存候へく候、此条偽候者、

日本國大小神祇、御罰を蒙罷候、偽あるましく候、

霜月廿二日 久豊 (花押)

椋山殿

(本文書ハ「旧記雜録附録」五九三号文書ト同文ナリ、尚熊野那智大社発
行ノ生玉印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇九三 島津久豊書状

返料そく急とかし預候へく候、事闕候間、申候、
飢肥殿方人罷候之間、随分御出候ハんすると存候て、
御帰不承知、案内不申候之条無心元候、兼又和田殿
寄合候てはくち仕候ても、料足少候て事闕候、次二
候ハんする御了そくくわんかし預候へく候、夫と
わたらす候、よそへも御秘計候へく候、れうそくわ
たり候者、二十貫借給候へく候、りせん事同然たる
へく候、しちニハなんりやう二百りやうめもたせ、
明日進候へく候、恐と謹言、

壬七月九日

久豊 (花押)

かは山殿

(墨引)

樺山殿

久豊

(本文書ハ「旧記雜録附録一」五九七号文書ト同文ナリ)

〇九四 島津存忠久書状

無正躰事も候へく候、何様土持方兩人たいめんの間
ハ、堅用心可給ふ候よし申候と、只今かのや申候、
いか程もおんミつにて山口ニいそき候、仰候する事
可然存候ても申度候へ共、内儀ニ御心得候て可然存
候間、早と令申候、恐と謹言、

三月十六日

存忠 (花押)

樺山殿

〇九五 某坪付

嶋津庄之内坪付

一はねた門 三町三反口

一つしその門 一町六反廿

一さかひその門 一町三反十

一沙汰人分 四反

うきめん

一反 きやうてん

一反 のりてん

廿口 ひしやもんでん

以上六町九反十

なかりしやうのうち

もり田のきやうふ太郎の門

二町二反

せいひらのうち

くろ池の門

一町

惣以上十町一反十

應永三十二年四月十日

椀山殿御内

○九六 某坪付

二々 在 應永卅二年四月十日

椀山殿

遷日記

嶋津庄之内坪付

一はねた門 三町三反〇

一つし蘭門 一町六反廿

一塚蘭門 一町三反〇

一さた人分 四反

浮免

一反 經田

一反 のり田

廿〇 ひしやもん田

以上三町九反十

森田刑部太郎門

二町二反

せいひらの内

黒池門 一町

惣以上十町一反十

○九七 久安質券

用なる子細候間、下大すミくろ木原のしほや一十貫

文二本せんかゑしニ椀山殿へうり渡申候、三年すぎ

候ハ、もとの十貫文返申うけ可申候、三年か間ハ

三貫文のしほを可進候、為後日状如件、

應永卅四年正月廿二日

久安(花押)

椀山殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」二一〇六二号文書ト同文ナリ)

○九八 某坪付

加治木郷内坪付

下木田内

一平田門

水田一町五反廿

西別府内

一くわのさこの門

水田八反

うきめん下木田

七反 こくてん

二反 くすの木丸

卅 一町田くゑ州

三反 下藪田

卅 よこ枕

三反 とこゑ

二反中津川免たうの前

卅 おハリ免一せまち

廿 もとおか免くゑた

三反またつき免三のつほ

廿 五反田くゑ州

四反 さこ田殿持

以上五町

應永卅四年二月七日

樺山次郎殿

○九九 樺山孝久書状

以面雖可啓候、生死之習今より難定候間申置候、就其愚身か事、屋形之立御用捨命候事本望候、雖然一跡則時ニ絶失候する事、餘なけかしく存候、なへます丸か事、御殿人とおほしめし、城所領ニもはなれ候ハぬ様ニ御方便候て、人たてられ候ハ、来世までも可心安候、偏憑存候上ハ、親類内者も御意共ニそむき候事あるましく候、尚と彼仁か事、乍恐子とも被思召、又親ともたのミ申へく候分を申付て候、相構く申候意趣、御ちかへあるましく候、恐と謹言、

永享二年

七月十三日

孝久（花押）

（知久）
北郷殿

(時久)
次郎殿

(本文書ハ、旧記雜録前編二〇二二六号文書ト同文ナリ)

〇一〇〇 樺山孝久書状

尚と鍋増か事、恐なから子とおほしめし、又親ともたのミ可存候由、かたく申付候、

生死之習今より難定候之間、先者不令啓候、就其三か國之事如此罷成候て、屋形之立用捨命候事本望候、雖然一跡則時ニ絶候する事、餘ニなけかし候、なへますか事存候ハす共、御近所と申可憑存候、ましてまきれぬ子細にて候ほど之意趣を申入候へハ、中く隔心ニ相當候欵、此仁か事、ともかくも御身持のことく候て、城所領にもはなれ候ハぬ様ニ御計候て、御殿人とおほしめし、人たてられ候ハ、来世までも可心安候、今度之刻度と此趣申候き、定て可被思召合候、一向憑申候上者、親類内者も御意ニそむき候事あるましく候、相構と令申分、不可有御違候、恐と謹言、

永享二年

七月十三日

孝久(花押)

高木殿

(本文書ハ、旧記雜録前編二〇二二七号文書ト同文ナリ)

〇一〇一 樺山孝久書状

雜務之沙汰之事、なにとしてもよくつりひいきによて、しやうつよく申候事つねのならひにて候、小事か大事ニ成事うたかひなく候、しよむろん、下人きた、ぬす人きたなどハ、地はんはちと物よハくあるへく候、必沙汰を大にしなし候て、わかうせ候するニ成候て、うちすて候事いま程ある事にて候、不可然候、またしき時物よハく候ハ、外のひハうをハ請ぬ事にて候、相構とかんにんあるへく候、尚とまたしき時、しやうこハく候事もつたいなく候、よくく談合候て相計ハれへく候、

七月十三日

孝久(花押)

おとな若衆之中

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二一九号文書ト同文ナリ)

梅巖和尚
侍者御中

〇一〇二 樺山孝久書状

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二五号文書ト同文ナリ)

(墨引)

〇一〇三 島津好久契状

契約

大方愚意雖令啓上候、重く申置候、身之事今度之刻、屋形之立御用、捨命候事勿論候へ共本望候、雖然則時三跡絶失候する事、餘なげかしく存候、鍋増丸か事、高木殿を一向三憑申候より外の無了簡候、彼仁か事、城所領にもはなれ候ハぬ様ニはくくまれ候ハ、来世までも心安かるべく候、志和知への御中媒を憑存候、又老母姉にて候ものか事、申上候までもなく候へ共、是又御芳志をなしてたのミ申さす候、いかにも御ふち候へく候、とても申入候ハす共、御ふさたあるべく候共不存候之間、不能巨細候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

右意趣者、雖為天下轉變無二可申談事、

一於自今以後御大事を身大綱と存、就萬事無違篇可憑存事、

憑存事、

一如此申談候上者、自然和讒凶害申者候共、聊不可有承引事、

憑存事、

此條と若偽申候者、

日本國中大小神祇、殊ニ取分

伊勢天照大神宮 熊野三社大權現

八幡大菩薩 諏方上下大明神

天満天神、 可蒙御對候、

永享二年八月廿七日

(島津用久) 好久(花押)

永享二年

七月十三日

孝久(花押)

樺山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二二二号文書ト同文ナリ)

〇一〇四 島津忠国書下

大隅・薩摩・日向之所と買得之所領事、早任先例可
為領知状如件、

永享二年十二月十三日

陸奥守 (花押)

椀山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二三二号文書ト同文ナリ)

〇一〇五 島津忠国書下

嶋津御庄日向方諸縣庄之内入名并宮原村、為料所と
宛行也、任先例可被領掌之状如件、

永享五年七月八日

陸奥守 (花押)

椀山次郎三郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二四二号文書ト同文ナリ)

〇一〇六 島津忠国契状

契約

一天下雖轉變可成一味同心思事、

一安房間之事可存憑入事、

一和讒凶害之時、直承可申披事、

此条と偽申候者、

日本國中大小神祇、別而

伊勢天照大神宮 諏訪上下大明神

熊野三所大權現 天満大自在天神

正八幡三所大菩薩、可蒙御尉候、

永享七年六月十二日

陸奥守貴久 (花押)

椀山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二七三号文書ト同文ナリ)

〇一〇七 島津貴久^忠起請文

證状

一國立栖談合之時、無最^柄負不殘心底可承由候上者、

愚存も可專順旨事、

一 愚意お申出、集義お承、可任多分之儀申事、
一如此申談候上者、申候する儀お何度も可以料申事、
(御断カ)

此條偽申候者、

正八幡大菩薩 天満大自在天神、御爵可蒙候、

永享七年十月十二日 貴久御判

面々御中

(本文書ハ、旧記雜錄前編二二二七九号文書ト同文ナリ)

〇二〇八 本田重経外十四名連署起請文

請文

一一 一味同心可罷立御用事、

一 意見御尋之時、不残心底可申上事、

一 御談合之時、最良之子細不可申上事、

右此条々偽申候ハ、

日本國中大小神祇冥道

伊勢天照大神宮 霧嶋六所大權現 正八幡三所大菩

薩 諏方上下大明神 天満大自在天神、御爵お各々

之身中ニ可罷蒙候、

仍起請文如件、

(享) 永享七年十月十四日 重経 好資 孝久 柘山殿

因盛 元政 知久 北郷殿

末広殿 ちちき殿 忠勝 親平 忠臣 新納殿

久安 一久 町田殿

いち、殿 税所殿 弥阿

正直 和田殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編二二二七八号文書ト同文ナリ)

〇二〇九 伊集院熙久契状

於如御意趣我等も今度奥州御用ニ罷立候上者、後

とまでも以前之御契約、又者此刻之忠節御忘候者

衆中ニ訴可申候、若於私に御大綱之時者、無二心

可罷立御用候、此条々偽申候者、

伊勢天照大神 熊野三所大權現

八幡大菩薩 諏訪之上下大明神

天満自在天神、御爵各々可罷蒙候、

永享八年六月廿二日 熙久 (花押)

栂山殿

和田殿

高木殿

柰寝殿

平山殿

早任先例、闕所次第可領知之狀如件、

(享)
永享八年八月三日

陸奥守(花押)

栂山美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一九二号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一九六号文書ト同文ナリ)

○一一〇 島津忠国書下

日向國臼杵院上楯左馬助跡・同國宮崎郡之内戸次丹

後守跡・大隅國始良西俣地頭代官職事、

任御下文之旨、可被領知之狀如件、

永享八年八月三日

(島津忠国)

陸奥守(花押)

栂山美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一九五号文書ト同文ナリ)

右意趣者、

契約

○一一二 沙弥玄清契状

一自然御大綱時者身之大綱と存、御用ニ可罷立候、

乍恐身大綱時者、平ニ可預領助事、

一縦雖為天下轉變、一篇ニ御用ニ可立事、

一和讒凶害輩出来者、急々ニ可申披事、

若此条偽申候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所大權現

正八幡大菩薩 天滿大自在天神

諏訪上下大明神、

御對可蒙罷候、

○一一一 島津忠国書下

日向國嶋津庄同所牧方之先知行分之事、所相計也、

永享八年八月十日

沙弥玄清 (花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二〇号文書ト同文ナリ)

〇一一三 樺山孝久契状

契約

一如仰自然御大綱之時者身之大綱と存、可罷立御用

候、身之大綱之時者、平ニ可預御助事、

一縦天下雖為轉變、一篇仁可罷立御用事、

一和讒凶害輩出来者、急仁可申披事、

若此条偽申候者、

神名

永享八年八月十三日

美濃守孝久

祢寝殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二〇号文書ト同文ナリ)

〇一一四 島津貴久国書状

(墨引)

返と少之所領など給候て、山東之事永代敵案ニ入

候する事、無念至極ニ候之間、無心ながら申候、

其後其方向之御事共いか様候哉、承度候、抑紙屋方

嶋津之依本知行之事、心落にも候ハぬ候由承候、さ

様之通定末吉より可被申談候へ共、乍去親候者より

も、伊東方へ向候て、身之羈執之事ハ御推量もある

へく候哉、今時分誠紙屋之事相違も候者、須木向之

事ハ不及申候、此方向之事も不可有才覚候哉、是ま

て罷向候ながら山東之事を差置、又ハ永代絶望候す

る事、自國他國之聞得と申、一身の浮沈不可過之候

哉、平ニ嶋津事を借給、今度之達本意候者、山東を

一圓ニ給候と可存候、御意無子細候者、代之地之事

ハ先少も可進之候、若山東之事延引候者、縦寺社領

人の本領をも取はなし候ても、代之地之事悉沙汰申

へく候、猶と彼在所之事、別而某ニ借給候者、生涯

之可為御志候、恐と謹言、

八月十七日

(島津忠國)
貴久 (花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」六〇九号文書ト同文ナリ)

〇一一五 島津貴久忠国書状

御札委細承候了、

如仰其方へ御立、我等も此方へ罷越候て後、無音之至、非本意相存候之處、ねんころの御音信令悦喜候、在所からと申、その御辛勞察存候、是もあそひなとなく候之間、殊以心底之辛勞可有御推量候哉、不慮之時者承可申候、又就所務面と事、今朝進状候、定可參着候間、不能重言候、北郷殿へも別ニ申度候へ共、意趣同前候之間、閣筆候、御傳言ニ者所仰候、恐と謹言、

八月十七日

貴久(花押)

栴山殿

御申事

(墨引)

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」六一〇号文書ト同文ナリ)

〇一一六 島津貴久忠国書状

今朝長野方より申候ことく、りさゝるを取候、料足十此時五くわん借進之候

貫程御尋候て、もたせ御出候て、合力ニ御かし候ハ、令悦喜候、返くとくく御出候者為悦候、恐と謹言、

十二月七日

貴久(花押)

栴山殿

貴久

(墨引)

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」六〇〇号文書ト同文ナリ)

〇一一七 樺山教久孝久段錢目錢等差出控

栴山早水寺柱之内、北郷之内、嶋津之内買得所と知行分現作四十六町、段錢十三貫八百文、目錢四百十七文、

已上拾四貫二百十七文

進上仕候、

土持太郎殿給分

嶋津之内福富須田別府之内

現作五町七反冊下

段錢一貫七百三十七文、目錢五十一文

以上一貫七百八十八文

(異筆カ)
「永享十年段錢之分、次年十一月六月十五日、此日記末弘方へ遣候」

六月十五日

(榊山孝久)
教久

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一二三五号文書ト同文ナリ)

〇一一八 北郷知久契状

起精文

右之意趣者、

一去二月十二日 屋形之御書、末弘方より被遣候ニ
よて、同十二日拂曉ニ志布志へ可参にて候し程ニ、
日来も行候時者、和田方へ状使者之間にて音信仕
候へ共、俄ニ罷立候し程ニ、中郷前田所まで以使
者申候、意趣者、志布志より被召候、遅参候よて
御意悪候哉、末弘方及御書候、彼御書其方へ被進
候間、可有御披見候哉、定明日拂曉ニ罷下候、親
子共ニ留守之事情、自然之時者預御扶持候者悦喜

可申之由、高城へ心得候て被申候者悦喜候、次ニ
志和知之事、菟角巷説申候、如何様候哉、不審候
者定而高城ニハ可聞得候哉、左様之時者きかせら
れ候ハ、悦喜可申之由、以陰蜜(陰密)前田方へ私尋候、
此二ヶ条より外ニ別ニ意趣お不申候事、

一屋形今度此堺ニ御上之時、榊山殿御談合候て志和
知へ可有御勢遣にて候通、此邊より申出候之由承
候へ共、努と不存知篇目にて候事、

一如此□子細自是申出候者、屋形へ濃州之御讒言
候之通、我と承候之由候事、人の申候も不承候、
心中にも不寄思候事、若此条と偽申候者、

日本國中之大小神祇、殊ニハ

伊勢天照大神宮 熊野三所大権現

八幡三所大菩薩 霧嶋六所大権現

神柱妙見大菩薩 諏方上下大明神

天満大自在天神、 各々御討可罷蒙候、

永享十三年辛酉 五月十日 知久(花押)

榊山殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」一一五三号文書ト同文ナリ)

(卷子表紙)

傳家龜鏡六四代教久文書

〇一一九 伴貴兼契狀

契約

右意趣者、

一仰 公方、於其下者、御大事之時一身之大綱と存、
可罷立御用事、

一身之大綱之時、平更御力お憑存候事、

一如此申談候上者、不慮仁讒者出来、和讒凶害申候

時者則承、直仁可申披事、若此条と偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者

伊勢天照大神宮 熊野三所大權現

霧嶋六所大權現 諏方上下大明神

天満大自在天神、各可蒙御爵候、

永享十三年五月廿八日 伴貴兼 (花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三五号文書ト同文ナリ)

〇一二〇 足利義教御教書

日向國人野邊在所(義昭)二大覚寺居住之由被聞食候、不日

上進之候者、忠節不可過之候、於恩賞者可隨望之由、

野邊堅可申付候也、

(永享十二年カ)
六月廿日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三三〇号文書ト同文ナリ)

〇一二一 足利義教御教書

(義昭)大覚寺在所注進并彼狀取進之、神妙被思食候、不日

致計略可上進之、万一其儀不可叶候者可討進之、雖
為何篇忠節不可過之候、委細彼使被仰含候也、

(本草十二年也)
六月廿日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三二二号文書ト同文ナリ)

〇一二三 足利義教御教書案

大覺寺事、分國中居住之由、以前注進之時委細被仰
訖、然者不日可致沙汰之處、於于今延引如何様子細
哉、定雖不可有疎略之儀、不廻時日令落居者、万代
忠節不可過之、併被憑思食候、巨細猶大内修理大夫
可申候也、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三二三号文書ト同文ナリ)

〇一二三 大覺寺尊有義昭御内書案

一天四海之逆乱更不得其期、是偏義教公盜行惡逆無
當之政道故也、然間於一門之中不退此乱惡者、天命
之至、落着可及當家滅亡欽之上、別而又為勝定院之
猶子之間、云由緒旁以存立之處、全非私曲之儀、併

為助万民續家門也、依之萬方成下知之間、諸国存其
志、既時節純熟之間、急欲全現形、然者應順路之儀、

早為御身方之隨一致忠節、廻計略ハ可為御本意、於

恩賞ハ隨望可有其沙汰、猶々軍忠之一段、別而憑訖、

仍狀如件、

(永享年中)
八月廿五日

(足利義昭
在判)

椀山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三六一号文書ト同文ナリ)

〇一二四 足利義教御内書

(義昭)
就大覺寺事、致粉骨之由被聞食候、忠節之至、尤以

神妙、仍太刀一腰遣之也、

(嘉吉元年)
四月十三日
(足利義教
(花押))

椀山美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三四五号文書ト同文ナリ)

〇一二五 拝領物目錄

御太刀

新納 長光

北郷 國行

肝付 同銘

本田 正恒

樺山 國宗

此分被遣候、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一二六五号文書トホボ同文ナリ)

○一二六 島津持久用契状

契約

一 天下雖為轉變、為一方可申談事、

一 しせん御大事之時者、身の大綱と存、是非ともに

捨申ましき事、

一 今度申談候うへ者、於子孫も相違之儀有ましき

事、

一 申出し候する事、違篇之儀有ましき事、

一 如此申談候うへ者、自然わさん之儀出来候はん時

ハ、面をもて可申披事、

此条と偽候者、

日本國中之大小神祇、殊

伊勢天照太神宮 熊野三所大權現

正八幡大菩薩 諏方上下大明神

天満大自在天神之御討可蒙候、

嘉吉元年九月十二日

持久 (花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一二六六号文書ト同文ナリ)

○一二七 和田正存契状

契約

右意趣者、

一 仰 持久、於私者、自然御大事之時、身之大綱と

存、可御用罷立之事、

一 今度之刻一段申談候上者、於子と孫と捨すてられ

申候ましき事、

一 如此申談候上者、讒者出来、和讒凶害之時者、則

承可申披事、

若此條と偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者

伊勢天照太神宮 熊野三所權現

八幡三所大菩薩 諏方^上大明神

天滿大自在天神、御爵可蒙候、

嘉吉元年九月十二日 ^(和母)正存 (花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一二六八号文書ト同文ナリ)

若此条と偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者

伊勢天照太神宮 熊野三所大權現

八幡三所大菩薩 諏方^{上下}大明神

天滿大自在天神、御爵可蒙候、

嘉吉元年九月十二日 ^(高木)殖家 (花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一二六九号文書ト同文ナリ)

○一二八 高木殖家契状

契約

右之意趣者、

一仰 持久、於私者、自然御大事時身之大綱と存、

可罷立御用事、

一今度刻一段申談候上者、於子と孫と捨すてられ申

候ましき事、

一如此申談候上者、讒者出来、和讒凶害之時者、則

承可申披事、

○一二九 足利將軍家御教書

嶋津持久・高木孫三郎・市来太郎以下事、所被加治

罰也、早令合力嶋津陸奥守、可被抽忠節之由所被仰

下也、仍執達如件、

嘉吉元年十二月十二日 ^(細川持之)右京大夫 (花押)

栴山美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一二七五号文書ト同文ナリ)

○一三〇 信家沽却状

(端裏書)
「樅山殿 左兵衛亮」

借用申候御れうそく元二貫文 りふん一貫文

合三貫文定

右いなます名の内かいもとの水田三反うりわたし申

候、三年過候ハ、本物を返進候へく候、此下地を

ハ請申候へく候、り分一貫五百六十文内五百六十文

ハ進し候、り分残一貫文、元二貫文、都合三貫文、

代と水田三段うりわたし申候、為後日状如件、

嘉吉元年十二月廿八日 信家 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二七七号文書ト同文ナリ)

○一三二 島津持久用安堵状

日向國北郷嶋津并大隅國并薩摩國覽嶋知覽内所と買

得地等事、不可有子細也、早任先例可令知行者也、

仍為後日状如件、

嘉吉四年三月八日

樅山殿

(島津持久)
持久 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二九六号文書ト同文ナリ)

○一三二 伊東祐堯契状

契約

右意趣者、

一世上如何様ニ雖為轉変、今度一諾申談候衆中御大

綱之時者、祐堯身の大事ニ存、我等か大事を皆の

御大綱ニ被思召、相互ニ御用ニ可立被立申事、

一弓矢方立、各別ニ心ニハよるへからず候、此衆中

堅可申談候、縦嶋津殿御兄弟御和睦候而、自何方

にても御座候へ、此衆中ニ御身上ニ付而も、又我

等か身上ニ付而も、無理之子細を被仰懸事候ハん

時者、分とに身の大事ニ存、堅可申談事、

一自然 奥州ニ御用之時者、承候而可申候、又自是

持久ニ可申子細候ハん時者、此衆中ニ可申談事、

一自此方向我等ニ列立候て被申通方候共、不可有御

拘候、又自其方向此衆中ニ隔候而、我等ニ被申候

方候共、御意共放候て申談事有ましく候、殊に自

今以後、此衆中御持の御城を、相互ニ忍被忍不可

申候、其外小事の和讒等にて候へ、申付事有ま

しく候事、

一如此申談候處ニ有讒者、不慮の虚事出来事候ハ

時者、御意を不被残承、自是も無腹藏可申披候、

か様ニ申定候上者、至子と孫とまで成水魚之思、

此衆中無二無三御用ニ立被立可申事、

若此條と偽申候者、

伊勢天照太神 八幡大菩薩

天満大自在天神 熊野三所大権現

鵜戸六社大権現 諏訪上下大明神

殊者當國之鎮守 妻方五社大明神、

其外六十余州大小神祇、可罷蒙御討候、仍契状如件、

文安元年十月十二日 六郎右衛門尉祐堯（花押）

椀山殿

（本文書ハ、「旧記雜錄前編」二二二九八号文書ト同文ナリ）

契約

右意趣者、

一世上如何様ニ雖為轉變、今度此衆中一諾申談候上

者、孝久御大綱之時者、盛吉大綱と存、無二御用

ニ可立申事、

一萬一持久・忠國御和睦候而、自何方にても御座候

へ、孝久又此衆中ニ無理之子細を被仰懸事候ハ

時者、一身之大綱と存、堅可申談事、

一如此申談候之處ニ有讒者、不慮の虚事出来事候ハ

ん時者、不被残御意承、自是も無腹藏可申披候、

か様ニ申定候上者、至子と孫とまで成水魚思、無

二無三御用ニ可立申事、

若此条と偽申候者、

伊勢天照太神 八幡大菩薩

天満大自在天神 熊野三所大権現

鵜戸六所大権現 諏訪上下大明神、

殊者六十余州大小神祇、可罷蒙御討候、仍契状如件、

文安元年十月十二日

（野辺）
豊後守盛吉（花押）

〇一三三 野辺盛吉契状

栴山殿御内

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二九九号文書ト同文ナリ、尚稱戸神宮発行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一三四 高木殖家契状

契約

右意趣者、

一世上如何様雖為轉變、此衆中一諾申談候上者、孝久御大綱之時者、殖家大綱と存、無二之御用仁可立申事、

一万一持久・忠國御和讒候て、何方よりにも御座候へ、孝久又此衆中ニ無理之子細お被仰懸事候ハん時者、一身之大(綱脱カ)と存、堅可申談事、

一如此申談候之處有讒者、不慮之虚事出来事候ハん時者、不被残御意承、自是も無覆蔵可申披候、か様ニ申定候上者、子と孫と仁至まで成水魚之思、無二無三御用仁立可被立申事、

若此条と偽申候者、

伊勢天照太神

八幡三所大菩薩

霧嶋六所大權現

熊埜三山大權現

天満大自在天神

春日大明神

諏方上下大明神

御尉於可罷蒙候、

仍契状如件、

文安元年十月廿二日 左衛門尉殖家(花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一三〇号文書ト同文ナリ、尚熊野山発行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一三五 和田正存契状(前欠)

伊勢天照太神 八幡大菩薩

霧嶋六所大權現 熊野三所大權現

天満大自在天神 春日大明神

諏方上下大明神、可蒙罷御討候、

文安元年十月廿二日

和田江右衛門佐正存(花押)

栴山殿

(熊野那智大社発行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一三六 和田正存契状

契約

右意趣者、

一以前申談候條と、可守弥其旨候、

一於後とも弓箭之義理、貴方様不申談候而相計事あるへからす候、

一如此雖申談候、毎度巷説申候、其時者、申口を相互三可申承候、

一大小事可申談子細之時者、不可殘心底候、

一世上雖轉變候、貴方様を可奉損亡仕たくみを仕へ

からさる事、

若此條と偽申候者、

伊勢天照太神 熊野三所大権現

的野八幡大菩薩 霧嶋六所権現

春日大明神 諏方上下大明神

天満大自在天神、御討を可蒙蒙候、

文安二年三月廿七日 正存(花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三〇四号文書ト同文ナリ)

〇一三七 伊東祐堯契状

重契約

右意趣者、

一以前申談候條と、弥可守其旨候、

一於後とも、弓箭之儀理不申談候而、不可有相計事、

一重と雖申談候、在讒者、連と荒説風聞之時、若存

不審者、求謂口可申承披候、

一敵方より此衆中を為被分候、此方向之所領をは其

方様心中ニ被計、又其方向の所領を此方ニ被計候

共、相互ニ競望を成被成申事あるへからす候事、

一 惣別之の世上者、縦如何様ニも候へ、此衆中之事

ハ無二堅可申談候事、

若此条々偽申候者、

日本鎮主伊勢天照大神 熊野三所大権現 玉城之鎮

主八幡三所大菩薩、殊者當國鎮主妻万五社大明神

鵜戸六所権現 霧嶋六所権現、別者當庄鎮主八幡三

所大菩薩 諏防上下大明神 天満大自在天神、惣者

日本六十余州之大小諸神之

御罰、各々身上三可蒙寵候、

仍起請文如件、

文安二年乙卯月三日

椀山殿

伊東
六郎四郎 (花押)

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一三〇五号文書ト同文ナリ、尚熊野那智大社
發行ノ牛玉支印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一三八 伴兼忠外二名連署契状

契約

一 自然雖為天下轉變、一味同心仁奥州之御用ニ可罷

立事、

一 参会合戦之時者、不残心底お可申談事、

一 和讒凶害之時者、依時宜可申承事、

若此条々偽申候者、

伊勢天照大神 熊野三所権現

正八幡三所大菩薩 諏訪上下大明神

天満大自在天神、御罰お各可蒙寵候、

仍契約之状如件、

文安三年九月十六日

椀山殿

(肝付)
伴兼忠 (花押)
(称憑)
右馬助重清 (花押)
(新約)
修理亮忠治 (花押)

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一三〇九号文書ト同文ナリ)

〇一三九 榊山孝久契状

契約 契約

一 自然雖為天下轉變、一味同心仁奥州之御用ニ可罷

立事、

一 参会合戦之時者、不殘心底お可申談事、

一 和讒凶害之時者、依時宜可申承事、

若此条と偽申候者、

伊勢天照大神 熊野三所権現

正八幡三所大菩薩 諏訪上下大明神

天満大自在天神、御討お各可罷蒙候、

仍契約之状如件、

文安三年九月十七日 美濃守孝久

廿六日しふしへ遣

新納
修理亮殿

ねしめ殿

衾寝殿

きもつき殿 への案文

(本文書ハ「旧記雜録前編」二「一三二〇号文書ト同文ナリ」)

〇一四〇 島津忠国契状

契約

一 雖天下轉變、可成同心思、

一 和讒凶害之有族者、依時宜可申事、

一 自今以後、任理非、無二心憑入事、

若此条偽申者、

伊勢天照大神 熊野三所権現

正八幡三所大菩薩 諏訪上下大明神

霧嶋六所権現 天満大自在天神、

御照覽可奉仰、仍契約状如件、

文安三年九月廿九日

忠國(花押)

椀山美濃守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二「一三二一号文書ト同文ナリ」)

〇一四一 島津立久契状

契約

一 於後と不可有二心之由承候、悦喜申候事、

一 如此申承候之上者、雖諸方如何躰候、不可存等閑

事、

一 自然和讒凶害出来候之時者、互可申披事、

此条と偽申候者、

伊勢天照大神 霧嶋六所権現

熊野三所大権現 當國鎮守新田八幡大菩薩

正八幡大菩薩 開門六所権現

可蒙御討候、

長祿五年三月十二日 立久(花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三九六号文書ト同文ナリ)

○一四二 島津好久用書状

桑波田右京亮・本田・平田内者寄合候て、大方申定候之由申越候、然者我等急と渡海仕候、彼方儀事実候者、重而可申候事候、恐と謹言、

二月廿五日 好久(花押)

栴山殿

○一四三 北郷知久書状

返と、其後可申承候之處、聊取乱子細候て、無

其儀候、所存之外覚候、

段錢進納之時、可為御一所之由承候しか共、此間料足不調之程ニ、そのの段錢をハ、先可有御進上之通申候、是之段錢先三千貫明日進納仕候、為御意得御左右申候、返と夫と段錢ハ、先可有御進納之由申て候へ共、若使御まいらせ候ハぬ事もや候らんと存候て令啓候、又

屋形高城へ御通候哉、いまた志和地へ御座候哉、彼方之御逗留之様、細と示賜候者為悦候、恐と謹言、

六月十四日 知久(花押)

栴山殿

○一四四 北郷知久書状

(墨引)

又此使之路次ハ、廻まで舟にて罷着、御歸之日めくりより可帰よし申候、是又為御不審令啓候、只今鹿兒嶋より、大蔵下部罷着候、好久より御状給候、為此にて候、堅辞退仕候へ共、上意候程ニ、

状着候之通侘事申遣候、御推察前候哉、使へも御状
まいり候程ニ持せ進候、御返事給候て、此使馳可帰
候、無指御意趣候程、文將者輒候へ共、御返事申候
て、貴久御意懣候、乍去為副御意趣、又者事重くも
候する時者、可寄時宜候哉、今始にて候へハ、御返
事申候ハてハ、餘はうしやく無人候へハ、大方御返
事可申候、為御心得之令啓候、是給候状為御披見進
候、恐と謹言、

六月廿五日

知久(花押)

椀山殿

○一四五 北郷知久書状

(墨引)

一日不寄思候之處、ふと入御候、誠と悦喜仕候、馳
而参候て、か様御礼可申候へとも、病氣後未銘候程、
以吉日可取候由存候て、于今延引候、恐入候、先為
御礼次郎進候、委細可申候哉、又一日之御状、馳彼

使ニ請取せ候、御状見申候、御意通悦喜申候、自是
之御返事案文進候、可有御披見候哉、就其屋形御座
所其外、薩州不審聞得候者承たく候、隨而江州より
一昨日得状候、意趣者去十九日、大崎ニ肝付・和田
より勢遣候内蔵向ニハくしまより勢遣候て、在家ニ
三ヶ所放火候、重而廿三日可有勢遣候、合力之由被
申候程、昨日内者共十人計遣候、為御不審令啓候、
恐と謹言、

八月廿三日

知久(花押)

椀山殿

○一四六 伊東祐堯書状

(墨引)

態御音信本悦候、持久よりも御懇ニ御芳問恐悦
候、可預御心得候、

如仰雖無差事候、連日可申通候ながら、惣別依世上
乍存候處、御音信本意候、向後者、細と可申承候之
由存候處、御同前承候、本望候、就中我と事、持久

三可申談之由承候、此段 奥州御逗留之時節候間、

難及御返事候、我等意趣者、御察之前候哉、猶と慙

懃御音問承悦候、毎事期来音候、恐と謹言、

九月廿六日

祐堯 (花押)

栴山殿

御返事

○一四七 伊東祐堯書狀

(墨引)

如仰一日預御音信候、重而御狀本悦候、兼又此番持

久ニ申談候へと承候へ共、我と意趣者、先札ニ細と

申候間、不及重言候、向後者細と御申通之由存候處

ニ御同意承候、本望候、恐と謹言、

十月三日

祐堯 (花押)

栴山殿

御返事

○一四八 伊東祐堯書狀

(墨引)

一日兩度預御音信候、左様案内自是可令申候處、重

而御音札本悦候、就中和田・高木方ニ一段申談候子

細候處ニ、御意も彼面と御同前ニ御談合之由承候、

目出本望候、如此次第、兩人方へ巨細申候間、定可

被聞召候哉、恐と謹言、

十月八日

祐堯 (花押)

栴山殿

御返事

○一四九 本田宗親書狀

(墨引)

自先日承候寺柱之假屋事、今度宮丸殿御越、委細被

承分候間、可有御知行之由被申候、目出度候、尚と

増五郎殿御越候つる、萬無沙汰之至、于今恐入候と、

恐と謹言、

潤六月八日

宗親 (花押)

栴山美濃入道殿

御報

(本文書ハ「旧記雜録附録」二四三号文書ト同文ナリ)

〇一五〇 宮丸知孝書状

不遷時令啓候之間、折紙之躰恐入候、此段濃州様へ御心得目出候、

寺柱借屋之事、都城より御支候条と不審之至、一昨日令申候、竹内も春山も意趣不承候之間、今日又七殿より御使者候ニ、自前と次第一昨日進入候へ共、不聞召入候、子細再三申候へと、殊外御おとろき候て、只今重而御使者にて、一日のミ谷より承候時、渡し申候へと竹内に申付候之處ニ不事行候、無勿躰候、愈と御知行目出候之由承候、満足仕候、慶事、恐と謹言、

七月二日

知孝(花押)

外城へ
進之候
(墨引)
宮丸
知孝

〇一五一 樺山教久書状

又なへますにゆつり状つかハし候、めんくへまいらせ候ふミとも、御つけ候へく候、身か内のおとなもわかしゆも、みなくたのミ入候、ますを人たてられ候へと申たく候、殿ハらたちの中ニも、へつしてたのむと申たき人たち候へ共、さやうに申候へハ、人を多りたるやうに候ほとに申急す候、

まつ申あけまいらせへく候へ共、人のしやうし、さらにはきたまらぬ事にて候ほとニ、かきつけ候てをき候、御らんしめし候へく候、さては身のあとの事、なへますをととも候共、かしらさきたちて候ほとに、まずにこそゆつり候へく候、ましてた、ひとりにて候ほとに、一せきをこのわらハに申つけ候とかを、よくくおほせ候へく候、身こそふしきのせゐしやうにより候て、いのちをすて候とも、やかてく一せきたえうせ候する事、あまりにくなけかしく候ほとに、ひらにはねた・たかきとのをたのミ

申候、又ほんかう殿・二郎どのをも御たのミ候て、
 此程の城・しよりようにはなれ候ハぬ様に御はから
 ひ、あんおんに御入候へく候、二郎太郎殿ハしハラ
 くハ、のゝミたにニい候て、ますを人たてられ候へ
 く候、さやうに候共、みやこの城のけいやくふんを
 ハちかへられましく候、とゝうのことは、やかたは
 らをめされ候ハ、その外のへちのしうをたのまれ
 候事ハ、むやくにて候、ますかそしとして、む三む
 さんニ一所にゐ候てしかるへく候、三郎ゑもんどの、
 たとい御内の人にてゐられ候共、ますか事、人たて
 候て給候へと申たく候、もし万ニ一も、大かた殿よ
 りあたらしをわるくおほしめし、新より大かた殿を
 わるく思ひ申され候事あるましく候、おや子きやう
 たいよりも、なをたいせつにおほしめし、思ひ申さ
 れへく候、いかやうの御うらミ、むねんなる事候共、
 たかひに御すて候へく候、身か事、あいかまへて
 く御なげきあるましく候、しやうしハさたまりた
 ることにて候ほどに、おしむにとゝまらず、したふ

にしたハれぬ物にて候、こゝろとゝめぬ、あなかし
 こ、

(墨引)

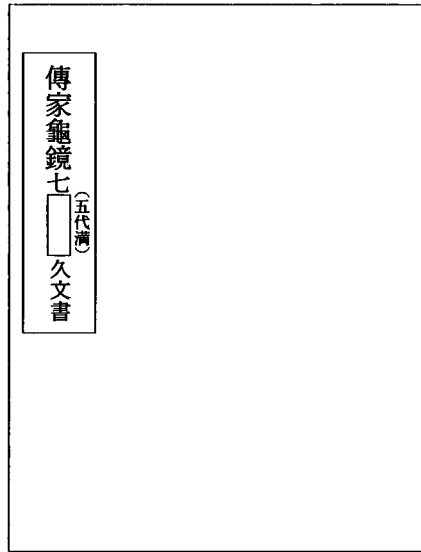
うち之やうし□との

申させ給へ

あたらし一の□み

のりひさ

(本文書ハ「旧記雜録附録」五九五号文書ト同文ナリ)



〇一五二 樺山孝久讓狀

讓与

御下文・御教書・探題御判相共數通、代と宗領御文書・代と讓狀、孝久當知行不知行、不殘一所愚息鍋増丸仁讓渡所也、既彼仁孝久一跡お令相繼間、親類内者聊不可成疑者也、仍讓狀如件、

永享二年七月十三日

孝久(花押)

嶋津鍋増殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一一八号文書ト同文ナリ)

〇一五三 島津貴久^忠加冠狀

加冠

嶋津次郎三郎

藤原満久

永享八年十二月十三日

陸奥守貴久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一〇三号文書ト同文ナリ)

〇一五四 左馬助忠俊起請文

八幡三所大菩薩

諏防上下大明神

別者當所鎮守日光神宮

御罰を可蒙罷候、

仍起請文之狀如件、

長祿二年十月廿六日

樺山二郎三郎殿

進上

左馬助忠俊(花押)

長祿肆年十月廿六日

(本文書ハ、旧記雜錄前編二)一三九二号文書ト同文ナリ、尚宝殿寺発行ノ
牛玉室印ノ料紙ヲ使用セリ)

北郷義久(花押)

(本文書ハ、旧記雜錄前編二)一三九二号文書ト同文ナリ、尚熊野山発行ノ
牛玉室印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一五五 北郷義久契状

敬白 契約之状

〇一五六 島津忠昌書状

一世上如何様雖為轉變、無二心可申談事、

以河上十郎左衛門尉、對我へ御心中之趣細と承候、

一自然御大綱之時者、身之大事と存、御用可立事、

雖勿論子細候、御頼敷悦入候、於弥無二申承へく候、

一野心お相工、和讒抜わさあるましき事、

委細猶期面悦候、恐と謹言、

一於御領内中、我と領内より逆乱おなし候はらん者

十二月二日

忠昌(花押)

承出事候者、互ニ可致其沙汰事、

樺山殿

一如此申承候上者、下とに如何様なる子細お仕出候

(本文書ハ、旧記雜錄前編二)六九九号文書ト同文ナリ)

共、菟角存ましき候、若和讒凶害之人候ハん時者、

無腹藏申承へき事、

〇一五七 樺山満久起請文

若此条と偽申候者、

さいをとり候て、はくちのせうふ仕事候ハ、

日本之鎮守伊勢天照大神宮

諏方 天神の御はつをまかりかうふるへく候、

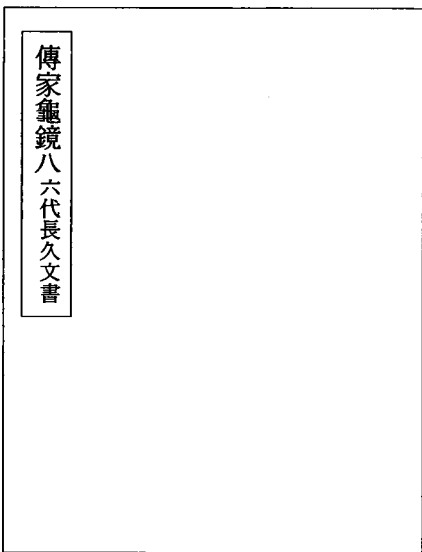
八幡大菩薩、殊ニ當所之鎮守諏方・春日大明神等之

八月五日

満久(花押)

（本文書ハ「旧記雑録前編二」一三五六号文書ト同文ナリ）

(巻子表紙)



傳家龜鏡八六代長久文書

○一五八 某坪付

一 たつはミの門

八反 たつはミ

一 宮との門

一町 まへ田

三反 同所

卅 修正田

卅 仏性田

二反 後迫

一反卅 よこい場

以上一町八反

惣已上十二町六反

都合廿二町六反

文明十二年

十二月十八日

(長久)
樺山殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一五三五号文書ト同文ナリ)

○一五九 樺山長久起請文

謹白 起請文事

右當流弓矢之御弟子ニ罷成候上者、給置候ハんず
る御日記以下、家を相續候へき子一人之外ハ、相
傳之儀有へからす候、其外細く之御口傳等御免候
ハてハ、かりそめも口外仕事有へからす候、惣別
親子之儀たるへく候之間、聊疎畧緩怠之儀あるま

しく候、若此条と偽申候者、

日本國中大小神祇、殊者

伊勢大神宮

八満大菩薩

諏訪上下大明神

各可罷蒙御討候、

仍起請文如件、

延徳三年十二月廿五日

栴山安藝寺

長久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七〇六号文書ト同文ナリ)

〇一六〇 某請文

蹴鞠道之事、為御門弟上者、奉成親昵之思、於心

中不可有疎略之儀候、

一請御口傳之条と、無御免之間、雖為一言一事、口

外と見之儀不可有之候、万一偽申者、可有日本

國大小神祇・祖神、兩神と照覽候也、仍請文如件、

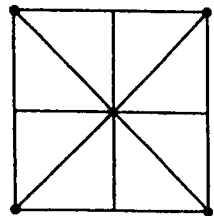
延徳四年三月日

今村左京亮殿

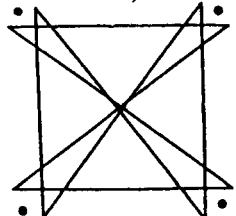
(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七一二号文書ト同文ナリ)

〇一六一 飛鳥井雅康蹴鞠道伝授状

八境圖

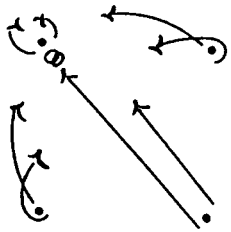


兩分圖



以墨為正分
以朱為次分

對縮



凡於蹴鞠者、自他分尤可為大綱、能可分別、庭有八境、身有兩分、以圖可知之、

右一紙、依為鞠道之門弟、所授樺山安藝守長久男也、

延德四年三月六日

宗世 (花押)

○一六一 島津忠昌宛行狀

日向國嶋津庄郡本四拾町

同山田三拾町

同薄壇五町

合七拾五町

為忠節之賞宛行所也、早任先例、可有知行之狀如件、

明應四年六月廿一日

忠昌 (島津) (花押)

樺山安藝守殿

(長久)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七三六号文書ト同文ナリ)

○一六三 樺山宗榮長・同廣久連署契狀

(雜裏書)
「豊州江一筆進上之案文」

契狀

一世上雖如何躰轉變候、無二三可申承事、

一自前々偏奉憑候上者、於弥無二心頼存、又可預御

助成之事、

一如此申談候之處、自然和讒凶害出来候時者、御相

互無覆藏承可申披之事、

若此條々偽申候者、

伊勢天照大神宮

熊野三所大權現

霧嶋六所大權現

正八幡大菩薩

諏訪上下大明神

各可罷蒙御討也、

于時永正拾柒年七月一日

(樺山) 宗榮
(樺山) 廣久

(島津忠朝) 豊州參

○一六四 島津忠朝契状

一不寄存候之處、以御誓札可被懸御意之由示承候、
目出候、此前茂對御方無御等閑之儀候、已後も又
心底可為同前候、

一如此申談候處、和讒等互可申披事勿論候、

右條々偽申候者、

日本國之大小神祇、殊者

天照大神宮 正八幡大菩薩

春日大明神 鵜戸六所權現

諏訪上下大明神、各可罷蒙御討候、

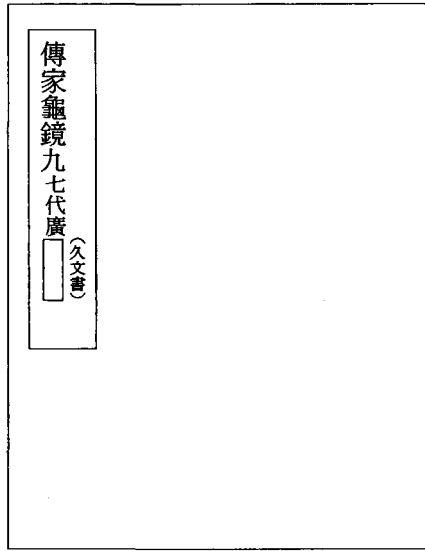
永正十七年^{庚辰}七月廿二日 忠朝^{豊後守}(花押)

樺山殿

同太郎左衛門尉殿

御返報

(卷子表紙)



〇一六五 樺山信久契狀

(端裏書)
「肝付三郎五郎殿への案文」

契約

- 一 三ヶ國如何様雖為轉變、無二心可申談事、
- 一 御身上之御大事者、某大事与可存之事、
- 一 於被仰合方者、此方不可存隔心之事、

一 自然付分限事候者、可為御同前之事、

一 如此申承候處、方一議若和談凶害出来候者、互可申披之事、

右若此條と偽申候者、

御神名五社

大永七年二月六日

信久

(本文書ハ「旧記雜録前編」二〇七六号文書ト同文ナリ)

〇一六六 樺山信久契狀

(端裏書)
「相州進上之案文」

契狀

一 世上雖如何躰轉變候、無二三可申舉夏、

一 自己前偏奉頼候上者、於弥無二心頼存、又可蒙御

助成之事、

一 如此申入候之處、自然和讒凶害出来候者、無御覆

藏被仰下、可申披之事、

若此條と偽申候者、

御神名五社

各可罷蒙御壽也、

于時大永七年二月十九日 栴山太郎左衛門尉
信久

相州様

進上人と御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇七九号文書ト同文ナリ)

〇一六七 島津忠良契状

契状

一如仰世上雖如何様轉變候、無二三可申舉夏、

一如此申承候上者、於弥無二心頼存、又可蒙御助成

之事、

一ヶ様申候内ニ、自然和讒凶害出来候者、無御覆蔵、

互可申披事、

若此條と偽申候者、

(无) 日本國大小神祇、殊者

伊勢大照大神宮

正八幡三所大菩薩

稻荷五社大明神

天満大自在天神

諏訪上下大明神

各可罷蒙御壽也、

于時大永七年二月廿一日 忠良(花押)

栴山太郎左衛門尉殿

御返報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇八〇号文書ト同文ナリ、尚彦山発行ノ牛
玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一六八 町田忠如書状

猶と申上候、前日藏人殿被參上候、御懇之御意

向候處ニ、遮而御使僧、御祝着之由候、

御懇之預御状候、忝奉存候、殊御神判御丁嚙之旨、

相妨 御礼申進候へく候、當時者如伊作御帰宅候、

拙者供申候て、未祇候候、於已後者相當之御奉公可

申上宛概候、同可蒙仰事可畏入候、万期来信之時候、

恐と謹言、

二月廿壹日

忠如(花押)

栴山殿

御返報人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇七号文書ト同文ナリ)

〇一六九 北原久兼契状

契諾

一如御證文、世間如何様雖為轉變、無相違可申承之
夏、

一自然御隙入、同可奉頼番之時者、猶以相互不可有
余義之事、

一如此申合候之間ニ、和讒凶害之時者、互可申披之
事、

右條々偽申候者、

日本國中大小神祇、殊ニハ

伊勢天照大神宮

八滿三所大菩薩

霧嶋六所大權現

天滿天神

諏訪上下大明神

御爵可蒙候也、

享祿二年己丑十二月廿六日

(北原)
伴久兼(花押)

栴山殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六一号文書ト同文ナリ、尚彦山發行ノ牛
玉玉印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一七〇 北原久兼書状

又助太郎殿于今御逗留候之哉、御辛勞奉察候、
何様御帰宅之時可令申候、

態令啓候、仍助太郎殿様御出頭以後、致御無沙汰候
之間用一書候、頃之御立柄示預度候、從此方鹿兒嶋
へ進候使節、今月三罷帰候、御上意忝相下候、目出
候、其外時義定而御方へ其聞候之哉、就中忠朝・忠
勝様于今御逗留之由候間、彼方へ進使節候、海上之
事乍恐被仰付候者、可為祝着候、巨細尚彼山伏可申
候間、不能重言候、恐々謹言、

文月七日

(北原)
久兼(花押)

椀山殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一六三五号文書ト同文ナリ)

〇一七一 北郷忠相起請文

起請文

一 雖世間如何様轉變候、一度申承候上者、於永と不可存疎儀之事、

一 如此申合候処、從敵方以城所領計策之儀雖有之、

不可同心之事、

一 以和讒雜説之時者、相互可申披之事、

一 於後々自然秀御難儀之時者、別而形中取出、可致

御合力之事、

一 各矢先雖安堵候、一人之前於無入眼者、弓箭可相

支之事、

右此旨於偽申者、上者梵天帝釈護世四王、下者

堅牢地神 九劬鎮守彦三所權現 殊者當所鎮護稻

荷須久塚兩大明神、惣而日本六十余劬神祇冥道之

御討可罷蒙者也、仍起請文如件、

天文五年丙十二月吉

藤原忠相(花押)

椀山殿

参

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇二号文書ト同文ナリ、尚彦山発行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一七二 島津忠朝書狀

(墨引)

不寄存預御證文候、此間不申合事候間、雖可斟酌申

候、遙々示承候条致頂戴候、過分之儀候、當時不宜

氣分候て罷居候、平喻仕、追而以精進可致御報候哉、

從都城之御使僧モ先以返申候、委細此御使僧令申候

間、聞筆候、恐々謹言、

七月二日

忠朝(花押)

樺山太郎左衛門殿

御返報

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九二九号文書ト同文ナリ)

〇一七三 島津忠朝契狀

契狀

一 雖世間何様轉變候、一度申承候上者、於永と不可存疎略事、

一 如此申合候處、從敵方以城所領雖有計策之、不可同心事、

一 相互難儀之時者、方中取出可有功成事、

一 以和讒雜説之時者、相互可申開事、

一 雖各箭前安堵候、一人之前於入眼無者、弓箭相支

何度モ相談可申事、

右此条と於背候者、

起請文

奉始覺天帝釈四大天王、殊者當國鎮守鞆戸六所權現
同妻萬五社大明神 正八幡大菩薩、惣而者六十余州
大小神祇等之御爵可蒙罷者也、

仍起請文如件、

椀山殿

御返事

豊後守忠朝(花押)

天文六年丁酉八月廿五日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三一四号文書ト同文ナリ、尚彦山発行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇一七四 角田広継書狀

態令啓上候、仍此間乍余所承候者、前年罷下候砌、

御家門様御書椀山殿ハ從私届申候之由、人と二御

雜談之由承及候、於一定三者、迷惑不過之候、我

等者渡不申候欝、誰人之届申候哉、不審之至候、

畏此御狀申請、拙者無如在之通、具ニ申分度候、

一天文十九年ニ為御使者罷下候者、本所御方之御狀

計ニテ、御屋形様へ二ヶ条之以題目を罷下候迄

ニテ候、其外者いつかたへも御書届申事無之候、

委大和殿御存知ニテ候、

一去々年、豊方并以両使於申上砌も

御屋形様ならてハ、いつかたへも御書上申事無之

候、各定御存知たるへく候、

一今度 飛鳥并殿為御使者罷下候てこそ、初而於清

水ニ 椀山殿ニ預御對面ニ、一段御目ヲ被下、御懇之至候へ者、誠忝奉存候て、いかやう之御奉公も申候ハてと念願計ニ候處を、如此之題目候へ者、さそく、不止儀者と思召候ハん事、返々迷惑無極候、能く御取成を、某無如在之通被仰分候由、從何忝存候事候、恐惶謹言、

正月廿三日

廣繼(花押)

「天文廿二年正月廿三日」

橋陰上人□參

御机下

廣繼

(墨引)

角田左京亮

〇一七五 新納忠勝書状

(墨引)

昨日罷帰候、今日も可參三船候、長尾之御番北郷殿次を仕候へ者着き候間、廿日の日ハ早々かわり申へ候、弥以さやう成度、乍恐先人被進候、貴殿之御事につけよく御とりなをし候て、三番を候て給

候へと申せと、たゞこの次をも御なおり候ても候するとおほしめされ候哉とも御計たるへく候哉、高木方御番候て、いられ候へく候、又けい状之御返事御進候、もたせ候て、此使可進之候、諸事懸目、此等之思共可申入候、恐々謹言、

六月十五日

忠勝(花押)

進之候

〇一七六 新納忠勝書状

(墨引)

御札委細承候畢、仍す、き段買徳事、當年明之由御申候事候間、昨日披露仕候、於年記いたし候者、北郷殿御談合候て、可然通申せと候、北郷殿にも上意之通可申候、か様之段懇可申候處ニ、芳事不得憚候間、遅々候て、御返事罷成候事畏入候、又上方只今者、當職人可有候通、明日ハ志和知へ可有御入候、定而使給候ても御遣あるへく候哉、近日以差出諸事

可申承候、恐と謹言、

極月（十の）□九日

栴山殿
御返報

忠勝（花押）

(傳)
□家龜鏡十八代善久文書

〇一七七 島津勝久書狀

稍久無音之条、用一行候、此間何事共候哉、連々御床敷存計候、仍大徳寺越申、此方心中之通、不殘可有演説候之間、不能詳候、恐々謹言、

六月廿八日

勝久(花押)

樺山殿

(本文書ハ「旧記雜録附録一」六三三号文書ト同文ナリ)

〇一七八 島津勝久書狀

猶船之支、偏憑存計候、巨細者家村へ申合候、態用一翰候、仍女房之事無船候て、鹿兒嶋へ滞留之由承候、船之事被仰付候て、二三艘可被遣事、偏其方憑存計候、加治木へも此分申候、以談合早速調法可為畏悦候、恐々謹言、

十月十六日

勝久(花押)

樺山殿

(本文書ハ「旧記雜録附録一」六三三号文書ト同文ナリ)

〇一七九 島津勝久書狀

(墨引)

前日以使者如申、女房之事、あまりいつとなく鹿兒嶋へをき候へ者、外聞不可然候、就其本田・肝付越前守同前にたのミ存候、かいふん心にそへられ候て、急度むかへ取候てたまハリ候ハ、何よりも奉公たるべく候、こゝもとのてうはう、ひとへに憑存候外無他候、入魂無余儀候ハ、可為祝着候、たとへく

りとり候ハすとも、舟本まで船を遣候て、善惡の返事を聞わけ候へハ、外聞よく候する也、いつかた其方をたのミ存候て申入候、左も候ハ、一日もいそかしく候、おなしなからはやくしく御調法にあつかひ候ハ、一段可為喜悅候、恐と謹言、

十月十八日

勝久(花押)

樺山助太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録附録一」六三四号文書ト同文ナリ)

〇一八〇 島津日新良書状

誠歳暮之御慶方祥、雖申旧候、尚以重畳不可有際限候、幸甚く、抑為如此之祝言、賀礼目出度候、何様明春者、最前自他満足益而可申加候、慶事、恐と謹言、

十二月廿五日

日新(花押)

樺山安藝守殿

御返報

(本文書ハ「旧記雜録附録一」八四〇号文書ト同文ナリ)

〇一八一 かすか書状

なをこましく申たく候へ共、人とあまた御入候て、とりきたしまいらせ候ま、のこりおほくとくめまいらせ候、

御れいとて御ふミ又なへのしゆもし御越候、御いんきんの事と申まいらせ候、まことにこのたひハ心やすき御ゑしやくにて、あきねまで申候事をこそ申候へ、あもしの御しんしやう、つたひありつけ申へく、われらか此世のよろこひ、これにすぎ申ましく候、おゐのへうきとくにこゝまでにふみしつめまいらせ候、さてあもしへわたし申候へハ、こなたのうてにてハあるましく候や、にくるうほゑひすとやらんハ心さしとは、たれくもせんすましく候や、又いわるハかりにもたせ申もの、御れいまてうけ給ハリ候、御うれしう何とやらんこそ申まいらせ候へ、又申候、かハかミかうもしハ、せうくちハあかり候とも、つきんかふられ候へとこそ申たく候へ、おもひ出し候へハおかしく候、めてたく又とかしく、

(墨引)

大なこ
申させ給へ ん□の

より
かすか

〇一八二 島津義久書状

尚と令申候、きのふ(新編御部意元)新刑より文ヲ見せられ候、

それニ今年上洛之由見え申候、来年おほしたゝ
れ候て、可目出とこそ存候へ、はやくニかた

く御屋へも内儀申上候、御得心之様ニ聞え候、

されは伊集院治部少輔・野村民部少輔兩人之事、

當年上洛之由申候へ共、さしとゝめともものやう

申付候、時分からと申、かやうの事ハ何とやら

ん候へ共、そなたの御心のなくさミにもやと、

筆のすさミに書付申候、夢と他見有間敷候く、

御愁歎察入候、乍去武道之名譽、本意之儀候之間、

爰におほし延候て肝要ニ候、此方も哀傷之あまり、

きこえさること如此候、殊染悪筆候、いかゝに候へ

共、かなしミの至、しかしなから外見を忘たる計ニ

候、やかてく火中投られへき事本望候、恐と謹言、

(弘治三年カ)

五月十八日

義久(花押)

椀山藝州

(本文書ハ「旧記雜録後編」七九号文書ト同文ナリ)

〇一八三 島津義久弔歌

一門椀山ハ代と安藝守にて忠節家也、今の藝州幸久

も太刀をうたるゝ事度となり、されは家の子・郎等

あるひハ高名し、あるひハ打しにす、ことにちやく

し忠副、今度於蒲生すゝミ出られうち死、不及是非

事也、なけきの餘に、弥陀六字を哥頭にとりあへす

つらね侍る、雖外聞恥と、心さしをいたす計也、

藤原義久

情ありてかたちも人にことなるを

さきたてゝ見るあなう世中

むかひてハなかく、かなしそれとのミ

筆にとめをく人の名残ハ

あやなくも歎な侘そたらちねを

御番衆中
人々御中

をくらすたくひこゝろある世を

ミねの雲浦に塩やくけふりにも

見し面影の立やそふらむ

起請文

たかき名を残すハさすかうれしきも

はかなやわきて武士の道

吹かせのさそひし花の陰ならて

かゝる夢をも見る世成けり

(弘治三年カ)

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」八一号文書ト同文ナリ)

○一八四 樺山幸久^善書状

尊翰之旨令頂戴候、去年至肥前有馬御下向之刻、橘

陰被罷登候事、依不承付不申上候之處ニ、御傳言蒙

仰候、誠忝候、當國之乱劇、不断光院御存知之間、

定而可有御雜談候、仍輕微之至、雖其惶多、沈香三

兩致進上候、宜御披露奉頼候、恐惶謹言、

六月廿日

幸久(花押)

飛鳥井左金吾様參

○一八六 島津貴久起請文

○一八五 樺山玄佐^善起請文

一今度就愚老身上、無実讒言御直談被仰下之旨、於

生と世と難報之奉存候、然者樺山家始テ已来十一

代、對守護不致不忠、近年勝久様^代從伊作至鹿兒嶋

御再来之砌、依被召懸、為城役無奉公、無是非候、

其刻當御代御奉公期候歟、各々御存知之前之事、

一始中終共抽忠節、無二三可致御奉公心底無餘儀事、

一浮世依淺猿、向後又左道之雜說候者、任天當可申

開事、

右此条と於偽申者、

貴久へ進上案文
御神名

永祿五年六月廿日

玄佐

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」三三六号文書ト同文ナリ)

起請文

仍起請文如件、

一就今度雜說之儀、御懇之預卷筆候、彼雜說少モ不

永祿五年^{壬戌}六月二十六日 貴久(花押)

致信用候、度之忠節之夏、于今無忘却候、其上

樺山安藝入道殿

助太郎殿一命被捨候、一家中於國衆中無比類存候

事、

一始中終共ニ對玄佐父子不可有疎略之事、

一雜說之時者、何ケ度茂互可申開之事、

〇一八七 樺山玄佐^{善久書狀}

右此条と於偽者、

「外題 大間様御筆被指下候、御本書にて候、山川舟本に

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神等九万八

千軍神二千八百師天、

候、」

別當國鎮守霧嶋六所権現

正八幡三所大菩薩

當所鎮守止上大明神

白山大権現

稻荷大明神

天滿大自在天神、

各々御討可罷蒙也、

八月九日

玄佐(花押)

目出候、誠恐誠惶謹言、

「永祿九」

(本文書ハ、「旧記雜錄後編」一、二三〇号文書ト同文ナリ、尚彦山發行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

此御報進藤殿へ於覺嶋進献候、次之年三月又と御書頂戴
候、」
案文

御書謹致頂戴候早、抑古今集之事、多年不省憚大望
之段、不断光院依御披露、今度御免之旨恐悦過分無
極候、殊御本書至遠國被指下、遂拜受、以書写進上
候、仍段子一端并黄金五、聊奉表佳端候、御取合可
目出候、誠恐誠惶謹言、

進上
進藤左衛門大夫殿

○一八八 島津義久起請文

起請文

一承候三ヶ條之趣得其心、尤神妙候事、若此旨於違犯者、

奉始 梵天帝釋四大天王、

惣日本國中大小神祇、別而

當國鎮守新田八幡大菩薩

大隅正八幡宮 霧嶋六所權現

當所諏訪上下大明神

天滿大自在天神

御部類眷屬御爵可蒙者也、

仍起請文 如件、

永祿拾年卯七月十三日

樺山安藝入道殿

義久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」三七四号文書ト同文ナリ、尚彦山發行ノ牛玉
室印ノ料紙ヲ使用セリ)

○一八九 樺山玄佐善久八朔献上物注文

天正六年八朔、御返禮之目録也、當年次第佐多殿次、
去年北郷殿次、天正五以御定、北郷殿一年替可為前
後之旨被仰出計候、後代如此々々、

玄佐記之、

太刀 一腰

馬 一疋栗毛
印壽金

青銅 百疋

已上

○一九〇 島津家久起請文

起請文

今度御哥会席規式事、令懇望之處、不被殘輿儀御相
傳之由、餘身畏悅之至候、殊於家内有器量之輩者、
可申聞之由、別而芳免候、至他家傳授之事、全以不
可在之候、若此旨令違犯者、

日本國中大小神祇、別者和哥三神、御爵可罷蒙者也、
仍起請文如件、

天正九年卯月三日

家久(花押)

樅山玄佐尊翁參

○一九一 島津家久起請文

起請文

一古今傳授之条目、努不可有他言更、

一聞書抄物等、不可有他見更、

一至于孫者、彼抄物可致相傳更、

右此旨於有偽者、住吉大明神

玉津嶋大明神 天滿大自在天神

各御討可罷蒙者也、依如件、

天正十二季七月十日

家久(花押)

玄佐公

(正八幡宮発行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

○一九二 島津家久書状

今度古今集傳授之事、雖不淺儀候、以御懇志令成就

之段、過分至極候、誠々末代之面目、不可盡筆舌候、

仍乍些少金十兩銀廿兩并水田納之堅約令進覽之候、

聊補御祝儀計候、恐惶謹言、

(天正十二年) 七月十日

家久(花押)

玄佐公

參人と御中

(ウハ書)

中務少輔

玄佐公

參人と御中

家久

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一四三〇号文書ト同文ナリ)

○一九三 樅山玄佐善願文

正八幡宮

一就一乱(被カ)彼集御寶殿籠置処、早と申下候、満足更、

一規久一男靄丸、思外京勢誘引取申候、早と下向可

申更、

一嶋津又七母義、京勢勾引申候、早と下國可有更、

右為条と祈念、黄金一ツ令寄進、夫神者不稟非礼、

所奉頼無他更、如并成就案者也、

仍祈願狀如件、

天正十五年六月吉日

玄佐 (花押)

大圓坊まいる

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三五九号文書ト同文ナリ)

〇一九四 島津龍伯義久書狀

猶と、早速返札預へく候、

昨日申出候子細、聊他言有間敷候、又兩人雜談之儀、
八幡茂御照覽、努と不可致露顯候、仍早と染筆者也、
恐と謹言、

八月六日

竜伯 (花押)

喜入式部大輔殿

椀山安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三九九号文書ト同文ナリ)

〇一九五 島津龍伯義久詠草

通善周慶大姉ハその心(かしこくし)て源氏物語など
をもおほえ、筆をとり、まな(ひの)恋をひらかむと

心をよせしに、いつの比をひ(そや)、蒲生と云所の

弓やはけしきに、嫡子(山の)忠副、やたけこゝろ

のはかなきハ、またはたちのうちにて打死をとく、

それよりあまになり、法華八軸を讀誦し、朝夕を

こたらす念仏さんまいにして有しか、天正十八年

雪月十六日、やそちに及ひかくれ(ら)れしよしを、

予久しく在京せし、下向の道にて傳(き)しより、

心まとひの折ふしなれば、哥のもとすゑもたゝし

からす、身のあさけりとハかへりミ侍れとも、た

ろさしをあらハすはかりになん、

龍(伯)

ゆくとしのそらにたゝよ(む)あは雪の

春をもまたてなと消ぬらん

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」七一三号文書ト同文ナリ、欠失部分ハ同文書ニテ補正ヘリ)

〇一九六 島津龍伯義久書狀

先日以喜入大炊助古今之抄物預候、近比珍敷一書到

来之儀、誠祝着不少候、尤早と此等之礼節可致啓達之處、于今遲延之至心外候、因茲先と以一行如斯候、恐と謹言、

七月三日

龍伯（花押）

玄佐

（本文書ハ「旧記雜錄附録二」五九号文書ト同文ナリ）

○一九七 島津龍伯義久書狀

幽齋老任御吳見、隅州正八幡領之内、目錄別紙之雖為少分、貳百石宛行早、全領知肝要候、恐と謹言、

雪月廿日

竜伯（花押）

（天正二十年カ）
椛山入道殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇一〇号文書ト同文ナリ）

○一九八 樺山玄佐善久覚書

古今集聞書 近衛殿様ヨリ之者、椛山家之可為鴻寶者也、為後代殘筆計候、

玄佐（花押）

一從珠玄傳授之分七卷、是又重寶也、珠玄自筆也、

松舟軒
玄佐（花押）

文祿二年菊月十七日

(卷子表紙)

傳家龜鏡十一 八代善久文書

〇一九九 樺山玄佐善久寄進状

正八幡宮奉奇進、來國安刀一腰

右意趣者、爲武運長久・子孫繁昌・家中安全・諸願成就、右之國安奉御寶殿籠畢、於向後御社内可爲不出者也、

仍後日證達如件、

文祿四年乙未菊月初七日

樺山山吟齋八十三歲
玄佐(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一五九五号文書ト同文ナリ)

〇二〇〇 伊勢貞運書状

尚々、右馬頭殿へ申上可仕候て、懇畏入、何も無事相調候て、一度罷越以面可申入心底迄候、相良事者歛樂仕出、盡此事候、虚言にてハ無之、八幡も御照覽、如仰申候、乍去年寄衆御越之由御心得可有候、幸阿ミ可申候、

其方へ御越之由御辛勞至難申盡候、尤我等も罷越申候て、御談合可申處、腹中相煩候、種々者差出候、盡此事候、仍向人以申處、返事之趣委細承、無余儀候、雖然彼在所之儀者、一度上意被參上者、兎角之儀者難被申計候、上意ニハ無事儀、專(ニカ)被思食候儀候間、以御分別無事相調候者、喜可被思食事候、兎角城左衛門尉方相なく候てハ無事儀者不成候哉、少も御やハラき候ハ、こし候ても被致可申候、委細者幸申合候、御分別肝要候、此分ニても無事之儀可被相破事候、乍去無勿躰候、如何様にも事成行之様、

分別專用候、乍去肝付殿へも以別紙可申入候、此等趣御達意所仰候、恐と謹言、

十一月廿二日

貞運 (花押)

(墨引)

伊勢備後守

栂山安藝守殿

御宿所

貞運

〇二〇一 伊勢貞運書状

尚と、伊勢守を以承候上意ニハ如此候、木より落猿哉らんニて候、御所へ御ゆかしく存計候、
みさい被下候て相頼候而茂可申哉、以上、

此御僧於路次参会申候間、尋申処、御國之衆由雜談候、好便之条令啓達候、罷下以後一兩度以書状雖令申候、不相届申候哉、不断光院へハ定而細と上下之人可有候、預御報可為本望候、太守無何事御座候由物語候、珍重候、随而上意之儀、不慮之次第、可相

聞候ニ付具不申候、然者拙者進退儀、相揃可申計不可有之處、三好・松永へ存分候て、伊勢守不慮相果申事、對公儀申儀ニてハ無之歟、當時之事者、萬可有御推量候、就其拙者儀も、兄弟之儀ニ付上へ出頭申候ハ、松永も三好も参候間敷由風聞候間、所詮奉公仕間敷と申上候て、京都有之事情者、今度も相揃事候、更非本意候へ者、入道仕候て、何方へも罷出不申、念仏申罷成事候、太守へも以書状申度候へ共、面目無之候、乍去御座儀所仰各へも以言傳申入度候、不断御床敷存計候、當春ハやく罷下、御同慶可申候、恐と謹言、

三月八日

貞運 (花押)

(墨引)

伊勢備後守入道

栂山殿

御宿所

貞運

〇二〇二 某書状

罷上候てより備中守被成候へ共、可為御不審間、書
状にハ備後と調申候、進藤殿宿所か又不斷光殿へい
か様憑入存候、

南無五十一菩薩 上京より
今出川

かは山殿へまいる いせのひん後
入道

〇二〇三 小笠原清連書状 (ウハ書)

小笠原八郎 清連
椀山安藝守殿 御返報

猶と、北郷殿へ申候儀共、於國聊無御卒尔様ニ
御意見可然候、於京都相當之御用不可有疎畧候、
次左道様へも、越前鳥の子十五枚進之候、小笠
懸之くら進度候へ共、折節不所持候間、後便之
時可申候、西見八右衛門の便宜ニ可進之候、

北郷源左衛門尉殿御上落(港)之時、預御状申候、本望之
至候、殊更見事之色革被懸御意候、京都大切之物、
一段祝着存候、仍親者方へ之御礼御樽旨足到来候、
親候者ハ去と年夏時分死去仕候、兼又御一書雖有、
凡某認候て申候へく候、委ハ書のせかたき事共候間、
おうかた此分候、来春ハ九州為見物必と可罷下候、

然者以面可申入候、源左衛門殿長と御在京候て不思
儀之躰共、見參ニ入候、懼思極候、自是御懇承事候
間、日記共差進之候、旁期後音時候、恐と謹言、

七月五日 清連 (花押)
椀山殿 御返報

〇二〇四 北郷時久書状

去月之比預御札候、則可令申御返事候之處、益田勘
解由左衛門尉于今逗留間、延引候之条背本意候、如
仰於向後者雖無指事候、細く蒙仰、自是可申御同心
候者悦入候、兼又承候曰杵院間事、南方者為土持太

郎兵衛入道恩賞之地、豊前介當知行事候、北方事者

土持宮犬丸条と申子細等ありけに候といへとも、宜

為公方御沙汰候哉、於身者不可有等閑之儀候、御教

書案文拜見候了、諸事期後信候、恐と謹言、

十一月廿三日

沙弥一雲(花押)

謹上 嶋津安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一六四号文書ト向文ナリ)

〇二〇五 島津豊久書状

以上

其許へ御滞留之由、満足不過之候、如何様にもゆる

くと御在宅可目出候、然者爰元相替儀無之候、次

者和平之嘍、實否不分明候、唐之官人も無矣儀罷出

候者、年中ニ可為帰朝候間、必遂面拜、委曲可申上

候、恐惶謹言、

又七

七月廿四日

豊久(花押)

玄佐尊老

参人と御中

〇二〇六 伊集院幸侃^{忠棟}書状

到来ニまかせ、近比乍平尔鱸ニ令進覽之候、誠表御

志迄ニ候、恐惶謹言、

より

(墨引) 椀山入道殿人と御中 幸侃

〇二〇七 上井在執^{兼書状}書状

(ウハ書)

上井伊勢入道

玄佐貴老

在執

人と御中

猶と、大事之御本久と召置候、背本意候、今三

卷之事、此便ニ借被下候ハ、一段大慶たるへ

く候、無其儀候ハ、先と鶴本末計、今日御持せ

有へく候、今一卷ハ追而可申入候、将亦

太守様御下向可有之由、いつかたの説にも聞得

候、目出候、其元へ如何聞え候哉、承度令存候、先日者御使者并料幣被送下候、畏入候、仍驚本末預御恩借候、炎天難儀候間、漸頃書寫仕早、尤雖可致持參候、如御約束乍恐以愚書返進候、兼又稿本末彼者へ御持せ可被下候、愈々書写候て可致返遣候、恐惶謹言、

夷則十二日

在執（花押）

玄佐貴老

人々御中

〇二〇八 新納忠元書状

猶々、邊川之事、御働之通無比類被思食候、併從北原方彼在所之事者、六ヶ敷申候哉、就其別所を可被遣御、心底之由 御物語候、然共本有間敷候、萬端其恐不少候、

先日尊書被下候、最召可致貴報候之處、當時者瀬戸江御悉任之間、延引非本意候、併尊意之旨、本右・白次彼兩人江可有披露之由、頼入候處、則被申上候、

然處拙者就御用之儀祇候仕候、次に御上洛之子細、具被聞食候、然共此刻者、先々思召被留候て可然被思食之由、御返事可申之旨候事候、恐々謹言、

二月廿三日

忠元（花押）

（墨引）

新納刑部大輔

藝州様

尊報人々御中

忠元

（本文書ハ「旧記雜錄附録」四二号文書ト同文ナリ）

〇二〇九 新納忠元書状

遙久敷大切之御物之本被借下候、就氣分漸此間写取候、聊尔千万非本懷候、先々辛便之間、返進上仕候、此等之旨、可然之様御披露所仰候、每事、恐惶謹言、

（墨引）

早崎治部左衛門尉殿

忠元

新納刑部大輔

（本文書ハ「旧記雜錄附録」六五号文書ト同文ナリ）

〇二一〇 宗信書狀

(墨引)

何比御下向候哉、今度ハ孤り敷參會候、祝着候、仍蒲生殿より承候、飛鳥井殿手跡之事、尋候て三下進候間、副狀をも只今下進候、能と御届有へく候、将又まとをハ我と拜見候て、ふすへさせ候、やかて可進之候、次沈御入候ハ、少なりとも可給候、旁自國御下着候者、可預御左右候、諸事期後信候、恐と謹言、

三月六日

宗信 (花押)

椀山安藝守殿

進之候

〇二一一 宗信書狀

笠懸の只今被進之候、近比出来候、於國聊尔之儀、御沙汰候ましく候、次已前ハ沈被懸意祝着候、今少御座候ハ、被懸御意者可為喜悅候、恐と謹言、

三月十五日

宗信 (花押)

椀山殿

進之候

〇二一二 樺山玄清書狀

如仰候、先日者御心静に承候、誠祝着此事候、仍不存寄候沈送給候、餘程至人被遣候、木類可然香候間、一段畏入候、必と以參御礼可申入候、恐と謹言、

三月十五日

玄清 (花押)

(墨引)

安藝守殿 尊報

玄清

〇二二三 川上朮枕^忠智書狀

なをく、此餘之書物ハ、拙子必と致參上、可御意候、已上、

其後者久敷不奉得尊意候、然ハ抄物二冊久と借給候、此中早と可致返進之処ニ、細と披見仕候に付、于今延引候、態と可持せ進之処ニ、幸源介方越合候間、先と令返進候、聊尔申事候へ共、来春申請致書写度候、

いかゞ得實意候事候、恐惶頓首、

河三八

枕枕(花押)

九月十七日

玄佐様

参尊報

(本文書ハ「旧記雜録附録」六六号文書ト同文ナリ)

〇二二四 祐圓書状

態令啓候、仍御祈禱札并御本尊像進入候、御頂戴肝
要候而、以精誠儀連と不可存疎意候、就中弥被運御
信心、御入魂万事可然様御指南、尤可為慶悅候、委
曲使僧可申候条、不及審候、恐と謹言、

正月六日

祐圓(花押)

椀山玄佐入道殿

御宿所

〇二二五 村田經安書状

御札同伊賀守方・市来次郎左衛門尉方御意趣致披露

候、随而先と三ヶ所之御判形申調進之候、千秋万歳

候、仍其境之時宜弥被頼思召候、庄内之事者無申事

候、飫肥・櫛間、從坂下及御一人之御拘とこそ存候

へ、如何にも堅固之御調法肝要候、委細者次郎左衛

門尉方へ申候之間、令省略候、慶事、恐と謹言、

六月廿一日

經安(花押)

椀山殿

御返報

〇二二六 相原前頼書状

依世上錯乱、久不申参候之条背本意候、抑越州御方
申談子細候、仍去月比山門ニ御参會、懸御目候了、
就其者御留守候間、連と可申通之由被仰へく候間、
進愚状候、向後者細と可申承候、御同心候者可為本
望候、兼又越州今ハ御着陳候らんと目出存候、他事
期後信候、恐と謹言、

極月十二日

近江守前頼(花押)

謹上 椀山殿

〇二一七 わかみ書状

又ミな／＼まきぎへ御うつし候や、つうせんしもうつりにて候はんや、御たつちうなどの原にそ成候すらん、かハりはてたる世の中やとこそ思ひまいらせ候、又むきにしたまふの御かたミまいらせ候、我々にもおほせつけ候事候つるを、道喜をこそたのミ候つるか、中とと、き候ましと、なけきのうへのかなしきにて候、せめてはやうくたり候て、心さしをいたしたく思ふはかりにて候、文たまハリ候も、いそき候ま、まつ／＼と、めまいらせ候、

さて／＼けんき御事、いかゝとはかり思ひ候、折ふし御かくれ候よし、まことにかくこのうへなから、もしや今一たひと思ひ候つるニ、きえはて候てこそちからなく、いよ／＼ふかうなるミのほど口おしく、かなしきにて候、こさい御文ミまいらせ候て、そもしさま御おやの御ふうこうよくあそはし候事、御うらやましきかす／＼にて候、まつハ御りんしうよく

おハしまし候つるや、うれしく候、さとハラよりも、このまへほとも銀子まいり候ハぬやうにきゝ候て、たゝり候へハ、こなたへのほり候、いかさまかう屋へ心あて申へく候、ことしハゑかうるんくわしニより、さん中めされ候により、かう屋のこゝろさしもまたまいらせ候、又年内、けんさへよくもなきしゝら一たん、かりきぬ一ツくたし候つる、其方へあけ候へと申候ま、何とやうにも御ふんへつ候て、めしつかひ候へく候、

五月 又正月廿二日の文、四月之

(墨引)

七日 廿四日にとゝき申候、

又まいる わかミ

より

〇二一八 里村紹巴書状

(里村紹巴)
臨江齋

(墨引) 椀山道意參人と御中 定

急便ニ而早と御下候様ニと、如此候、旁以面可申候間拋筆候也、

昨日御来臨候、他行申候而、不能面謁儀遺恨存候、

玄佐尊公御独吟、乍憚奉應御意候、殊見事なる一種過分至極候、以面拜可申述候、御在洛中御酒進上大

望候、恐惶頓首、

卯月三日

定 (花押)
(里村紹巴)

〇二一九 里村紹巴書状

返々、宇治茶中半袋四ヶ進上候、御吟味可為本望候、

中書無吳儀御下國、御大慶御心底奉察候、拙身等同候、御在京中片時無御他行候、皆々御在京ニ弥奇特と存候、抑御詠殊勝存候、近年御草案候ハ、拜見大望候、宇治山之仙薬之事、宗運口上ニ申候つる、無曲儀候キ、則只今伊右兵殿へ奉頼送進獻、御吟味可

為満足候、御隱遁ニ不似相七寶第二之一種、一曩御芳慮忝儀候、去年御扶助に中書過分ニ被仰付、草庵如礼造畢、心緒伊若州へ申入候条不詳候、恐惶頓首、

林鐘十日

定 (花押)
(里村紹巴)

椀山玄佐尊前
參貴答

〇二二〇 里村紹巴書状

(墨引) 椀山殿御役人中

定

(里村紹巴)
臨江齋

御連哥之御興行御會席料銀子六十目被仰付候、則御懷紙等迄用意可仕候、過分之御儀候、嘉竺明後日御同心尤候、旁以面可申上旨、御取成所希候、恐惶謹言、

八月廿一日

定 (花押)
(里村紹巴)

〇二二一 里村紹巴書状

返々、色々御芳情忝儀、難申盡存候、古哥な

と於貴國御覚候て、御連哥御執心專一候、とて
も御在京候間、幸之御儀と存候、以上、

参上御礼可申入候之處、頃持病煩候て無其儀候、京
都にて御懇切之儀共忘却不申候、御隙之時分、源氏
物語思召立候へく候、愚存之趣申度候、かしく、

御下國俄三而御残多儀、不及是非候、永と御在滞候
間、如在共失面目候、来年者御上洛候ハ、心静可申
承候、抑香爐青地拜領候、種と御芳志共忝奉存候、
可致秘藏候、貝盆・小籠等不悪存候、心底嘉竺二申伸
候条、不能巨細候、恐惶謹言、
(里村紹巴)
臨江齋

十月十九日

定(花押)

椀山入道殿

参貫答

〇二二三 高城珠長書状

坊津

(墨引) 椀入様まいる人と御中

珠長

尚と、不得尊意候事御残多存候、玄佐様御越候
時茂何かと打絶、御旅宿二細と不参候、貴齋何
比まで御逗留候哉、致養生可遂面上候、

昨日者御光儀之折節、不懸御目候、口惜存候、尤令

(卷子表紙)

傳家龜鏡十二代善久文書
堂上高翰

〇二二三 近衛植家書狀

去年差下左大辨宰相之処、條と懇意由申候、祝着候、
抑對貴久忠功無比類之様聞及候、於家門喜悅候、弥
無油断儀可為肝要候也、穴賢と、

二月廿九日

樺山安藝守殿

(近衛植家)
(花押)

(ウハ書)
樺山安藝守殿

(花押)

〇二二四 近衛植家書狀

去年上洛之由候処、不能對面候、背本意候、家門由
緒之儀、吳于他子細候、弥無疎意之様、連と對修理
大夫執成肝要候、仍色帑二十枚雖其憚多候、書進之
候、已上、かしく、

六月廿七日

樺山安藝守殿

(近衛植家)
(花押)

(ウハ書)

樺山安藝守殿

(近衛植家)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六七五号文書ト同文ナリ)

〇二二五 近衛植家書狀

以前以書狀申候、相達候哉、不能返事遺恨候、抑就
家門由緒之儀助成之儀、連と申候、此節可然之様馳
走頼入候、猶不断光院可有演說候、以上、かしく、

三月五日

(近衛植家)
(花押)

栂山安藝守殿

(ウハ書)

栂山安藝守殿

(近衛植家)

(花押)

三月十三日

栂山安藝入道殿

(近衛植家)

(花押)

(ウハ書)

栂山安藝入道殿

(近衛植家)

(花押)

〇二二六 近衛植家書狀

(長治)

今度者進藤左衛門大夫令上洛候砌、懇報披見候、仍
段子一端并黄金五到来、尤喜悦候、将又一卷逐一覽
候、執と珍重此事情、乍斟酌令合點進之候、猶期来
信入候也、状如件、

三月五日

(近衛植家)

(花押)

栂山安藝入道殿

(ウハ書)

栂山安藝入道殿

(近衛植家)

(花押)

〇二二七 近衛植家書狀

修理大夫受領并又三郎官途之事、公武之義令馳走差
下候、自然者取成肝要候、猶進藤左衛門大夫可申候
也、状如件、

〇二二八 近衛植家書狀

古今集傳授之儀連と懇望之由、不断光院物語候、惣
別此道聊尔雖無之事候、年来執心之由、大切之間免
之候、然者此本被写留、臈而於本者可被差上候、猶
不可有疎意候也、状如件、

三月十三日

(近衛植家)

(花押)

栂山安藝入道殿

(ウハ書)

栂山安藝入道殿

(近衛植家)

(花押)

〇二二九 近衛前久書狀

先年上洛之以後不申通候、仍雖不被寄思ひ義候、去
年家門不慮二燒失候、如形此刻執建度候条、差下使

者候、可然様馳走可為本望候、別而頼入候、將又短冊十枚乍憚染惡筆進之候、猶進藤左馬允可申候也、
かしく、

卯月十六日

(近衛前公)

(花押)

栴山安藝守殿

同又三郎官途此度申調候、尤珍重候、自然者取成肝要候、將又短尺十枚乍憚染惡筆進之候、尚進藤左衛門大夫可申候也、状如件、

三月十三日

(近衛前公)

(花押)

栴山安藝入道殿

(ウハ書)

栴山安藝守殿

(近衛前公)

(花押)

(ウハ書)

栴山安藝入道殿

(近衛前公)

(花押)

〇二二三〇 近衛前久書状

懇報披見、仍太刀一腰・馬一疋到来、尤喜悅之至候、何様重而可申候也、状如件、

三月五日

(近衛前公)

(花押)

栴山安藝入道殿

〇二二三一 近衛前久書状

豊薩無事之義、度と申越候キ、不可有吳儀趣尤候、早と可申下処ニ、去春以来大坂之儀令馳走、手前取紛延引候、然者為信長公、可差下伊勢(貞知)因幡守由被申出候、於様躰者以一書申候、存分共雖可在之、此砌同心候様ニ取成專一候、將又大鷹被差上可然候、我等も其内所望候、次扇十本遣之候、猶貞知可申候也、
(伊勢)

九月十三日

(近衛前公)

(花押)

〇二二三二 近衛前久書状

其以後久閣筆候、背本意候、仍修理大夫受領之儀、

(ウハ書)

栴山安藝入道殿

(近衛前公)

(花押)

栴山安藝入道とのへ

(ウハ書)

椀山安藝入道とのへ

(近衛前久)
(花押)

〇二三三 近衛前久書狀

猶と、彼抄之儀、卒尔ニ外見他言之事者無之事候間、其分別專一候、かしく、

彼抄物無返上、子孫之守ニ家に可被置之趣、得其意候、息執心之時者、雖為何節案内次第、可調免狀候、不可有疎意候也、狀如件、

六月十二日

(近衛前久)
(花押)

椀山安藝入道殿

〇二三四 近衛前久書狀

猶と、遙不申通、朝暮申出候、委曲道意可有傳達候、

久不能書信疎遠之處、為音信縮羅卷物一端、令祝着候、將亦此一卷被見候、誠雖憚多候、愚意注付進之候、龍伯御在京切と參會申、御物語令申候、遊山旁

可有上洛候、猶期後便候、かしく、

六月十五日

(近衛前久)
(花押)

〇二三五 近衛龍山前書狀

猶と、久不申候、背本意候、勇健之由承候て、千万と目出度候、かた／＼これより可申候、急便之条、先一筆申候、

好便候間、令馳筆候、遙久不申承候、日暮御床敷候、仍不思寄事候而、信輔其地ニ令逗留候、若輩氣任候之間、無屈事共可在之候之条、無隔心吳見頼入候、定而上洛不可有程候間、被副芳意可給候、猶期後音候也、

九月二日

(近衛前久)
(花押)

玄佐

(近衛前久)
龍山

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一〇号文書ト同文ナリ)

〇二三六 近衛信尹書狀

從龍山其方へ之尊書、遂披見候、抑其後久不申承候

事、積憤之至候、仍乍左道扇三本入見參候、猶大蔵

少輔可申越者也、かしく、

九月

廿六日

(近衛信尹)

(花押)

栴山安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜録附録」一「二」号文書ト同文ナリ)

〇二三七 近衛信尹書状

態染筆候、抑去穢

禁裏御近所江堂上衆被遷殿候、家門之儀同前候、然

者諸式不如意之儀候条、匠作江差下古川主膳入道候、

此節者以馳走助成、可為祝着候、隨而扇子五本遣之

候、猶進藤筑後守可申越候也、状如件、

十二月十三日

(近衛信尹)

(花押)

栴山安藝入道殿

(ウハ書)

栴山安藝入道殿

(近衛信尹)

(花押)

(本文書ハ「旧記雜録附録」一「二」号文書ト同文ナリ)

〇二三八 某書状

五明式本不顧輕微進之候、又 勅筆御起題短尺

五枚、當手候まゝ進之候、將又楊弓之矢木くさ

ほうと申木、其国にいか程もある由、先年音便

故參川物語候て、下国時被上候、其内矢二けつ

りかけ致候、本様のため大徳寺ニ言傳候、御覽

合候て、此類所望候、子細之様躰大徳寺へ懇申

合候、京都以外楊弓ハやり候、

禁裏を始申候て、武家ニハ左京兆已下所と、日

と夜と翫候間、早と所望候、いかゝのあやに候、

近比之事候く、

久無好便御床敷折節、御状披見為悦候、就中龍慶侍

者帰国之由承候、心安思給候、當年七ヶ年欵、漸此

比御帰洛欵など内と無心元待申候處、去年又と下着

と候へハ、本望此事候、路次事手ニ及所と申遣候つ

る、其内定無曲も候つらん、無案之国と有若之方不

可有鬼方、心痛存候つるに、返と祝着千萬候、下向

候時申候つる、御帰洛之時七年之存命不可得候間、

子共ニ可申置候なと談申候つる、于今存命帰国之事承、不思議候、就中沈香并唐紅糸三結拜受共、以重寶難得時分、一入秘藏無極候、猶期来便候、謹言、

九月十九日

長

樺山安藝入道殿

九月廿一日

雅綱

樺山安藝守殿

(ウハ書)

樺山安藝入道殿

長

(ウハ書)

(墨引)

〇二三九 日野町資將書状

樺山安藝守殿

雅綱

(墨引)

〇二四一 飛鳥井雅綱書状

去年為御使下國候処、別御入魂本望候、抑自家門被成下直書候、尤御面目之至候、其後何事共候哉、御床敷候、旁差下使者可申條不能詳候也、恐と謹言、

二月廿九日

資將

言、

樺山安藝守殿

九月廿一日

雅綱

(ウハ書)

樺山安藝守殿

資將

(墨引)

宗養まいる

□綱

〇二四二 飛鳥井雅教書狀

(墨引)

好便之条祝着候而、先一筆令啓候、去年橘陰委細被申候哉、且暮御床敷計候、来々年者為忍之分、以下向可申候、太守御意得憑入申候、委曲尚彼院可有演説候、恐々謹言、

三月十五日

雅教 (花押)

樺山安藝守殿

〇二四三 飛鳥井雅教書狀

尚々、橘景へも一札可遣候へ共、餘不得隙候間、能々傳達候て可被下候、諸事角田ニ申合候也、

去年者為御上洛遂二面謁、殊切々參會難忘計候、就其當年如約束下向候處、大内周防介堅抑留候間、来春者必々令下國可申候、金吾其外以一札申候事候、隨

而板物一端進之候、尚平田兵衛尉可申候、恐々謹言、

九月十一日

雅教 (花押)

樺山安藝守殿

(ウハ書)

樺山安藝守殿

雅教

(本文書ハ、日記雜錄附録「三〇号文書ト同文ナリ」)

〇二四四 四辻季遠書狀

先度者於宗養宿所參會本望候、其後何等御事共令渡給候哉、且暮御床敷存候、仍 勅筆掛字折節座右候間進之候、雖無指題目候、好便候条令啓候、聊旧好子細候間、以後者細々可申通候、猶瀬尾木工左衛門尉可令申候、恐々謹言、

三月十六日

季遠 (花押)

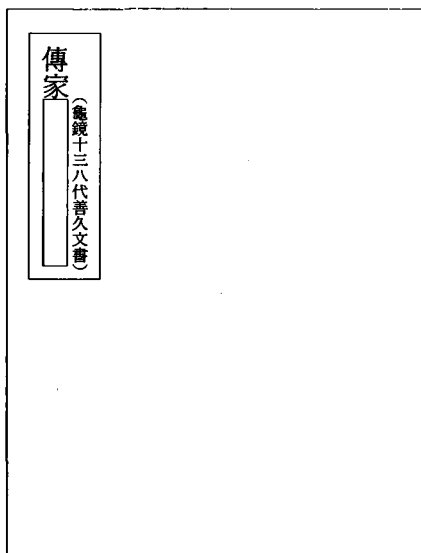
樺山安藝守殿

(ウハ書)

樺山安藝守殿

季遠

(本文書ハ、日記雜錄附録「三一号文書ト同文ナリ」)



○二四五 進藤長治書狀

就今度御殿燒失、為御助成之、同名左馬允被差下候、委曲被成御書候間、於其方令馳走之段、頼思召候由、相意得可申旨候、恐々謹言、

卯月十六日

左衛門大夫長治(花押)

謹上 栴山安藝守殿

謹上 栴山安藝守殿

左衛門大夫長治

進藤

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一三号文書ト同文ナリ)

○二四六 進藤長治書狀

同名左馬允上洛之刻、芳札殊唐糸一斤贈給候、不寄存御懇之義本望之至候、随而只今不断光院下國候、毎事可然様御馳走者、於 御家門可爲御祝着候、猶期後音存候、恐々謹言、

四月十日

左衛門大夫長治(花押)

謹上 栴山安藝守殿

(ウハ書)

進藤

謹上 栴山安藝守殿

左衛門大夫長治

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一四号文書ト同文ナリ)

○二四七 進藤長治書狀

御上洛之已後者不申通候、背本意候、仍今度從修理

大夫殿為御使古市長門守上洛候、就中短冊十枚被染

謹上 椀山安藝守殿

左衛門大夫長治

御筆候条進之候、猶後音之時可申述候、恐と謹言、

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一六号文書ト同文ナリ)

六月廿八日

長治 (花押)

椀山安藝守殿

御宿所

〇二四九 進藤長治書状

(墨引)

(ウハ書)

進藤左衛門尉

椀山安藝守殿

御宿所

長治

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一五号文書ト同文ナリ)

〇二四八 進藤長治書状

從御家門為御使不断光院下向候条、被成御書候、猶

其後者不申承候、細と以一札成共可令申処、幸便無

自拙者相意得可申旨候、毎年於貴國御馳走之段、可

三月十七日

長治 (花押)

為御祝着候、可然様修理大夫殿江御取成所仰候、恐

椀山安藝入道殿

御宿所

と謹言、

(ウハ書)

三月五日

左衛門大夫長治 (花押)

進藤左衛門大夫

謹上 椀山安藝守殿

椀山安藝入道殿

御宿所

長治

(ウハ書)

進藤

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一七号文書ト同文ナリ)

〇二五〇 進藤長治書狀

今度者爲御使罷下、長々滯留候処、種々御馳走御懇之儀、畏悦至極候、御両殿へも可然様ニ御取成所仰候、仍 御家門へ之進物令披露候、御祝着之旨以御書被仰候、御一卷被成御合點候而被進之候、猶爲拙者相心得可申旨候、恐々謹言、

三月九日 左衛門大夫長治(花押)

謹上 栴山安藝入道殿

(ウハ書)

進藤

謹上 栴山安藝入道殿 左衛門大夫長治

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一八号文書ト同文ナリ)

衆へも申度候、かしく、

幸便之条令啓候、仍先度者寄思召御札畏入候、今度者不寄存知罷下候処、種々御馳走御入魂之儀、祝着難申盡候、早速ニ令上洛、御懇之旨御家門へも可申入候、殊ニ先度者山河迄御出、一入祝着此事情、御次之折節者、御両殿御取成奉頼候、逗留中切々申度心底ニ候処、可然幸便無之故罷過候、爰元出舟之儀も急申事情間可御心安候、猶重而可申候条不能巨細候、恐々謹言、

九月五日 長治(花押)

(ウハ書)

(墨引)

栴山安藝入道殿 進藤左衛門大夫 長治

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一九号文書ト同文ナリ)

〇二五一 進藤長治書狀

尚々、先度之御哥過分ニ存候、拙者もおかしき事なから申入度候へ共、急便之条無其儀候、兵部大輔殿へも可然やうニ御心得候而御申、乍憚頼存候、丹生備・平舟・光明寺・寒汀斎、此御

〇二五二 進藤長治書狀

猶々、御懇之御使者令祝着候、急書中如何申入候哉、

御使從龍山様之御書之趣令披露候、即從是も以御書被仰候、猶為拙者も相心得可申由候、次去年候哉、坊津迄御使者、殊種と御音信共、祝着難申盡儀ニ候、其以後切と以書状成共可申通候處、好便無之故菟角罷過、背本意候、今度御家門も當所へ御成之儀ニ候、程近罷成、一入御床敷存迄ニ候、何も從様子猶以參御礼可申述候、恐と謹言、

九月廿六日

進藤大藏少輔

長治 (花押)

栴山玄佐老

參御宿所

(本文書ハ、旧記雜錄附録「二〇号文書ト同文ナリ」)

〇二五三 進藤長治書状

(墨引)

為御使被差下古川主膳入道条令啓達候、仍御家門御殿禁裏被移御近所へ候、然者諸事御不如意故難調候、

毎度被仰越儀も乍如何、此節之事ニ候間、被成御助成候様、御取合頼思召候、別而於御馳走者、可為御祝着之由、猶從拙者相心得可申入旨候、恐と謹言、

十二月十三日

長治 (花押)

栴山安藝入道殿

參御宿所

(ウハ書)

進藤筑後守

栴山安藝入道殿

參御宿所

(本文書ハ、旧記雜錄附録「二二号文書ト同文ナリ」)

長治

〇二五四 進藤長治書状

(墨引)

好便候条令啓候、從御家門も以御書可被仰候へ共、差儀無之候条、無其儀候、抑先年罷上刻、沈香御進上候間、一段御念入可然香ニ而、被成御祝着由、度と御意ニ候、自然於京都相應之儀可被申入由、猶從拙者相心得可申旨候、恐と謹言、

四月二日

長治(花押)

樅山玄佐公

参御宿所

追々可申入候間、先闈筆候、恐々謹言、

四月五日

長治(花押)

樅山玄佐公

参御宿所

(ウハ書)

進藤筑後守

(ウハ書)

進藤筑後守

樅山玄佐公

参御宿所

長治

樅山玄佐公

参御宿所

長治

(本文書ハ「旧記雜録附録一」二三号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜録附録一」二三号文書ト同文ナリ)

○二五五 進藤長治書状

猶々、其以來切々可申承候處、好便無之故菟角

罷過、背本意候、急書中如何懼不少候、以上、

其以後者久不得實意、御床敷存候、去年者以書状申

入候間、参着候哉、御國弥御無事之由、殊去年者肥

州表之儀無残所屬御存分之由、珍重此慶此事ニ候、

太守へも以別紙可致言上候へ共、差儀無之候間令遠

慮候、御次之折節者可然様御取合之段、別而奉頼候、

自然於京都相應之御用等可蒙仰候、疎略存間敷候、

不断光院切々御参會候哉、弥御入魂之段奉頼候、猶

○二五六 進藤長治書状

追而、清佐之御儀無是非次第、難申盡義ニ候、

急書中いか、申入候哉、以上、

久不得尊意、御床敷存候、切々以書状成共可申承候

處、菟角罷過背本意候、仍院主様之御儀、無是非御

事ニ候、寺之儀者定而貴僧様可為御存知と御心安存

候、御國之儀御無事ニ候哉、無心元存候、幽齋其方

ニ御逗留之由候条、各御隙有間敷と令推察候、玄佐・

宗運御無事候哉、不断御床敷存迄ニ候、御言傳申入

由、御傳達奉頼候、次珠長・珠琳此御衆へも以別紙

可申入候へ共、右ニ如申御心次第御申所仰候、恐々謹言、

拾月八日

長治 (花押)

○二五七 進藤光盛書状

尚々、申入候、先年被下候釜、于今秘藏仕候、御上洛之折節、懸御目可申候、

爲御使左衛門大夫被罷下候、其御國無案内之時候条、可然様御馳走之段所仰候、先年不断光院御下向之時、以書状申入候、相届申候哉、拙者罷下候砌者、種々御懇志之儀共、于今不忘置候、内々可有御上洛之由候条、待申候へ共無其儀候、与風御在京奉待可存候、恐惶謹言、

三月十三日

光盛 (花押)

栂山安藝入道殿参

御宿所

(ウハ書)

栂山安藝入道殿参

御宿所

進藤左馬允

光盛

(本文書ハ「旧記雜錄附録」二二四号文書ト同文ナリ)

○二五八 進藤光盛書状

猶々、申入候、先年被下候釜、于今秘藏仕候、哀々御上洛候へく候、御目懸度存候、

乍御返事、一筆令啓候、就中左衛門大夫被罷下候之處、種々御馳走之通被申聞候、於拙者祝着之至存候、殊紅花壹斤被懸御意候、過分之至候、暮々拙子罷下候砌者、種々御懇志共于今難忘存候、何様今一度罷下、可得御意心中迄候、恐惶謹言、

三月九日

光盛 (花押)

栂山安藝入道殿参

御宿所

(ウハ書)

進藤左馬允

栂山安藝入道殿参

御宿所

光盛

(本文書ハ「旧記雜錄附録」二二五号文書ト同文ナリ)

○二五九 不断光院清誉書状

乍輕微、竹田之牛黄圓式具進覽候、

去々年罷下、種々御懇切共不知謝所候、馳而御礼雖可申入候、御家門御書遅々候之間不申入候、背本意存候、仍御國被達御本意、御高名共之由承候、満足仕候、拙者にも帖佐之内寺家一所被預置之由候、外聞実儀祝着此事情、御取合憑入存候、如何様与風罷下、御礼可申入覚悟候、猶伊備可有御物語候、萬々御床敷存計候、静謐候ハ、必々御上洛奉待候、恐々謹言、

九月廿四日

清誉 (花押)

栂山安藝守殿

御宿所

(ウハ書)

不断光院

清誉

栂山安藝守殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」六七号文書ト同文ナリ)

〇二六〇 不断光院清誉書状

追而申入候、進藤左衛門大夫為御使被罷下候間、

萬々御取成共憑存計候、

在國之砌、種々御懇志共不知謝所候、仍承候つる道御傳受之儀申調候、此比太閤様依御不例、御自筆難成候条、被差下御本候之間、於其方御書写候て、則此便ニ可有御返遣候、被遂御望候事、先以目出候、委細之段岩崎新介可申候、恐々謹言、

三月十五日

清誉 (花押)

樺山玄佐居士

尊文

(ウハ書)

不断光院

清誉

栂山玄佐居士

尊文

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二六号文書ト同文ナリ)

〇二六一 不断光院清誉書状

(墨引)

今度進藤上洛之刻、御懇札拜見候、本望之至候、殊

古今集之儀相調候、於我等祝着此事候、御礼御進上候、是又目出度候、次御天目之儀可被下由候、過分候、何様来年者必罷下、旁御礼可申入候、進左も御懇志之趣物語候、能く從拙者可申旨候、猶期後首候、恐と謹言、

三月十日

清誉 (花押)

栴山入道殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」二七号文書ト同文ナリ)

○二六二 不断光院清誉書状

(墨引)

當年者可罷下覚悟候つる處、近衛殿難去仰候条、延引仕候、心外之至候、仍進藤左衛門大夫上洛之砌、御懇之至共祝着存候、来年者可致下國分候、但存命難測存候、自然御屋形にてハ御取合奉憑存候、將又大閣様御遠行にて候、よき折節御聞書をも被參候て、満足に存候、定可為御祝着候、猶岩崎新介可申入候、

恐と謹言、

三月十七日

清誉 (花押)

栴山入道殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」二八号文書ト同文ナリ)

○二六三 不断光院清誉書状

栴山玄佐より承候古今集の事申調、只今くたし申候、然ハ御礼之事、從最前より如申候、何も少分之儀にてハ候ハす候、進藤上洛之刻、御調候て御進上候やうに御申候て可給候、先度之天目ハいまた其まゝ預り申候、是ハ京都にてハ千疋まで者無之候、先其方より此度京錢五千疋も御上候ハてハと存候、我等も路次にて損を仕候ハすハ、御引替をも申候ハんするを、散と三不弁仕候間、無其儀候、岩崎に能く御談合肝要候、此等之趣、玄佐へ御傳達憑入存候、猶進左大も内證をハ御尋候て可然候、恐と謹言、

三月十五日

清誉 (花押)

丹生備州まいる

申給へ

(ウハ書)

半松齋

榎山安藝守殿まいる人々御中

宗養

(ウハ書)
(墨引)

不斷

丹備まいる
申給へ

清譽

〇二六五 半松齋宗養書狀

返と、去年者早と御下向、千万御残多存られ候、
来春者ふと可罷下候条、自然者大守御取合每事
奉憑候へく候、旁期後首之時存候へく候、

〇二六四 半松齋宗養書狀

猶と、為御使栄助来候て濟と拜受過分候、何も
く期拜顔時候、以上、

先刻参候て遂拜面本望此事情、仍彼御懷帑短冊御裏
書以下出来候条、則令進覽候、尤以参扣可申入候へ
共、会席事情之間、先以愚状令申候、今日御發足、
若御延引事候ハ、及日暮参候て、御暇乞可申入候、
将亦飛鳥井殿より以御文被仰候、又自拙者とも則添
進之候、旁会果次第参候て可申進候、恐惶謹言、
九月廿一日 宗養(花押)

(墨引)

半松齋

榎山安藝守殿人々御中

宗養

(ウハ書)

半松齋

榎山安藝守殿まいる人々御中

宗養

〇二六五 半松齋宗養書狀

返と、去年者早と御下向、千万御残多存られ候、
来春者ふと可罷下候条、自然者大守御取合每事
奉憑候へく候、旁期後首之時存候へく候、

御帰国以往、以愚札可申入候之處、不得好便冤角罷
過、非本意候、抑去年両座御興行、難忘令存候、内
と如御約束申候、當年下向可申中心候處、去春京都
念劇無事相調候て、近衛殿様御入洛故、御会等切と
事候て不得寸隙、遅と口惜候、必と来春者可罷下候、
将亦御在洛之刻者、京中錯乱故、諸事御慰たる事も
候ハて、御残多被存候、古市長門守殿於 御家門遂
拜顔候、旁来春者下國仕て可申入候、恐惶謹言、
(天文廿一年)
七月九日 宗養(花押)

(墨引)

半松齋

榎山安藝守殿参人々御中

宗養

（ウハ書）

半松齋

栴山安藝守殿參人、御中

宗養

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六八二号文書ト同文ナリ）

○二六六 半松齋宗養書狀

珠玄より細と預書中候、御鳴右候、不断光院下
向候、自然相當之儀、御入魂所希候、

先年以來一兩度以愚狀令申候、不相達候欵、不預御
報候、無御心元存候、内と有増申候、拙者下向之儀、
数年之願望候へ共、不得寸隙罷過、可口惜候、是非
共と存計候、御國衆一兩人在洛候、拙身無如在候、
可御心安候、雖無差題目候、御床敷存餘如此候、猶
期後音候、恐惶謹言、

卯月廿六日

宗養（花押）

栴山安藝守殿まいる人、御中

（ウハ書）

半松齋

栴山安藝守殿まいる人、御中

宗養

傳家龜鏡十四代忠助文書

（ウハ書）
栴山兵部太輔殿

（花押）

（本文書ハ「旧記雜録附録」三三三号文書ト同文ナリ）

○二六八 島津伯圍貴書狀

就其塚番、永々御辛勞之由存計候、尤使節以一札雖可申候、依遠方無沙汰、心外之至候、將亦先日於祢答院長野度と合戦、被懸紛骨候、寔無比類次第候、然者召烈候人衆各働、不及申候、心事、恐と謹言、
永十一
閏五月十七日
伯圍（花押）

栴山兵部大輔殿

（ウハ書）
（墨引）

栴山兵部大輔殿

伯圍

（本文書ハ「旧記雜録後編」一五二二号文書ト同文ナリ）

○二六七 近衛信尹書狀

雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯乱、諸事無外方故匠作へ以使札申候、此砌於預馳走者可為祝着候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

十一月廿六日

（花押）

栴山兵部太輔殿

○二六九 島津義久起請文神文

奉始梵天帝釋四天王、日本國中六十余劬大小神祇、惣社新田八幡、別而當所鎮守諏方・稻荷大明神、可

任各御照覽者也、

元龜二年四月七日

義久 (花押)

梶山兵部大輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」五八〇号文書ト同文ナリ、尚彦山発行ノ牛玉宝印ノ料紙ヲ使用セリ)

〇二七〇 島津義久書下

大すみの國小田名之事、向後かくこの證跡のそみのよし承候まゝ、これを進しまいらせ候、御子孫におひて相違あるましきもの也、

天正三年

三月廿二日

よし久 (花押)

かは山兵部たゆふ殿母公

(ウハ書)

かは山兵部たゆふ殿母公

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」七九三号文書ト同文ナリ)

〇二七一 島津義久書状

今度就声北表發向、一陳大将之儀頼候、別而被添御心之謂、輒属安利候、欣悦此事候、右之旨頼可申通處、到和泉依滞留延引、非本懷之条用老行候、恐と謹言、

拾月廿八日

義久 (花押)

梶山兵部太輔殿

(ウハ書)

(墨引)

梶山兵部太輔殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」四四号文書ト同文ナリ)

〇二七二 新納忠元書状

(墨引)

先刻之貴札之趣、即覺嶋申渡候、其御返答、從老中預候之一通令進獻候、彼書中之様子、到赤星殿御入魂可目出候、雨晴而御出頭、萬御仕合等可宜令存候、

為御分別候、仍永々御番、御辛勞是非外候、尚期拜

面之時可得御意候、恐惶謹言、

五月十一日

(忠元)
忠(花押)

榎山兵部大輔殿

參尊報

〇二七三 榎山忠助進上目録

八朔其外 大守様へ進上
可為此等之趣

進上

御太刀

自然持太刀ナレハ
金覆輪

一腰

盛光

御馬

一疋 鹿毛

印飛雀

青銅

三百疋

已上

榎山兵部大輔

忠助

〇二七四 榎山忠助進上目録

天正六年八朔進上之旨

祿如此、今年佐多殿

次北郷殿、年替前後

之事被仰定、御老中

川上意釣入道殿

村田越前守殿

進上

大守義久様

平田左馬助殿

兩人ハ 上井神左衛門尉殿

頃山東 伊集院右衛門大夫殿

御太刀 一腰

御馬 一疋 鶴目
印流輪

青銅 三百疋

已上

榎山兵部大輔忠助

兩様

榎山兵部大輔

此書様常ニ判ハ 忠助判

なし、又名乘実名ノ下ニモ書、口傳あり、

〇二七五 榎山規久進上目録

是ハ片敬也

兵庫頭殿などの御人衆

へ如此也

進上

持太刀なれハ持ト一字書
又名をも書

御太刀

金ナト 一腰
覆輪 名有

馬

毛ト 一疋
印ト

鳥目

二百疋

以上

樺山太郎三郎

規久 兵部大輔

○二七六 樺山紹劍忠助拝領物注文

源氏ヨミ道具条ト

一 源氏系圖 一札

一 源氏不審抄出

一 源氏引事

一 源氏雜糺 一札

一 源氏不審之聞書

一六卷帖

一源語秘訣 一卷

以上数七ツ

拜領仕候、

文祿四年正月七日

紹劍(花押)

○二七七 樺山久高書状

尚ト、其元無何事候之由、目出度申上候、兼又
穆左より之御供之衆、小人衆にていつれも勞辛
被申候らん、自是存計候、平孫六殿急にて
候ま、追而委敷可申上候、

御上洛之以後者無音罷過、心外之至候、先以 太守
様之御前御仕合、一段能御座候之由、目出度申聞候、
隨而無何事御座候哉、爰元茂御同前ニ候、小田へ茂
初五月罷越候て、十日余延留仕候、御すミさま・
玄佐様いつれも無何事御座候、穆左是又無何事候、
御心可安候、將又 太守様六月者御下國之由其聞得

候、左様ニ御座候ハ、御供にて御下奉待へく候、
事と、恐惶謹言、

潤五月廿七日

久高(花押)

(ウハ書)

(墨引)

治部大輔

忠助様

御近衆中

久高

(卷子表紙)

傳家龜鏡十五十

(代規久文書カ)

〇二七八 島津龍伯義書狀

(墨引)

長く在洛、苦勞之儀推察候、仍自山口駿河守殿連と御内意共候間、来春者上洛之催候処、陸奥守を始家老之者共申事ニ者、龍伯病後ニ切と虫など出合、弥不達者ニ候、殊老躰之儀候間、暖氣ニ成候ハてハ打

立可難成候、然者 將軍様・右大將様、正月・二月之間可為御上國之由候、其節者諸大名無残上着候而御礼可被申候、龍伯事者縦急ニ打立候共、當分ニ虫出合候者、路次ニ逗留案中候条、中と各同前ニ御祝儀可申上事成ましく候、左候へハ當家計御礼可致遲退事如何ニ候、扱者先陸奥守上洛仕、衆並ニ御礼申上、龍伯者去寒天跡よりゆるくと罷上候ハてハ成ましきの由出合、陸奥守かたより以飛札駿州へ被得内儀候、迎も父子上洛之儀雖難調存候、畢竟公儀不成合候へハ咲止候間、如其ニも可有之欵、兎角駿州御指南次第三而こそ候すため、不紛我等事、寒中故欵、此比者不断虫・霍乱など出合、よなくとハ致吐逆散と式候、此躰ならハ各如申、途中ニ送数日候ハん事治定候間、我等強而罷上、可致御礼とも難申候、乍去涯分養生仕、初夏之比者可打立内意候、先と出合如斯候、可被聞置候、恐と謹言、

(慶長九年) 十二月十九日

龍伯 (花押)

柘山権左衛門尉殿

○二七九 島津龍伯義久書狀

〔墨引〕

追而上洛之儀ニ付、此比至鹿児島御談合ニ而候キ、其時分我等越あひ、様子承候、いかにしても父子上洛之調難成聞候、爰許之儀、其方存知之前候、乍去公儀ニ者かへかたく候間、成とニも可有之欵、何としても我等四月者可罷上内意候、畢竟三月之御祝義ニ御礼申後候而者、咲止之由出会、父子上洛と有之事候、願者駿州 公儀を被相償やうに候者、三月よりハ暖氣ニも成候ハん間、三月爰許を打立候する、左候ハ、四月者可致上着候条、愚老罷上、御礼等も相済やうに有度候、殊更當國党外之儀候、去十六日東目より西目之浦濱大浪よせきたり、屋之事者不及申、人も多とうち取候、誠不思議之災難ニ候、如斯候間、題目者加子有ましきと聞候、父子ニ一人罷上

候共、例のことく加子有之ましき由候、況父子上洛候者、加子一圓調ましき由候、云裕云恰父子之上洛

難調候、何とぞ駿州へ被遂内談可然候、將又少將殿在洛のうち、竹屋へ刀とかせ度之由候て差上候、則

被仰付たる由候、然共其已後音なしニ候、無心元候、其方前より被相理出来候ハ、可被指下候、次此一紙

公界に被出まし候、恐と謹言、

〔慶長九年〕
十二月十九日 龍伯（花押）

榎山権左衛門尉殿

○二八〇 島津龍伯義久書狀

新春之吉兆多幸々々、抑我等上國之儀承候間、三月之時分者必可致上洛覚悟候、然者於其方惟新身上之儀ニ付、取沙汰など無之候哉、万一左様之儀、六かき様にも候ハ、拙子上京之儀、如何有へきかと存候、其許之様子被聞合、委承度候、乍不申此等之旨可有隠密候、猶期後喜之時候、恐と謹言、

(慶長十年)

正月十日

椀山権左衛門尉殿

龍伯(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編四」五号文書ト同文ナリ)

〇二八一 島津維新義書状

以上

其表替儀も無之候哉、切と為見廻使者をも可申付候
へ共、取紛候条不能其儀、無音之至候、堺目之儀者
不及申、御普請被下之儀共、無由断被申付肝要候、
出水堀之儀無別条候、水俣迄者黒田如水・加藤主計
頭人衆を指出在之事情、然者出水之儀、堅固ニ申付
候間可心安候、あまりく無音候条、為見廻使者指
越候、其元之様子、念比ニ可承候、恐と謹言、
(慶長五年)
十一月十五日 維新(花押)

椀山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録後編三」二二八号文書・「旧記雜録附録二」二五七号文書ト同文ナリ)

〇二八二 島津維新義書状

尚と、かたつき所望之由、平左衛門尉方まで被
示越通承届候、今度も上せ遣度候へ共、山口殿
より公方様可有御一覽儀も候する間、其以前ニ
ハ惣而いつかたニも出ましき由候之間、不及是
非候、併貴所へハ下向之刻談合可申候、将又其
許へいつれも相詰候人衆へ普請ニ別而辛勞之段
相心得頼申候、以上、

新春之慶賀珍重と、前ニも書状を以如申、長と之在
京大儀之至、不及是非候、乍不及申無退屈被相調、
奥州ため可然様所希候、仍到山口殿書状を以申候間、
誰にても貴所見計を以、可然人ニ我等書状・太刀被
相添可致持参事頼入候、猶巨細伊勢平左衛門尉可申
候、恐と謹言、
(慶長十年カ)

正月十日

惟新(花押)

椀山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」六号文書・「旧記雜録附録二」二六一号文書ト同文ナリ)

〇二八三 島津維新弘書狀

尚く、めぬきの代銀三十目指上候、

永と在京之儀、別而辛勞之至候、然者屋形作之事、何程相調候哉、承度候、仍來春者陸奥守殿早と上洛候而可然候ハんと申事候、然共国ならいにて、可及遅と心遣存計候、將又わきさしのためぬき一具望間敷存候、正阿弥などへ被誂、調候而可給候、常住さしのためぬきたるへき間、念を入候而可預候、猶口上ニ申合候、恐く謹言、

(慶長九年)

十一月五日

惟新(花押)

椛山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一九六二号文書ト同文ナリ)

〇二八四 島津忠恒久書狀

猶く、其方家居、被入念置候故、今度寺澤志摩守殿頓被相越候処、宿一圓無之、留主之儀ニ候つれ共、志摩守殿宿をさせ申候、今度又 龍伯様も御宿被成候、猶上洛之刻、可述礼詞候、

山口駿州へ用飛札候、早と被相届尤候、仍 將軍様年内之御上洛者被成御延引、來春 大將様御同前ニ可為御上洛之由候、然者先日従山口殿其方へ如被仰候、平田已兵衛下向之刻、 龍伯様へ委被仰達ニ付而、必可被成御上候へく候、乍去 龍伯様御事者御老衰之儀ニ而、暖氣ニ成候ハてハ御打立可難成候間、定三四月之比ニも可有御上候哉、又御煩起候ハんも不相知候間、さやうニ候て 大將様へ御礼延引候ハ、公儀へ可罷成無沙汰候間、先我等令上洛

龍伯御事者靜御上候ても可然候ハんかと、山駿州へ尋申事如浏底候、諸事不弁之儀迄候間、兩人上洛之儀ハ可難調候へとも、

公儀難計候間、先我等も上之用意候、其元普請大方

出来候由、大慶候、謹言、

(慶長九年)

十二月十八日

忠恒(花押)

椛山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一九七号文書ト同文ナリ)

○二八五 島津龍伯義久外二名連署

琉球渡海之軍衆掟書

琉球渡海之軍衆法度之條々

- 一物主相定候間、彼衆以談合可申出儀、不可違背、
- 一喧嘩口論之儀、不新雖為法度、今度者別而各可相嗜事、可為肝要候、縦不圖喧嘩出来候共、兼日如法度私にて不相果、重而可遂披露、若此旨を相背於破事者、いかやうの理雖有之、不及理非之沙汰、
- 一組可處罪科、

一鉄炮もちたる衆、或し、鳥をねらひ、或たて物を射、いたつらに玉薬をつくすましき、

一船之出入、おもひく、に無之様ニ、惣別同前ニ可有之、

一其組を離、他の手に付ましき、

一手に入たる嶋く、の於百姓等者、少も狼籍いたすましき、付従大嶋此方泊く、右可為同前、

一堂・宮・寺等あらずましき、

一可相働時、海陸共に惣人数を不待合、無人衆にて

先懸いたすましき、

一經其外書籍等、むさととりちらす間敷、

一無罪者殺害、一切可為停止、

一順風よく不見定、不可致出船、

一取人一切可為停止、

一下知衆可申旨を不可相背、

右條と堅相守、不可違背者也、仍法度如件、

慶長十四年二月廿六日 家久 (花押)

惟新 (花押)

龍伯 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編四」五四号文書ト同文ナリ)

○二八六 島津家久袖判覚書

(花押)

覺

一琉球よりあつかいを入候ハ、無異儀其筋ニ可有

談合事、

一いつれのみちにも利運ニ相濟候ハ、少も無逗留、

早と軍衆六七月之比者可引取事、

一琉球曆との人質、其外嶋くくの頭くくの者迄、質人を取候て當國へ引こし、琉球向後の諸役儀、於此方可相定事、

一自然琉球國主居城ニ取籠、なかく籠城之かくこと相見候ハ、悉焼ハラひ、から城計ニ成、人数少もためらハす引取、あたりの嶋くくの者人質を取、手に付候て可為帰陣事、

一兵糧米おさめさせへき事、此中琉球人の申付たるより、いかにもかろくおさめさせへき事、

右條と不可有違変候也、

慶長十四年三月

椀山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」五四五号文書ト同文ナリ)

○二八七 島津家久書状

出船以後之至來無之候間、為見廻岩切彦兵衛尉差遣候、先勢者永良部へ去五日、皆く無異儀着船之由、

其聞候、為順風吹續由候間、漸至琉球可為着岸候、

兼日如申含候、早と明隙六七月之比者帰帆簡要候、先と當時之様躰、彦兵衛尉へ委被相含、則注進尤候、仍大樽三十遣之候、軍衆遙く凌波濤在陣之窮屈令察候間、誠如投算膠於諸河耳、日本之温酒可成良粟之間、士卒与之者也、然而抽忠節、忽唱凱歌而、近日帰朝相待候、謹言、

(慶長十四年)

三月廿日

家久(花押)

椀山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」五五四号文書ト同文ナリ)

○二八八 島津維新義弘書状

任幸使用一輪候、仍三月十五日之注進状、卯月廿九日ニ相届、具ニ今披見候、先以諸船無吳儀同前ニ其地へ着岸之由、殊大嶋之事不日ニ相濟候通、千万目出存事候、扱く滄波遼遠之御辛勞、自是察存計候、定而琉球之儀も別儀有間敷候哉、早と古左右待入候、猶期来音候、恐と謹言、

(慶長十四年)
五月二日
維新 (花押)

栴山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」五六八号文書ト同文ナリ)

○二八九 伊勢貞成書狀

以上

如仰昨日琉球人御對面之儀、一書を以申候處、御同人御談合を以、爲御返事示給候間、則伺御意候、現も無餘日候条、此方にて可有御對顔事、尤三思召之由候、左様ニ御心得有へく候、猶期面上候、恐惶謹言、

伊勢平左衛門尉

貞成 (花押)

十月十二日

栴山権左衛門尉殿

抱節老

御報

○二九〇 島津家久書狀

態用飛札候、仍肥後之儀可相替様風説共候、其表何分取沙汰共候哉、実儀難計候へ共、先と為心得如斯候、縦如何様之出合候共、境目之儀、諸事無緩可被申付事肝心候、不寄何時新儀共候者、早と此方へ被申越候へ、以其上致分別、様子可申付候、不可有油断候、恐と謹言、
十一月廿四日
家久 (花押)

(慶長十三年)

栴山権左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」五二〇号文書・「旧記雜錄附録二」四〇七号文書ト同文ナリ)

○二九一 本多正純書狀

以上

一書令啓候、仍今度 奥州様爰元御下向被成、兩御所様へ御礼被仰上候処、無残所御仕合共にて、早と御帰国被成候、定而於其地旁と珍重可思召候、然者去比琉球三分の候て、御苦勞御骨折共にて候、於此方感入事候、將亦御息久太郎殿今度御供候て御下

二候、於爰元懸御目候、一段御成人にて候、隨而為御音信御太刀一腰・馬代銀子三枚并段子二卷被懸御意候、遠路御懇意忝存候、何も期来音之時、不具候、恐と謹言、

本上野介

十月二日

正純(花押)

樫山権左衛門尉殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六三〇号文書・「旧記雜錄附録」三三三号文書ト同文ナリ)

○二九二 町田久幸・比志島国貞連署書狀
追而、去年之一匁出銀、于今未進之由相聞得候、不可然候間、早と皆濟候様ニ可被仰付候、已上、態申入候、去々年已来度と御上洛之入目、於江戸御屋形不慮之火事出来候、彼此御借銀千貫目余在之儀ニ候、此御返弁一年ニ者罷成間敷候、来秋之出銀一石ニ一匁三分充可被仰付之由相定候、扱者銀子・鳥

目・八木此三色之内にて可有上納候、八木直成之事者追而可申定候、兼日為御用意先以用一書候、早と可被仰付候、恐惶謹言、

比志嶋紀伊守

(元和二年)
五月三日

國貞(花押)

町田勝兵衛尉

久幸(花押)

樫山権左衛門尉殿

人と御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一三四七号文書ト同文ナリ)

○二九三 下総守之久書狀
國分御煩、于今然と無御坐候由、使罷帰申候間、驚奉存候、就夫 從 奥州様可致伺候之段、石見迄被仰聞候と申、漸今朝到来候、唯今打立、船を以參上仕候、何共重而可得御意存候御事、恐惶謹言、
正月十八日 之(花押)

（ウハ書）

下総守

（墨引） 栴山権左衛門尉殿 之久

人と御中

○二九四 別府景親書状

已上

奥州様東國之御仕合能、早と御下向之御祝言、為可被成御申、態御使書之旨、細と得其意、於細嶋達上聞候、遠路早と御満足之由被 仰出候、久太郎殿事も別而今度御奉公、精入候て御大慶之由候、其表下向ニ而候間、定此比ハ漸下着たるへきと被思召候由候、此等之旨相心得可申入段被成御意候、猶御使へ具ニ申達候条、不能詳候、恐惶謹言、

別府信濃守

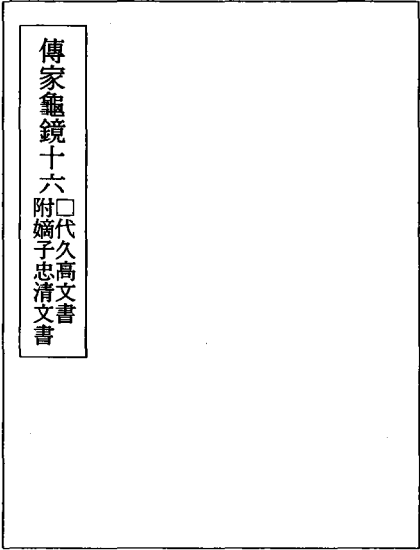
五月十一日

景親（花押）

栴山権左様

まいる尊報

（本文書ハ「旧記雑録附録一」二五二号文書ト同文ナリ）



〇二九五 島津久元外四名連署知行目錄

知行目錄

薩劔出水郡之内

高三百石

高五百八石卷斗式升三合

高千三百拾一石八斗七升七合

高五拾石

伊佐郡那餐院

同郡大口

鯖淵村之内

大河内村之内

藺牟田村

市山村之内

合貳千七百七拾石

右知行、今度御分国中被相改配分候、全可有御領地者也、

元和六年三月三日

伊勢兵部少輔

貞昌 (花押)

三原諸右衛門尉

重種 (花押)

町田圖書頭

久幸

喜入摂津守

忠政 (花押)

下野守

久元

椛山美濃守殿
(久高)

〇二九六 相良頼兄書状

其後者無音罷過、本意之外候、其地御珍敷儀共無御座候哉、御同前之至候、先者不得貴意、朝暮御床敷

奉存計ニ候、是式ニ候へとも、當所酒一樽并當年鮎
鮎ニわけ、全躰書中之驗迄候、恐惶謹言、

相良清兵衛

四月九日

頼(頼元)
(花押)

栴山美濃守殿

人々御中

〇二九七 喜入忠高書状

猶々、申入候、又五郎殿御覺弥能御座候間、御
満足令察候、一昨日頭殿能御座候つるにも御見
物候、目出度申事候、

遙久不申通候、仍其許御移之儀、一段目出度令存候、
早々以一人可申入か、何かと取亂、于今延引申候事、
非本意存事候、御説為可申達用愚札候、采女正様へ
も別書ニ而可申入候へ共、乍憚此趣御心得奉頼候、
兼又 黄門様御暇之様子、未御左右無之、爰許衆も
旦暮御吉左右奉待躰候、頃同名丹波守罷下候、定急

度御暇可出候由取沙汰候と物語申候、猶期後喜候、
恐惶謹言、

喜入美作守

七月廿四日

忠高 (花押)

栴山美濃守様

参人々御中

〇二九八 町田久充・児玉利昌連署書状

御札之旨即披露申候、新造之 御曹子様被成御下向
候、御満足被思召候、此等之御祝儀被成御申候事、
御祝着之通 御意候、為御納得候、余者彼御使へ申
入候、恐惶謹言、

児玉筑後守

八月十八日

利昌 (花押)

町田駿河守

久充 (花押)

栴山美濃守殿

参貴報人々御中

○二九九 樺山久高覚書

覚

一先年廻馬立之御陳ニおひて、前之右馬頭殿被成戦死、御陳無由引取被成、敷根境目御念遣候処ニ、祖父玄佐へ別而念ヲ入御奉公可申上通被仰聞、御談合共候、玄佐申候ハ、私領之内帖佐春毛村を可差上候、敷根殿へ被遣御頼候而可然之由申候故、右地敷根殿へ御手付候而、堺目被成御憑次第ニ御勝利罷成候、春毛村之返地として、曾於郡之内大窪村六町、玄佐へ被下、数年格護申候、然處に伊東・飯野・飢肥へ陳を取候時分、方々へ御手難廻御談合共候キ、玄佐申上候ハ、御神慮題目に候条、霧嶋へ寄々之御知行、廿町も卅町も被成拜進可然之通申候条、左様ニ御祈精可被成由候へ共、近所へ御知行無之故、玄佐私領大窪村、御家御為ニ拜進可申之旨申上候而、御神領ニ上置候処ニ、寄破

之時分、御蔵入ニ被召成候、此御返地被下候様ニ
侘申上候事、

一先年幽斎老御下向之砌、興之洲、向之嶋へ藤野村・赤生原村、麦生田へ上之門、青屋へ松木園門、此五ヶ所為御蔵入被召上候、村田殿・敷根殿・佐多殿、同前之上地にて候、彼三人へ者御返地被給候由承候、我等事も返地可被下候、拙子先祖以来、御奉公も右人衆へ優劣有間敷かと存候、右地玄佐へ被下候様子者、本田殿逆乱之刻、大隅之案内者として玄佐へ先手被仰付候故、興之洲へ船ヲ着、宮内へ相籠、無別儀御奉公相懇候て、^(勤)国分・新城并ひめ木を御手ニ入、それより次第ニ大隅表案牒ニ罷成候、其為其忠節興之洲玄佐へ被下候、又市來へ被召懸候刻、於大日寺馬場ニ、攝劔老祖父同前ニ玄佐へ辛勞申候為御手付、向之嶋之内二三ヶ村被下候、何れも子細ある先地にて候条、別而御侘申上候事、

一庄内御弓箭已後御支配ニ、肝付越前守殿御知行三

千石被給候處ニ、拙齋・包節^(抱)被申上候ハ、菱刈御
弓箭ニ、親父彈正忠殿羽月へ被致御番辛勞被申候
条、今千石御加増候ハてハと被申達、合四千石被
給候、御支配御使伊勢兵部少殿と拙者仕候、菱刈
御弓箭ニ者、玄佐・同兵部太輔父子者、平和泉へ
御番申候、水保・佐敷・大口之間ニ而候故、兵糧
御籠被成候事も不罷成、誠折角之躰ニて御番申閉
目候故、彼表御心易罷成候間、肝付殿同前ニ侘可
申入与存候へ共、御支配御使申候故致用捨、時分
ヲ見合候而押移候、右同前ニ被仰付候様ニ侘申上
候事、

一 出水御番被仰付候而罷移候、加増二百石被下、廿
ニケ年御奉公申候、先地頭本田六右衛門殿者八百
石之御加増ニて、八年御奉公被申候、御加増同前
ニ被仰付候様ニ申度候へ共、加判役之中ニて候条、
後日之例をも存、とかく不申上候つれ共、當地頭
山田民部少殿も八百石御加増之由承候、然時者同
前之御加増被仰付候様ニ侘申上候處に、右兩人者

我等より小身之故、八百石御加増之由、采女正へ
被仰聞候、然共比紀伊殿高岡之地頭被給候加増と
して、むかさの内高濱村大形高千石計之所を被給
候、其時分我等軍役之高紀伊殿同前之様ニ候つる
時ハ、本地之高之多少ニ應而ノ御加増之差別者無
之様ニ存候、我等御奉公も右人衆ニ優劣無之候、
然時者同前御手付候様ニ侘申上候事、

一 於高麗 惟新様被仰聞候ハ、先高麗入無人之砌、
別而御奉公申候条、鹿兒嶋二三人之内ニ可被付御
手由、雖被仰聞候、惣領家ニ被召成候時分、御知
行二千石被仰付、本地合三千石被下候、我等同前
ニ御奉公被申候人衆へ者、新地三千石被給候つる
間、今千石者御約束之内不足申候、早く侘申上度
候へ共、加判中与申、御蔵入相つまり候故、用捨
を以不申上于今押移候、當時少身ニ而軍役難續候
条、遮侘申上候事、

右之條と精敷以先書申上候、御返事未示承候、
我等事も老後与申病躰之条、今度一途被仰聞候

様ニ遮而申上候、此旨御披露頼存候、以上、
寛永六年

八月廿四日 榎山美濃入道

渋谷四郎左衛門尉殿

三原左衛門佐殿

(本文書ハ、旧記雜録後編五、二五四号文書ト同文ナリ)

〇三〇〇 榎山久高覚書

留

覚

一 御家之御為として、玄佐私領大窪村、^{六町}霧嶋へ拜進
申置候處ニ、幽齋老御下向之時分、御蔵入ニ被召
成候、佐多殿・敷根殿・村田殿上地同前ニ候、彼
人衆へ者近年御返地被給候、我等へも同前ニ御返
地被下候様ニ件申上候事、

一 幽齋老御下向之砌、玄佐私領青屋ニ松木藪門四町
八段・伊集院ニ上之門四町貳段・向島へ赤生原門三
町・藤之門三町・濱之市へ沖之洲町濱、此五ヶ所御

蔵入ニ被召上候、佐多殿・敷根殿・村田殿同前之
上地にて候、彼人衆次ニ御返地被仰付候様ニ件申
上候事、

一 菱刈御弓箭之刻、平和泉へ玄佐父子御番申候様子、
事旧候様ニ可被思食候へ共、肝付越前守殿御加増
被給候通も、親父禪正忠殿、右同御弓箭ニ羽月へ
御番被相勤候由、拙齋・包節被申上、御加増千石
被給候、御使伊兵少老と拙者にて候、我等申分も
無差別存候故、重而御件申上候事、

一 出水へ吾等被召移候、御加増貳百石被下、廿二ヶ
年御番申候、先地頭本田六右衛門殿・當地頭山田
民部少殿事者、八百石宛之御加増にて候、我等も
同前ニ被仰付度存候處ニ、右両人者父子銘之御
奉公之故、御加増之差別有之由被仰聞候へ共、我
等も安藝守鹿兒嶋へ召移、三ヶ年御奉公申候、然
処ニ我等筋氣痛候故、出水御番之件申上候砌、市
八左衛門尉殿・北条土佐守殿兩人を以被仰聞候様
子者、輕御奉公ハ安藝守可申候条、父子同前ニ御

番相勤可申由被仰候而、安藝事者出水之様ニ被遣候、然時者父子銘トニ御奉公も右兩人ニ無替儀欵ト存候事、

一我等より民部少殿・六右衛門尉殿事者小身にて候条、御加増過分之由被仰聞候へ共、此中者本地多分之人へ者、御加増も過分ニ被給候様ニ見得申候、本地少高衆へ者、其相應ニ被仰付候、今度吾等へ御返事之通、手始之様ニ候而迷惑ニ奉存候、今少委被聞食上候様ニ侘申上候事、

一於高麗 惟新様被仰聞候通、先條書ニ無別儀候、高千石者御約束之内不足申罷居候事、

一右何も早ト御侘申上度存候へ共、先年御支配之砌者御使申、それより加判役被仰付、殊更御蔵入も相つまる時分にて候之故、用捨を以菟角不申上于今推移、小身にて御軍役難續候、被聞召達候やうに侘申上候事、

右者先日申上候御返事、雖被仰聞せ候、又ト愚意之通申候、細ト被聞召達候様ニ御披露奉頼候、

以上、

寛永六年

九月廿一日

榊山美濃入道〇印

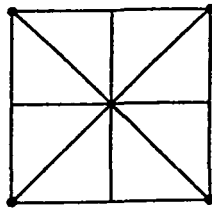
渋谷四郎左衛門尉殿

三原左衛門佐殿

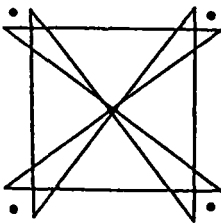
(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二六〇号文書ト同文ナリ)

〇三〇一 飛鳥井雅庸蹴鞠伝授状

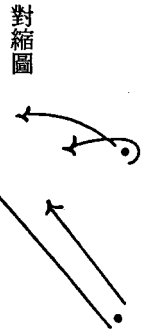
八境圖



兩分圖



以墨為正分
以朱為次分



以家説授栴山久太郎忠清訖、

慶長十五年十月廿一日

參議雅庸（花押）

（ウハ書）
栴山久太郎殿

雅庸（花押）

〇三〇二 飛鳥井雅庸蹴鞠伝授状

蹴鞠為門弟十骨扇之事免之候、可有御所持者也、恐

と謹言、

十月廿二日

雅庸

栴山久太郎殿

（本文書ハ、旧記雜録附録「三四号文書ト同文ナリ」）

〇三〇三 飛鳥井雅庸蹴鞠伝授状

蹴鞠為門弟紫下濃葛袴之事免之候、御着用規模候也、恐と謹言、

十月廿二日

雅庸

栴山久太郎殿

（ウハ書）

栴山久太郎殿

雅庸

〇三〇四 三条西実隆書状

御下國後、日暮御床敷心中計候、光明山よりと哉らん鷹札披見、其後無便風無心許候、山口邊御逗留、

さてハ細く京信も候へき物を愚状にても申候ハぬ条、慮外候、彼物語被講之由承候、尤可然候、いかにも好色の方に趣候ハぬ様に作者之本意、第一世上男女の行跡を教訓候物にて候、詞花言葉ハ本より申に及候ハす候、此所に立帰りく目を懸て一言半句をも被讀候者、道のため肝心候、能く可被付心候要訣事承候、これハ返く其憚候へ共、菟角申候へハ、い

かゝにてまめやか候、千万無心之儀にて候へ共、一冊進之候、但御状日付ハ六月廿七日にて候、はや經數月候間、於今其用過候やらん、相構と無失脚儀早と可進給候、於今ハケ様の抄物も坐打捨て候間、大畧師中納言ニ與奪せしめ、非自專本ノマ之分候、先と當年先皇十七回御忌候之間、疾よりの御埒とて打過候つる、殘命も難知候間、去四月十三日落髮候て、一圓持律之僧ニ成候間、稱名念仏之外抛他事候、可然山住もとおほえ候へ共、秋のたのミむなしくてハ、いかなる水草きよき山も求かたく候儘、先市中の隱家を卜候、何所も事よろしき事候者と、さそふ水をミ待わたる計にて候、早とたうとき姿を見申度候、まことハ心も涼しく安樂の事にて候、心安おもひやられ候へく候、さては短冊外題・扇面など俄栖申中候儘滿筆候、殘於禁中金剛經、月船和尚講尺今日も祇候而夕陽ニ退出、やう／＼筆を休候、無正躰候、ケ様之事も一向停止にて候、向後不可承候、去春之千句、誠すちなき事共沙汰候て、干今後悔此事候、

乍去一向自今ハ停止候間、忘形見にもと思ひなし候事にて候、彼願主今度江劔一変ニ居所など無正躰候やうニ成候、とても不便候、南邦之事、やす／＼と申候つれハ、近比の曲事候、亦宗長ハ七月ニ下向事にて候、伊勢より音信の後ハ未能書信候、夢庵も此間ハ積鬱巻ニこそ候へ、右京兆八幡社參・左京兆參宮、京都凡太平之躰珍重候、東九郎事ハ何の手もなく、別の給人を付てこそ候へ、一ハしの案内も不及候て、中と心安候、去と年種と御助勞候つるも、徒事にておかしくて候程ニ、なか／＼心安候、召仕候つる美濃守、不慮之虚名ニよりて禁獄ニ及候、からうしていたされ候間、出家入道在國候、□你又何哉らん六ヶ敷物いひ候程と、まつ田舎の方に罷下候、此邊あらはたの物ともにて其興候、世界毎事不足之儀、いまに始候ハぬ事ながら、申限もなく候、此外ハ何事もかハる事なく候、心安おほしめし候へく候、御留守之儀、入江殿邊も何事も御入候ハぬ、目出候、何やらん申度事ハ海山候へ共、九牛の一毛も不申達

候、先と折一荷芳志無申計候、進而めてたく賞翫の事にて候、早と御上落、御ミやけを濟と給へく候、待入候、宗牧儀下向之由申候、心安候、周桂ニハいまた御意候ハぬ哉らん、必御同道候て、御のほり候へく候、万端後便を期し入候、書状之式御覽之分候ましき、やかて可被投火中候也、穴賢とと、

卯月十四日

公宴發句

立かへよ名残いつまて花の袖

十三日盧山寺にてかしらおろすとて

墨染のあかぬ事なし今ハ身の

おハリみたれぬねかひはかりそ

夏衣涼しき道の門出して

はちすのうへに心をそをく

十六日愚亭へかへるとて

古郷に立かへるともとかむなよ

錦にまさるすミの衣手

同日石山にまうて、

祈りこしつゐの真のみちにきぬ

けふいし山の苔の衣手

夢の世をおもひとりてしこゝろのミ

なかくさめしと身をいのる哉

三条前内府、宗碩へ被遣御書

永正十三年神無月十八日

(卷子表紙)

傳家龜鏡十七

久辰口書

〇三〇五 御重物目錄

御重物

一 御系圖 一卷

一 御文書箱 一ツ

一 袋之御太刀 一腰

一 大鏡 一面箱有

一 御所具足 一兩

一 百官 一卷

一 蘭之絵 一服

以上

寛永十六年八月二日

〇三〇六 樺山家次第

樺山殿御家之次第

一 夫 太郎丸 三郎右衛門尉 安藝守 資久 法名

不見明見、

一 美濃守 音久 法名花叟 御劍波平行安 黒作

鈍子(御)之袋ニ入テ御重代、是也、

一 安藝守 孝宗 是者依夢想御乘也、法名達叟 号

在京長刀、于今在之、恕翁御在京之時奉公別して

在之、祖父安藝前司資久、於京都抽軍忠致勲功事

度々也、去者為昵近故、任先規(勝也)称定院御所江懸御

目也、御進物者鳥目百貫文致献上、既御酌に而令

頂戴御盃、剩御鎧甲・御太刀一腰、大原之美守也、

鎧之紋桐之御紋也、于今令拜領為重物在之、

一直安藝守と給也、其時元久之内外を被致取沙汰也、

一美濃守 孝久 法名花岳

景光・恒次之太刀、行安之脇刀、又号合鈞有長刀、

今之黒柄是也、為能筆故卅六枚之色帟、後光嚴院

殿御手跡之百官、此時之所持物也、并芝蘭之絵從

御所様伯父喝食ニ賜故、此家之為重物、在之于今、

散殘藏之御物等、從此代所持也、大覚寺殿於申

間御生涯之時、為忠節、從當御所様、備前三郎國

宗ヲ給也、此御劍者永祿元年戊午之年、又三郎義

久様長濱へ御光儀之時進上、臈而正八幡江御納治

二參也、

一兵部少輔滿久 法名一通

持長刀青貝ニ菊鐔無双、依為物切、是を為刀、于

今在之、於三俣高城名譽之合戰、一日ニ為七度之

由、于今言傳也、

一益五郎殿 法名天澄 早逝也、

一鍋千代丸 若黨名太郎殿 安藝守 長久 法名春

岡 被成上洛、小笠原宗心へ傳弓馬道、就中騎射

礼之奧旨、射礼法令其外故実之日記有、鞠・鷹之

儀、依相傳是茂日記于今有、或者宗祇・兼載・宗

長ニ有對談、興行之懷紙在之、

一鍋千世丸 太郎左衛門尉 美濃守 廣久 法名月溪 入

道為數外 依國之念劇、自應永元年至大永元年

凡一百卅年、令格護野々御谷より大隅之内堅尻江

移、為守護御膝本之間、何篇可心安之處、尚以猥

之際一兩年中小濱ニ取城度々雖及一大事、漸續家

早、

一鍋千代丸 太郎殿 其後助太郎 又安藝守 幸久

法名齡室、入道而玄佐 相模守日新様之依為取智、

別而當代之御奉公不及沙汰、扱又貴久様大隅御退

治之事、安藝守盡粉骨、廻才覚、根占肝付坂より

上真幸・菱刈方々へ、依令馳走不得寸隙、自身依

打太刀被疵事度々也、為大隅御知行之立願、致上

洛、正宮之御身躰ヲ作立於内裡被成御開眼、奉懷

被罷下早、其刻於京都、飛鳥井殿に而歌之会令興

行、其上出題有御免、又者東山江致祇候、近衛殿

若君様へ懸御目、今之龍山様是也、其後不断光院御取次にて、從御親父大閣様、古今之抄物令傳授早、為御礼黃金五ツ、彼是二ツ、已上七ツ、是者進藤殿之御取次之処也、其外者當時各々存知候間、不能巨細、

一 鍋千世丸 助太郎 忠副 法名花岩 弘治三年卯月十五日、於隅州蒲生戰死、去者廣久・善久為哥道數寄之間、彼仁茂和哥之器量得世三誉、就中極弓法之奥旨、馬者為兼得、當家一流者候歟、殊峨ヲモとタル自亭上、不厭岩石令乘馬事、更無比類、或者力業吳全人、或者朋友之交無日夜之塚、撫民芳情之志、猶多行、有餘力時者文を專可學之處、不幸短命而今者無事、偏家之衰微歟、

〇三〇七 進上文書目錄

御當家 忠久様御四代目惟宗忠宗様之五男

嶋津上総 六郎 或三郎右衛門 或六郎 或後

安藝守 其後安藝前司資久 是より号樺山

一 弘法之御筆

一 中將姫よりと申候筆

一 御家御代と之 御書・御神文

一 將軍之御下文 付今川殿・島山殿などの状

一 樺山へ御知行被下候御書物數多

一 御家へ鳥目かし上候而、本物返し之御約束之御書

物、荒田・武・瀬戸口なども御借状ニ載候へ共、

皆返し上候由之證文、

一 其内忠節之書物數多

一 後醍醐天王より之令旨も御座候、

一 大覚寺殿之為忠節 將軍様より被下候御書有并備

前三郎國宗之太刀、

右ハ永録録元年 又三郎義久様、樺山所へ 御成之

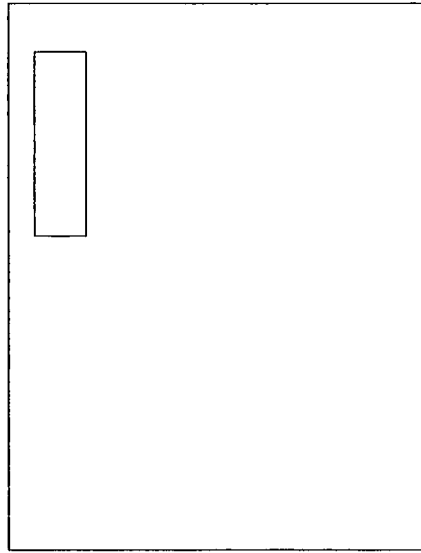
時進上仕候へハ、正八幡へ御奇進と文書ニ書付有

之、

八月廿六日

〔樺山家古文書〕

(卷子表紙)



〇三〇八 近衛前久書状

芳墨具披見候、殊御詠哥殊勝之、此御趣向にて弥承
及事治定と存候、

新枕ならへはといふことのはや

ひとりハたらぬ心とそ思ふ

一人ハ必定いまた御求あり度御心の色あらはれ候、

不及なから山居之躰、身をしりなから御うら山敷候、
何様ふと参候て可申候、湯治事来月上旬之比まで延

引申候条、旁近日期面謁候、かしく、

乃刻

(近衛前久
花押)

武庫

〇三〇九 宗養書状

安間之儀候、永原千句下向之由候、よき次候や、
乍去又すぐとなりにて候ハんするとをしハかり
候事にて候、命之中ニハ参會之儀不可得候、か
しく、

返札なから本望候、其後餘りく言傳にさへ預候ハ
ぬ、無曲候なから、心くらへにまけて以書状申候つ
る、さてハ届候ける、祝着候、うき世ハさやうニハ
なき物にて候、たゝ罕人程あハれなる物ハ候ハす候、
昌休にも此由能と被傳て可給候、又佐野へ書状之事
承候、その一折者如事あるましく覚え候へ共、遙
と承候ま、則不願憚書進之候、かしく、

(墨引)

宗養(花押)

〇三二〇 中野幸満質券

依用と候、本錢返にうり度申、在所日向國嶋津之郡大藪門田島等、代用途十八貫文うけとり申事實也、彼在所者三年より内ハうけ申ましく候、三年過候ハ、料足有よりにうけ申へく候、仍為後日證文如件、應永十七年かのへとらの歳三月五日

中野十郎幸満(花押)

〇三二一 後迫兵庫・中崎道幾連署証文

深河五か村之内、後迫兵庫并中崎道幾入道證文の事、右之意趣者、案案兵庫方より雜務之事公方ニ決申候處ニ、彼男女兄弟此間相隨申候罪科ニよて、既二人共二頭をめされへく候つるを、彼彦太郎男・みつ女まいらせ上候間、死罪を蒙御免候、雖然科不輕候之

間、某兵庫か分ニくわ物十貫文并愚身道幾か分ニ五貫

文、是ハ少輕科たるニよて決證申候、急と沙汰仕へ

く候、若此分あきらめかけ、如何成けんもん高家・

神寺之御領内ニ罷入候共、子孫までも以此證文可然

御沙汰候、其時一事一言之あらそい申ましく候、殊

ニ御實得之在所にて候へハ、皆納仕候ハさん内ニ、

本主之俄ニうけ申さるゝ事候共、其後も聊吳儀を申

さす、さたをいたすへく候、仍為後日状如件、

深河北方五か村内兵庫(略押)

并中崎道幾(略押)

應永卅年九月廿四日

〇三二二 平忠勝質券

要用候ニよて、本せに返入おき申候事、

合代用途拾貫文定

右、薩摩国河邊郡覺村柏原別府内忠勝かもち白さう

津の濱・あけともに柁山殿御内のミヤち殿うけとり

申候事實也、あけの分仁王平か田五反、けとはたけ

一ヶ所、れうそく一くわん文、公方糶せう六石、く
きさき殿おい申され候を、ミヤち殿方より計申へし
と申定候、とりの歳より午歳までにけいやく申候事
實也、但十年分すき候ハ、いつく^もに此方計に請
申へく候、若此在所いらん候わん時ハ、其本物お可
返申へく候、仍為後日状如件、

正長二年卯月十五日

忠勝(花押)

かこのくきさき

○三二三 年貢納入并未進注文

一貫五百文 かりきやうし

一七百元 兵ま

一貫文 いわとやしき

一四百年 なか多

一三百文 せうたい

一貫文 たうちやう

一百文 ゆさいく

一六貫五百文 一ふり

以上十一貫五百文

年となすへきノ分

去年之ミしん分

一貫文 いわとやしき

一百文 兵ま

一百文 ゆさいく

一たうちやう 一くわん

一三貫五百文 一ふり

○三二四 ゆうくわう売物日記

ゆうくわうり物の日記永享三年の分

一はさみ物二 代二貫八百文つゝ、九月取

一きたの物三の内二ハ一くわん四百五十つゝ、

一八一くわん三百五十文同月

一かけもよき一 代一くわん二百五十文 同月

一むらさきそめ物代一貫七百元 十月

一かすおり物一 代二くわん百文 霜月

一かけもよき一 代一くわん百五十文 同月

一 さつまきぬ一かた／＼代一くわん五百五十文

十二月

一 かね一そく 代一貫五百文

同月

一 なへ一 代一くわん四百文

霜月

一 なへ一 代七百文

九月

以上れうそく十九貫五百文

○三一五 買物請取日記

永享五年之買物を次ノ年卯月十六日仕候て、買物を定てうけ取日記

一 きぬ一代 一くわん九百

一 あさちのおり物^{一ケ} 二くわん九百

一 しろちのおり物^{一ケ} 二くわん九百

一 そめあわせ

一 てうし・ひさけ 一くわん

一 たち二ふり 九百

一 すいはら 四百

一 しゆ六りやう 六百

あうしの分
一 又きぬ一 二くわん九百

同
一 はきミ物一 二くわん三百

同
一 ねりぬき 一くわん三百

一 しろい物四 四百五十

永享五年五月十二日り錢二十くわん、ゆうくわう取、

此元子永五年九月、九くわん百の分のうり物取残れ

うそく、

永享六年卯月十六日まで、十九くわん三百十二文ニ

成候を、せにを^{少と加へ}へんして、同日二十七貫の文書を又

つくる、此外ハせに出候ハす、そのなし物も 永六

年の分とる、永享七年之そのなし物取、八年・九年

のそのなし物取不取分明ならず、

十二年の分蘭成物取、

○三一六 為幸請取状

れうそく十三貫、樺山殿御方よりたしかに請取申候、
應永卅二年二月廿二日 為幸(花押)

○三二七 進上物注文

御渡候事

公方へ

いぢやう二

大松二

ほたん二

鷹末吉筒二

すゑへいし二
大くろつゝ二

平田殿へ

つるの筒二

村田殿へ

たけの筒

石井

(殿カ)

このつゝ二

八郎へもん殿

松たけ二

ほうしやう

はら
しゝの筒二

さつしやう

外城
くろつゝ

(ニカ)

○三二八 西俣平園得分并田数注文

西俣平園得分并田数注申、

一 上むた下むた二所五町四段廿分二石三斗請、

一 一色九段分二石五舛請、

一 一菌なし物六百五十文

以上米錢四貫七百文

一 此所者、請之村にて候間、請半分と申候て、余村

半分又三分一の御くうし仕候、

一 夫用錢と申候て、三ヶ年一度用錢進上仕候も、九

百文進候、此夫用錢八余村に八一町二三百文進候

へとも、平菌より八一町二百五十文進上候、

右此條と、

ミやうとう
衛門二郎

弥八
沙汰者

○三二九 三俣院岩満谷坪付

三俣院坪付岩満名之内

一 とのものを門

二反冊	こつる	三反冊	仏性田
一反冊	地藏田	一反冊	かう田
一反冊	堂ノ前	六反	大まる
三反冊	かう田	二反冊	ひさう
三反冊	中ノ丸	二反冊	わきの田
三反冊	はなさう	一反	こと田
三反	ひかくれ	五反	ミたちた
一反冊	山下	一反	たうち
一反冊	大地田	一反冊	くほ田
二反冊	まと田	二反冊	高田
一町	馬籠	一反冊	と山作
五反冊	上のむれ	三反	あいかさこ
六反	ひめはう	六反	といかけ
二反	かひ本	一反冊	池ミテ
一反冊	瀬ノ口	一反冊	わさ田
二反冊	古河	冊	年神田
以上五町三反冊		一反冊	古河
一 左衛門四郎ノ門		冊	ふたまた

四反 四反田

已上四町八反十卍

〇三三〇 三俣院南方坪付

坪付

三俣院南方

一 用丸名

十二町

一 まき崎之門

三町七反十

一 ためなりの門

以上一町五反卍

一 榎木藪ノ門

以上一町三反卍

一 嶋ノ藪ノ門

以上九反廿

一 せいとうそのゝ門

以上九反卍

一 大丸ノ門

以上七反卍

一 にし池嶋ノ門

以上九反卍

一 十りん寺ノ門

以上一町二反

浮免

四反 はりそめ田

三反 ひかけ

六反 いかミ田

一町一反 高木 諏訪田

四反廿 平井 春日田

二反十 むく田作

五反卍 かいもと

六反 あら局田

以上四町二反十

惣已上廿七町七反

文明十二年 十二月十八日

樺山殿

○三三二 京都誂物日記

きやうとへあつらへ物之日記

一 上下三具のそめ地をし鳥

一 すいはら一束

一 すゝり一ほん二ハ紙形を遣候、

一 地よくめつらしく候するそめ物二しやう

一 かきあわせ

以上

料足二貫二百四十文ハ綾かうの甘合兼とら松にう京入目二百なり

けとらせ候、

文安二年六月廿一日

廿四日うけとらせ訖

とゝめかき内

(花押)

○三三三 正経請文

申請御料足の事、

合十貫文定

右、件の御れうそくハ、ありよりニ未進無懈怠弁申へく候、仍状如件、

四郎太郎菱正経

應永廿年三月十五日

(花押)

○三三三 清正質券

要用あるに由て、本物返の質券に入置申候、北郷の内廣瀬の村之事、

代用途 合五十五貫文定

右件廣瀬の村者、清正知行の所領た□を□(るカ) 丙戌の年より己子の年

□□をかきつて、本物返の質券ニ入置申候事実也、

縦本物ありといふとも三か年の内ハ請申ましく候、

三ヶ年の後ハなん時にも候へ、本物あり次第第二請

申へく候、五十五貫文の内、八貫文ハゑう錢、今四

十五貫文ハ法例の用途にて候、為後日委細記進候、

本物令返進候ハさらん間ハ、何ヶ年にも候へ、任

此状可有御知行候、仍為後日質券之状如件、

應永十三年^{丙戌}六月七日

清正（花押）

○三三四 樺山久成外二名連署書下

日刃貳万八千石、堯秀房格護於龍成候知行百石

北野天神可奉^上事、

右之為首尾、一年銀子壹枚可奉^上事、

慶長十一年

春成彦兵衛尉

六月六日

忠智（花押）

伊集院新右衛門尉

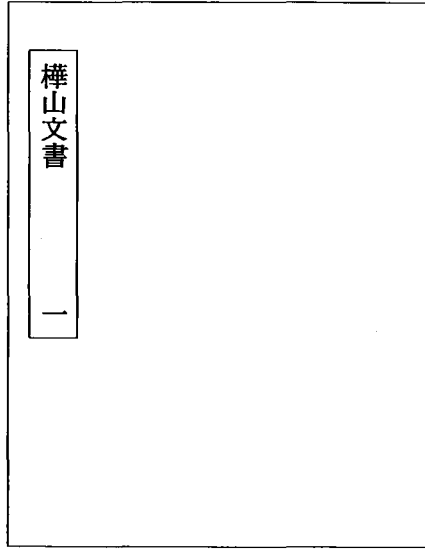
忠利（花押）

樺山清右衛門尉

久成（花押）

能満様

(表紙)



御きしの分 ○三二五 御きしの分 坪付

貞治四年閏九月廿六日

三反卅 はきあい 一丁廿イ一五代
かわなり

一反廿 にしのさこ一五代

十かしく 一五代

二反卅 いちのつほ

一反 いけのひかし一斗代

冊 ひかしのさこ一五代

五反 せんちやうむた内一反卅いれう

二反十 にしのさこ一斗代

一反十 いけのしり一五代

二反 きた之そのつき一五代

一反廿口 かくたのそい六舛代この内
かわなり

ちやうへつ一反に十五そのなし物四百文

さしなわ一 ミの一 以上、水田二町六反十口

○三二六 遺錢注文

又此外之使ハ小五郎にて候、

三百 はやと方

三百 くほ

三百 又四郎方

三百 やまもと方

三百 やさへもん

三百 たかの方

三百 三郎四郎

三百 しほのへう
五百 うゑのへう

此九人ニハ又二郎使にて錢遣、

九月廿八日

又

藏持ニ請取候五百錢をハ上坊若狭房にあつらへ候て、
利錢ニ入候、先之使五郎九郎錢持候て罷候、夫慍の
へうの者也、

十月二日

又此外ニ手錢三百 二分、五郎三郎りせに候

る、使五郎九郎、

月十日

稻荷御神物

○三三七 むかへミやう田数注文

むかへミやうの田数之事

六反内見作

五反十

さかもと一反ミそミち
三反内 公田二反

二斗五辨代

二反

二斗五代

かどた
一反十 四斗代

三斗代

そのた
一反十

三斗

きこ
三斗

冊ミ

ひきたし
二反冊 河成

三斗
冊 いれう

しんかい
冊 全はたけ

長田
二反冊

三斗五代

三斗五代 かくら

一反廿

三斗五代

くほ田

六反

三斗

水田二町八反廿

河成ミそ代

三反卅のそく

現作二町四反卅

○三二八 北郷布廟坪付

北郷之内ぬのへうのつほつけの事

合さこの二郎所

マハタリ

一代五反社泊分百五十文 弁米七斗五升

スミトコ

一之代七反内見作三反 弁米三斗

（マ）不口反 秋さけの分九十文

一所廿 いれう

以上、水田一町二反廿内現作八反廿、此内廿 不四反

弁米一石五舛定

秋さけの分二百四十六文同銭定

百文代くわん分 百文くもん分

弁米一石二斗四舛九合

應永十三年三月十四日

○三二九 未進米銭注文

ねんく 山本未進四斗定

この日記ののちねんく三斗二付る

未進銭一貫二百九十四文定

ひやうへ二郎分

ねんく うけそへの未進

三斗七合

ねんく ひろせの未進

この日記ののちねんく三斗二付る

六斗四舛九合 これハうちあけ候日、ねんくハ

おさめ申ましく候、なし物はかりと申候、おね

んくかけさためてこと／＼おさめ申ましくかと

申事もあるへく候、身もつよくおさめよと申へ

く候、御つかひにもおほせ在るへく候、

○三三〇 某覚書

一畝のかわしりの事

しほや二

この外ニくよう二くわんつゝ、月ことに已上三、

そうしてひきめされ候て、御とく分しほやの分ニ、

八くわんにて候、

一このほかにくしこと六人、又いたつら物二人、こ

れハきつてなんそする物にて候、

一五さいの事ハとり候へハ、きのふけふまいらせて

候とも申さすあけ申候、としす候へハ、五日・十

日ニもまいらせす候、

その外、うきとく分うをとられ候て、よそのふね

つき候へハ、かわりひやくつゝふねことにかゝり

候、又あき人(商人)なんそのきてにもそのことくなし候、

一三月三日・五月五日、たのむの日、またハミな

くゝをゝあけ申候ふん、五わうと申、よて人一

人二十こんつゝあけ申候、

一しわずにハ、人へつニ三貫のたいを三こんつゝあ

け申候、

一このほかにせニ一貫ツゝ、

〇三三一 元服祝金注文

御元服 御祝御かうりよくの人と

□文(百カ) しのハラ方

一くハん文 どの□

三百文 中野方

百文 弥(八カ)□方

三百文 高野方

一くハん文御はかせ 末吉より

御はかせ 又四郎方

三百文扇二 山本方

二百文 ミんふ方

百文 四郎三郎方

二百文 まご四郎方

三百文 弥左衛門尉

御はかせ五斗の酒 悉不取 外城より

しりかい 但馬方

二百文 とろき方

百文弓一 つる方

三百文たい□

三郎四郎方

御はかせ一ふり

長崎方

けん七方受口

二百文

上田方

百文

かち屋方

同

助五郎方

同

又二郎方

同

まち野方

同

五郎太郎方

同

左衛門尉四郎

なきなた一

藤へもん方

三百文扇一

早人方

百文

中□方

同

平四郎方

同

甚料へもん□
(郷カ)

□

□九郎方

□

こうりき

弓一扇一

うねめ方

〇三三二 粮物請取日記

永正二年正月廿日

所ノ粮物請取候日記

一市来七貫文之分 一斗六舛糶

二斗入込数 五十九 十一石八斗

一同日、伊集院料足十貫文之分 一斗六舛糶

二斗入込数 八十 十六石

一廿二日、川邊料足十貫文之分 一斗四舛糶

二斗入込数 七十 十四石

一廿三日、谷山料足十貫文之分 一斗四舛糶

二斗入込数 七十 十四石

一廿六日、かこ嶋料足十五貫文之内四貫文之分 松本

六郎右衛門より請取候、一斗四舛糶

二斗入込数 廿八 六石四斗

一同日、三貫五百文之分 原田新右衛門殿より請取

申候、四石九斗

二斗入込数 廿四 此内二八二斗五舛入 宮原新

左衛門殿二百文之分 七舛米 一斗四舛請取申候、

○廿六日、一貫二百文ノ分 松本藤右衛門より請取候、

一斗四舂粃

此内二斗四舂入二

二斗入込数

廿八 一石四斗八舂

一廿七日、河崎殿八百文之分 粃二斗一舂入 くふ

き二 米一斗四舂入二又米六舂入一 以上

米粃込数五 以上七斗六舂

一廿七日、一貫八百文之分 相良殿より請取申候、

一斗四舂粃

一斗入込数

十二 二石五斗二舂

一廿八日、二貫六貫文之分 (ママ) 此内二斗六舂入二ツ 萩野殿よ

り請取申候、

二斗入込数

十八 此内二斗二舂入二
三石六斗四舂

一廿六日、一貫文之分 一斗四舂粃 堀殿より請取

申候、

二斗入込数七 一石四斗

以上
かこ嶋料足十五貫百文之分 込数百五 ます数

二十一石四斗四舂 此内米四斗八舂有、

○三三三 某所領注文

倉岡之分けつ所次第三伊州之御知行分

一 くしよ四郎衛門の門

以上水田二町

一 同所三郎衛門の門

以上水田一町八反卅

一 同所竹の内門衛門四郎

以上水田二町十

一 同所ふつちやうさこの二郎門

以上水田七反

一 同所四郎衛門の門

以上水田二町

一 同所沙汰人分

以上水田四反

一 同所つし分

以上水田二町

○三三四 兵糧残米注文

追而八斗二舛松被請取候 残二斗二舛也
一石八舛 原田新口衛門殿
此分不請取候
一斗九舛 相良殿
追而左に定候、皆松藏主被請取候
一石三斗二舛 松本六郎衛門方

かこ嶋ニ才いまた相のこり候兵糧此分也、御用之
時、松藏主可被召候、如此之日記を松藏主ニつく
り候也、已上、
永正四年七月廿八日

〇三三五 某坪付

(三三五の1)

- 五 山ノ口 黒石か崎
- 一反十 黒石か崎
- 二反 作口
- 四反 竹ノ下
- 一反 又作口
- 一反廿 同所
- 廿 井ノ尻ノ同所

已上八丁一反卅
惣田数四十町

享徳二年三月廿二日

栴山殿

(三三五の2)

三

七反卅 車田

二反 ちこまち

一反卅 平太町

四反卅 大丸

已上二丁卅

一森ノ木園ノ門

八反 こもむた

卅 みとり嶋

已上八反卅

一寺社領

的野八幡御領

二反廿 ちかもり
 一丁 さき田
 二反 あなへのつる
 たゞミ田
 二反卅 蔵底
 已上二丁六反
 一栖木ノ諏方田
 三反卅 ふつ原
 卅 さき田
 卅 宮ノ下
 二反 せうふく寺
 一反卅 いくい河
 三反 かう田
 三反廿 赤坂口
 已上二丁四反卅
 一十六所
 こんけん田
 九反卅 渡瀬
 四反 大将軍田
 若宮田
 三反 平田

諏方田
 五反 古河
 諏方田
 七反 山ノ谷
 濱ノ宮
 廿 宮ノ下
 和田ノ諏方田
 三反 いろいろ河
 地蔵田
 廿 きやう田
 雲州庵
 二反廿 たかつき
 □かいのすわ田
 四反卅 池ミテ
 談養所領
 七反 藤ノ丸
 同
 三反 まかき
 同(四カ)
 □反 脇ノ田
 巖嶋田
 小山ノ
 一反 ぬま口
 八日市春日田
 一反廿 松福寺
 権現田
 卅 木□下
 已上五丁六反廿
 一成明寺領
 卅 柿木田
 一反 濱田

〇三三六 本田重經・平田氏宗連署坪付

坪付

大田之内 前原之門

一反 前田

一反 菌田

二反廿 新開

二反 同新開

二反 同新開

二反卅 餅田

五反 口ノ坪

一反 井ノ尻

浮免

一町 幸満之内 東垣本

五反 同所 鴨ノ子

二反 同所 原田柳田

三反卅同所 大籠

八反廿同所 松力迫

五反 同所 五反田

テシノ木

三反 篠原内 三反田

五反 同所 大内田之後

二反 同所 門田

一反廿同所 七代田

卅口 同所 三杖田

三反 大田内 泉水田

一反大嶋ニアリと 石坂

二反 下小村

二反 同下小村

〇享以上七町

永享六年 正月廿六日

樺山殿

（平田）氏宗（花押）
（本田）重經（花押）

〇三三七 某坪付

富吉方 一まき崎ノ門

（ハシ）反

一反廿 井ノ尻

九反 つゝミノ面

三反 つゝミノ下

二反 □ノ本

七反 わきノ田

冊 餅原ノ橋ノ本

六反 おにカ嶋

已上三町七反十

富吉方
一ためなりノ門

冊 からか見

冊 同所

一反 日 こわき

九反 いしか迫

冊 すわ免
前田ノ副

一反 冊 さかもと

二反 諏訪ノ下

已上一町五反冊

南方別納方
一ゑの木蘭ノ門

六反 廿 池副

三反 しゃうわ作

一反十 野間口

冊 同所

一反冊 にせい田

冊 こもむた

已上一町三反冊

一一町田ノ門

一町三反

浮免

北方別納方
六反 吉祥寺領

北方同方
一町 つる丸

北方弁分
四反 取そめ田

北方同方
四反 きさん持 三たん田

北方別納方
二反 そかう作

南方別納方
二反 廿 坂井 諏訪免

北方別納方
三反 ひかけ

南方別納方
六反 くやくてんいかミ田

南方同方
一町二反 高木諏訪田

南方同方
四反廿

□ 春日田

南方同方
七反卅

山ノミ谷

北方別納方
二反十

むら田作同所

同方
五反卅

かいもと

同方
四反

□ 塀

惣已上十五町一反卅

○三三八 島津之郡本大その坪付

応永十七年嶋津之郡本大その坪付

一五代 四反あしハラ 一五 同所一反十

一五 同所□ (冊之) 一五 同所卅 (長田)

一五 卅ツ、ミノ下 一五 一反ひる (サマ)

一五 二反野中田 一五 卅二また

一斗 一反十大路そへ 一斗 一反十ヒわたし

一五 一反十小長田

一斗 二反卅萩竹イケノ上トモニ

一五 二反中つか 一五 一反ミなミむた

以上、田数二町十、町別六百六枚

同その成物六百、□ とてゆミの事、合以上七

百五十、三の一さしなハ、一秋事三斗、代くわん

ふんともに、

○三三九 出銭日記

永亨七年分十二月

一せに三貫四百文 □ 四百かミ (内之) 一はく三百

一かね一そく 代二くわん 一くわん五百 六 六百

一御すわうはかま 代五百五十文 三百五十

永亨八年分 (掌) 一く と 四百六十

一はさミ物一 代三くわん二くわん 八百 三くわん

一そめ物一 代二くわん 一くわん五百 一くわん

七百

一しゆ一つ、ミ 代一くわん八百 九百

一なへ一 代一くわん三百 一くわん百 と 一くわん百

一こなへ一 代八百文 六百

一御すわうはかま二く 代一くわん八百 と 九百

一又すわうはかま一く 代四百

一又すわうはかま一く 代四百
一 〇つとく 代百

〇三四〇 遣錢注文

七百分三百かきけ 早〇方

(崎カ)

百文 八郎へもん方

二百文 ありの

二百文 こせん上

百文 木ノ下

二百文 山ノ寺

扇五ほん ひかしより

米三斗か御酒 ミなミより

扇五ほん たんしやう

れうそく以上、八くわん六四六百

二百文扇一 小玉方

不弁之衆

すけ八との

十郎との

こまぎとの

ひこ六との

こたまとの

ととととの

をほとの

〇三四一 河辺鹿兒西方坪付

河邊鹿兒西方坪付

一田布河門三

水田六町四反廿〇

一原の門付

七反廿

一後藤太郎 給分

七反卅

一八郎左衛門 給

一町

一藤多もん 給

島中門

六反十

五反卅 めうけん田

以上十町一反廿口

應永廿八年三月二日

椀山殿

〇三四二 西俣村平園水田年貢注文

至徳元年十月十七日

西俣村平園水田御年貢注文

一まへむた

水田三町五反 納分米壹石一斗 舁上高納三合

一門口分四町一反廿 納米壹石二斗五舁

一色五反分 斗代二斗五舁 米壹石二斗五舁

舁上高納五勺

一よこまくら

一色四段二斗代 分米八斗

一頭田一反分 七斗五舁 内一斗二舁食種除

残六斗三舁くはう二めす

一これ八作とく米

一御年貢内一斗五舁八井れうニのそく

一段別用途者三ヶ年一度

水田一町二三百つゝめされ候へく候、

一藪成物用途七百文

〇三四三 西俣村平園色々米注文

至徳元年十月十七日

西俣村平園色々米注文

一夫米一斗五舁

一一斗五舁あきさけ

一五舁かうふんの秋さけ 白米一舁 はつ米一舁

せつれう

一五舁けんたん分あき酒 白米一舁 はつ米 白米

一舁 せつれうに

一五舁くもん分あき酒 白米一舁 せつれう

一五舁田所あきさけ 白米一舁 せつれう

一白米二舁五合 はつを米 くはう

一白米一舁 まきのさんたうふん はつを米

一白米一舛 かわきやうしのはつを米

一白米一舛 定使のはつを米

一うさき一 せつれふ くはう

一米めされ候時は代三舛 うさきの分

○三四四 北郷布廟別内検帳

北郷内ぬのへうの内見帳の事

合一所 さこの二郎入道分

一代 ^{マハタリ}五反内一反御用_作 ^{イ三反}冊 分米六斗二舛二合

一代 ^{スミトコ}八反内_作三反内_作廿_不おかき ^{イ二反} 分米三斗六舛

一所 廿いれう

弁米九斗八舛二合定

秋さけの分 二百四十六文

百文大くわん分 百文くもん分

○三四五 某坪付

橘薩摩方より坪付をもて請取候分

一嶋のその 九反廿 一

一せいとうその 九反卅 二

一大丸 七反卅 四此内あら田あり

一西池嶋 九反卅 三此内あら田あり

一十輪寺領 一丁二反 一

一荒巻田 六反 四此内あら田あり

外城殿応仁二年五月、下給候田数之坪付也、平田

□へ可申事歟、

○三四六 内検帳断簡

一五 ^{かく田}卅 六舛

一五 ^{ハタせ谷}卅 六舛

一五 ^{あふミ}二反内_作一反_作 六舛

一五 ^{谷口}卅 九舛

一五 ^{池マハ}一反廿 一斗五舛

一五 ^{下しまめぐり}二反卅 三斗

一五 ^{ミヤソ}一反廿_不 三舛一斗

一五 ^{同所}卅_不 三舛

一五 一反廿 ひんき
イ冊口 一斗三舛五合

一五 二反 さるはミ
イ一反廿口 二斗二舛五合

一五 二反 ミヤ田
イ一反冊 三斗六舛

一五 二反 やしき
三反内一反河

一五 二反 やな木の本
イ 三舛

一五 二反 冊
河上八まん

かミしまめくり
二反一反やしき内廿

いれう

○ 西俣村平園色々米注文

（本文書ハ三四三号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 西俣村平園水田年貢注文

（本文書ハ三四二号文書ト同文ニツキ省略ス）

○三四七 明応書状

以事次令啓候、

抑當寺領就穆佐院・三俣院之事、被成御教書候、無
相違之様御成敗候者所仰候、委細之旨章蔵主可被申

候、恐と謹言、

九月廿一日

明應御判

（元久）
嶋津殿

○三四八 今川了俊書下

（端裏書）

「廿二たいちための御教書管領方より成項侍」

九州事不与力嗽訴輩、属探題手、可致忠節之由、所

被仰下也、仍執達如件、

應永四年五月十九日

沙弥

在判

（元久）
嶋津又三郎殿

（本文書ハ「旧記雜録前編二」五八七号文書ト同文ナリ）

○三四九 渋川満頼書下

（伊久）

上総入道久哲与確執事上聞、太以不可然、所詮、互

聞所存、先令和睦、可被仰上裁之状如件、

應永七年七月九日

右兵衛佐

（元久）
嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一六五八号文書ト同文ナリ〕

○三五〇 足利將軍家御教書

〔端裏書〕
〔嶋津修理亮殿〕 沙弥道觀

宇佐弥勒寺造營之事、

為大隅・薩摩・日向三ヶ國役、任先規、嚴密可被遂

其節之由、所被仰下也、仍執達如件、

應永廿四年九月十二日 〔細川清元〕
沙弥在判

嶋津修理亮殿 〔久豊〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九六二号文書ト同文ナリ〕

○三五二 足利將軍家御教書

相國寺雜掌申日向國穆佐院・三俣院等事、退押領人

等、沙汰付寺家雜掌、可被全知行、更不可有緩怠之

状、依仰執達如件、

明德二年八月七日 〔細川頼元〕御判
右京大夫

嶋津又三郎殿 〔元久〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一四八八号文書ト同文ナリ〕

○三五二 青木新兵衛・細山田源次

連署請取状

〔外題〕
雜々十六卷之内

永正二年正月卅日

山田料足五貫文之分米 一石八斗二升 粳三石三斗

六以上 二升 粳米五石一斗四升 六 込数三十 三ヶ所にて請

取申候、

細山田源次〔花押〕

野々三谷

青木新兵衛〔花押〕

○三五三 河辺田上内坪付

河邊田上内坪付

一にしの門

水田四町五反十

三反 さた人給

二反 たうち

三反 のさきの神
こんけんめん

以上五町三反十

應永廿八年三月二日

一麿西方しほや三

椀山殿

○三五四 森某跡地配分注文

森殿跡十町分

一やなせの内 池田五郎兵衛門

以上、水田一町二反卅

一同所 西蘭右馬三郎門

以上、水田九反廿

一同所 かミの廟大夫二郎門

以上、水田三町一反

一同所 六郎太郎門

以上、水田一町三反廿

一同所 西蘭兵衛太郎門

以上、水田九反廿七

一同所 下つるのひやうへ二郎門

以上、水田九反卅

一しらの分

一五反 れんけし

一五反 かんろし

一三反 かなさき三郎衛門出作

宮田 一二反 おうとりかさこ

惣都合田数九町八反卅

此分ハいづれも御知行にて候、

○三五五 せのくち田地注文

(端裏書)

「むめきたのめうくるしまの事

たんこ」

せのくちの田地のしたいの事

ふちわき一反十口 四斗大

ひわたしの内 四斗大

ふるいわ一反

ひわたし二反卅 三斗五舁大

くほた六反 四斗大

ない田一反卅 三斗五舁大

よこまくら一反廿 三斗(五カ)舁大

うし口二反 またのかわの所ハきれく給候の大小、

いのはた二きれ候、

むきた二反廿

まつかさこ一反十

その田一反十

かと田一反十 四斗大

さかもと三反 三斗五舁大

以上、二ちやう五反十

以上なしもの七ひやく五十六もん

以上、とり米六石六斗二舁

(梅北之名)
むめきたのめうくるしました地の事

このほかに六反田 以上三ちやう一反

○三五六 平園年貢米の事置文

平園御年貢米の事

右、ひとい米納、以上三石九斗九舁、これ八二三三

斗の納、これ八おさめ、石江七舁のかき物・むしろ

はらいともちきくしておさめ申(ママ)とろしつなり、

一いしきの米六斗五舁ニ、ますのうへのかうなう五

しやくつゝのかうなう、三舁二合五しやく、六斗

かくちのよね石二一舁つゝのそへにて候、くちの

よね六合五しやく、

一せちろうふんニ米三舁、とうないうけとり申候、

以上、おきむる米 三石七斗六合五しやく、

○三五七 しゃういん質券

ようく候よて、しちけんニ入おき候かめいぬめら

ハの事、

合しちの米壹石九斗定

右、件のかめいぬめらハ、歳十二歳ニなり候、おち

やさきの方よりかはやまのたらう殿の方ニ、三年分

しちけんニ入おき候事しちなり、もしこのかめいぬ
めらハにおき候て、身ならずして、しう人あるまし
く候、仍為後日しちけんの状如件、

應永六年つちのとの十二月廿三日

しやういん(花押)

○三五八 為幸質券

要用あるにて、本物返の質券ニ入置申北郷千代童
名内山本の事、

合米十四石定

右、件所領者、為幸當知行たるを、本物返の質券ニ
とりとのしより三年をかきて入置申事実也、縦本物あ
りといふとも、三年過さらん程は請申(ママ)ましく候、三
年の後ハ本物あり子第ニ、なん時もうけ申へく候、
もし三年のうち、いかなる御とくせいなんと、申事
候共、子細を申ましく候、本物を返申候ハさらん程
ハ、なんかねんにても候へ、無子細御知行あるへく
候、仍為後日質券之状如件、

應永十一年十一月十日 為幸(花押)

○三五九 くま女・乙犬女連署証文

証文

右之意趣ハ、くま女・乙犬女の事、

御内永代之御下人にて候上ハ、したしミちか
つきにもすかさされ、われ／＼とも人を憑候てにけは
しり申事候て、権門・高家・寺社領ニ罷入被成、御
沙汰候ハん時、一言のさへ申ましく候、又たのミ
候て罷入候人にて候へ、無理之事申されへきにて
も候ハす候、次ニくまか子犬乙も、是又相傳の御下
人にて候、 にても候へ、いら(んカ)煩申事あるまし
く候、仍證文如件、

文明二年庚正月十八日

くま女(略押)

乙犬女(略押)

○三六〇 某証状

日向國北郷并南郷・大浦・國上・財部之事、有由緒
上者、不可有相違者也、御知行之時者〔本領〕、何時〔任時宜〕も合力
可申候、為後日状如件、

○三六一 ます女売券

仍為用と賣渡ます女の事、

合老人代米
四斛五斗者

右、件のます女者生年廿歳ニ罷成候を、日向國嶋津
北郷野水谷安藝守御内永代賣渡申所実也、但此女ニ
縁者兄弟主人と申出来候て、違乱申候ハ、同北郷
とくますとの内の孫太郎其沙汰を明申へく候、若不
沙汰時者、本物早と可令返進上者也、凡大竊てんか
う者、方例ニまかせ候て、三月九十日を相かゝり申
へく候、仍為後日賣券状如件、

應永十五年戊子十一月廿一日

日向國嶋津御庄北郷とくます孫太郎

(略押)

○三六二 平忠勝質券
要用候ニよて、本錢返入おき申候事、

合代用途拾貫文者

右、薩摩國河邊郡鹿兒村柏原別府内忠勝か給分内白
寒水の濱を、應永三十三年午歳より三年分、代用途
拾貫文定て、泊衛門五郎殿方ニ入置申候事実也、但
三年分過候ハ、いつもく此方計に請申へく候、
若此在所いらん煩候ハん時者、本物を可返申候、仍
為後日之状如件、

應永三十三年卯月 日

かこのくきさき
平忠勝(花押)

○三六三 進上物注文

きやうとへのほる物日記

一 かいらき三まい

一 さめ□ハつほねの方より

一  八  まりはまるく

一 ちやチ十ふくろ めいかきて

一しやかう二 十八よく候、

一つほ一 まつ いかうせいかうちや あ 候

御心へあるへく候、

一かミ三ぞく

一かたなニまるぬきありように入やう候ハんすると、

まいらせ候ように入候ハすハ、ひそかに御くたし

あるへく候、

一くろかわ一ま

一しりかい一 一あふらつゝ一

一つるくひ一

一くわとんす一

一せん一まい

一か たん二まい

一こそう一きん、又はんきん

一なんもかうはんきん

一大わう一きん

一 ま 一きん

一かうけうかう

一にんしんハやく

一ひやくしゆつハやく

一ぬの十六 十一ハつほね方より

承知 候、

ほかハ

ちくれ くも候ハぬ故 め 計

給り候て、此のちまいらせ候へく候、

一ちやハん二十、同さら十、同はち六

一むらさき

一ミ け二、一ハつほね

一ひいをたハラ三、かき一れん、かつを三十

一大まめむめ けわた八十

一さんせう、かうし、はしかミ、たて、かちくり

一あ き、ほしい、さうめんはこ一

一こて、ゆみ、そや、うつほ、同かり又六

一からかさ、 どう二

一さしくわのゑのほせ候、これのゑハいま一さう時

まいらせ候へく候とおもひ候て、いまとゝめ候、又したんつか、

一せにいくわん、いけしりよりまハせくれ候、同払候、又たる [] つほね方より

一れうそくひやく八十くわんのほせ候、七十くわん

八太郎さへもんかわし候、きやうにてめし候へく

候、せいせんはどうせん候、よきをめし候へく候、

又二十くわんあかいのゑも []、へちニあつらへ候、

きやうと [] まいらせ [] つきよくと申候て計いり

候と [] くわんのほせ候、以上百八十くわん

にて候、此同四十三くわんハつほねの方よりのほ

り候、此内いくわん以上いやミ [] との方へまいら

せたく候、御さスしあるへく候者也、

のゝミたにより (花押)

お [] 七年六月一日

(う永十カ)

○三六四 樺山北方橋井・平井内検帳

(端裏書カ)

應永十六年帳

惣都合九石五斗 すミのへうせひの左兵への分
町別三貫七百三十四文

樺山北方橋井・平井内見帳之事

合太郎兵衛殿所

前田 九反内 四反大はら

二反いれう よこまくら (し脱カ)

四反 大ミな口

一反 糸の木の本

十 作下

二反 かし八木

一反卅用乍

一町内 七反大はら
二反八らひやく
一反ようきく 一石八斗九舛 三三反卅
三三反廿

以上、水田三町三反内見作一町八反 [] (廿カ)

二反内 さるはミ
二反内十
一十 分米一斗八舛

三反河成

柿本

かわらの本

卅當不 上シマめくり
二反内やしき廿イ
一反いれう

ハるやのまゑ

一反廿賞不

卅 卅

にしきるは

三反

江上八マン

卅

以上、水田二町八反、内イ田二町三反卅口

弁米二石五斗、町別一貫九十文

○ 近衛前久書状

（本文書八三〇八号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 宗養書状

（本文書八三〇九号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 中野幸満質券

（本文書八三二〇号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 後迫兵庫・中崎道幾連署証状

（本文書八三二一七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 平忠勝質券

（本文書八三二二号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 年貢納入并未進注文

（本文書八三二三号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ ゆうくわう売物日記

（本文書八三二四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 買物請取日記

（本文書八三二五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 為幸請取状

（本文書八三二六号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 進上物注文

（本文書八三二七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 西俣平園得分并田数注文

(本文書ハ三二八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○三六五 京都詠物日記

きやうとへあつらゑ物

一てふし、ひさけ一く、内しろく外くろ、しやくと

う、もんハまるに十もんし

○ 三俣院岩満谷坪付

(本文書ハ三二九号文書ト同文ニツキ省略ス)

代七百元

一れゐしきたち二ふり

○ 三俣院南方坪付

(本文書ハ三三〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

代八百元

一すいはう一そく

代三百五十文

○ 京都詠物日記

(本文書ハ三三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

一すみ五ちやう

代五十文

一かきあわせ

一こすちのをり物一上

代二貫三百文

一ねりぬきかたく上

代一貫三百文

○ 正経請文

(本文書ハ三三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 清正質券

(本文書ハ三三三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

一きぬ一上

代二貫文

永享五年六月十一日

野とミ谷

以上、れうそく七貫五百文と錢五くわん文、ゆうくわう被取候、殘二貫五百文ハ、去年・今年のなし物分にて、買物を可取之由申候へく候了、
とめ日記

祐光請取留日記

永享五年分

○三六六 某買得田数注文

永享九年之帳お移

つゝミ二郎兵衛之分

以上二町十口 此内

公田九反

一反宮田

十めん

口 ほりまち

ますとう太郎四郎分

以上一町二反卅之内

公田三反卅

ひろせ彦六之分

以上二町五反内

公田五反廿此内
一反河

三ヶ所之分

惣田四町七反卅口

公田一町八反十

三ヶ所買得代之用途百五貫、

應永十五年八月十日

堤・益・同廣瀬・山本・布廟五ヶ所之本田数八丁

一反口、

○三六七 金田むねちか借券

(端裏書)

「元れうそく三くわん六百文北郷之内むねちかのゆうくわう」

ようくあるによつて、申請四文字のれうそくの事、

合元錢三くわん六百文定、

右、件の御れうそくハ、一月二百文ニ四文つゝの子分をそへ候て、無未進懈怠可弁申候、若一文も無沙汰候ハ、いかなるけんもん・かうけ・神社・佛寺之御領内ニまかり入候共、市町路次をきらわす、見相ニかうしつおめしとられ申へく候、其時一事一言もあらそい申ましく候、仍為後日状如件、

永亨十年十月廿日

取主北郷之内金田のむねちかのゆうくわう
(花押)

「同年のそのなし物取、 年三月までの元子四くわん八百七十八文」

○三六八 正寿寺誂物日記

正寿寺より内城へあつらへ物日記

- 一 なかからうと 二
- 一 ひやうふのはこ 一
- 一 はこ大小 三
- 一 多はこ大小 三

一 わんはこ 一

一 ほんおけ 一

一 小かけハしこ 一

以上七しな

長祿三年三月廿六日

源過 (花押)

正慶 (花押)

ゑはこ三之内一うけとり申候、

同年八月十六日

源過

○三六九 湯水門坪付

湯水門 坪付

三銭法 水入 三反卅

同 橋口 (三カ) 反十

同 菌副 一反廿

二五法 河原田 二反十

二七銭法 (離カ) 車口田 二反

二五銭法 大坪 五反

二五銭法 大坪 五反

二五銭法 大坪 五反

二五銭法 大坪 五反

三錢法 村山田 二丁十

二七錢法 樋脇 三反

三錢法 河原田 四反

二五錢法 崩本 八反

二五錢法 小牟代 三反

同 同所 一反

同 小牟田 二反廿井料

門付 七反 免

天子田 一反

以上、田数四町八反内

為御見坪付

○三七〇 為州弔料書上日記

為州のために此方のれうそくつかる候分、

霜月ノ分

以上五貫七百文

鹿兒嶋三五貫文こし候、

亦二貫文此内一くわんハ此方の分、又此方のれうそ

く八貫文、かこしまにおきて候を給候て□^(後カ)二つかハ

し候の後に皆つかみ候、

已上九貫七百

〔^(原本)〕 卅五年正月廿九日

為州

百ヶ日ノ時、此方れうそく六百つかる候、此外ニ為

州のせに臺ニなし、

此日記、文正二年七夕見出し候て後に記、

為州之時、此方ノれう足仕候日記

○三七一 所領書上日記

一 樺山七十五町

一 北郷卅三丁□^(七カ)反廿口

一 郡本二十町

一 早水寺拾八丁

一 三俣別納四十丁

一三俣岩光十二町

一三俣用丸九十二丁

已上田数二(百十カ)丁七反(廿カ)丁

此日記ハ、先□野為使者、二郎丸殿へ見せ

申候日□を□、又此日記の□く(トカ)しるし候て、

豊州之御目にも懸候也、

寛正六年□三日□

此日記ハ以後□事也、此田数のま□日記蔵

持のつゝら□に入置候也、

文正二年霜月大みそ日

応仁二年八月□日記、箱ノ内ノ日記共、□数ノ外

也、

〇三七二 米請取日記

永正二年九月廿六日、かこ嶋相良殿一貫八百文之

分、正月請取候時者二斗入十二二石五斗二石、今こしら

へ候分二斗五斗二石入九、此内二斗入一、然ハます数

三斗二斗たゝす、

一同日、かこ嶋原田新衛尉殿三貫五百文之分、本込数

二斗入廿、ます数四石八斗四コしらへ候分二斗

五斗入十六有、三石八斗二斗、此内八斗入一、然六

斗五斗つゆる也、

一廿七日、かこ嶋荻野殿分二貫六百文之分、二斗入正月請取

候分此内二石三斗入二、ます数三石六斗四斗

斗四斗、此内二斗五斗入二有、然ハます数三石

一斗有、つゆる分五斗四斗也、

一廿七日、かこ嶋茶本殿四貫文之分、正月請取候時

者、二斗入くふき数廿八、ます数五石六斗、今こ

しらゆる分二斗五斗入くふき数廿一、此内二斗七

斗入五、ます数五石二斗六斗有、つゆる分二斗四

斗、

一廿七日、かこ嶋藤左衛門殿一貫百文之分、一石五

斗四斗請取候、二斗五斗入六、此内二斗六斗入四

有、

一九月廿八日、谷山十貫文之分、前に請取候時者、

二斗入くふき数七十、ます数十四石(計之)、今こしらへ候分二斗五舁入くふき数五十五、ます数十三石七斗五舁有、つゆる二斗五舁、
 一十月五日、かちき 粳五斗、米二石八斗請取申候、

かちき村より移分二石六舁欵と覚候、

〇三七三 買米日記

永正二年十月、所と二御つかハし候料足之日記

- 一かこ嶋 十貫 原田新右衛門殿
委平六郎右衛門殿
- 一中間与五郎請取山谷 五貫 永山与五郎殿
- 一伊集院 五貫 海田殿
- 一市来 三貫五百 永山与五郎殿
- 一てうぎ 五貫 永山与五郎殿
- 一山田 二貫五百 伊田備後殿
又三貫以上八貫
- 一かちき 五貫新 原彦衛門殿
- 一そのこほり五貫
- 一清水 又三貫 三貫 以上六貫

永正二、五十貫買米日記

〇三七四 兵粮請取日記

永正三年八月廿八日

かこ嶋兵粮請取候日記

- 一廿九日粳六斗 松本藤左衛門殿
- 一廿九日粳二石四斗 荻野殿
- 一四日粳一石二斗五舁 相良殿
朔日
- 一粳六斗七舁 河崎殿
- 一粳六舁 三石八舁 原田新右衛門殿
- 一二貫八百文 原田新右衛門殿
- 一二貫七百人 松本六郎右衛門殿
- 一貫五百文 荻野殿
- 一貫文 松本藤左衛門殿
- 九百文 相良殿
- 六百人 堀殿
- 四百文 河崎殿

〇三七五 石寺窪之五郎九郎証文

(端裏書)
「石寺くほの五郎九郎文書」

柗山之内、石寺窪之五郎九郎男相傳之御下人と罷成候文書之事、

右之子細者、大公方所との御ほしの御禁制候ニよて、御領内之御成敗をも堅仰付候ニ、穴を堀候、是たにも重科と承候處ニ、此穴ニ前田方おとし申候、重疊之過ニよて命を八御たすけ、御下人と成申候事実也、但料足五貫文一錢も無未進弁申候ハん時者、御いとまを給候、仍證文之状如件、

應仁三年己丑六月十一日

藏持の御内 石寺くほの(五)郎九郎 (略押)

〇三七六 某覚書

(文)
□明二年才庚正月廿二日

立久御屋形より料□二百貫文御借候を、百貫須榮借

分□百貫御外城方被進候、従是進候分之百貫ハ三文鳥瓶四十二貫也、其余ハ舟之そハに置とめのせに五十八貫也、此百貫文すひ八郎へもん方へうけとらせ申候て、請取を取候、舟のそハのつなきあまく一貫七百九十二文あるをつくる可入置也、仍御質ニハ金八きれにて候を、四きれ須榮請取申候、四きれ外城方うけとり申され候、是ハ但私の談合にて候、

〇三七七 ぬくみの田数注文

ぬくみの田数之事

此通公田ノ分段錢役所へ出

水入 三反冊 三反冊

橋口 一反十 二反十内一反屋敷一反十宮田此内廿河

天子田 一反内十河成

蘭副冊 一反廿内廿屋敷十河成

河原田□反□ 二反十

車陣田 一反冊 二反内十河成

大坪 二反冊

五反内一反十河成又□反井料 ひか事

四ヲ屋敷ニなす
所一反廿 明所不
之究也□□ 出ひか事
作ル

村山田二反 二反内十不
同所一反宅口ま口し、ひか事
樋脇二反(廿也) 三反内口反口河成又十不
(廿カ)

河原田三反廿 四反内廿不

崩本 三反廿 八反内二反冊溝代一反冊河成

小牟代二反廿 三反内十不冊井料 ほか事

同所 一反 一反

小牟田 二反口井料

門村 七反 免

天子田冊 一反内十口

以上、田数四町口反之内公田二町六反廿口

但井料・屋敷分一丁二反冊、此外之用作一反口
(二申候也カ)

錢四百口、

○三七八 内検帳

一ひこ太郎の所

二 マトハ田 二反廿 一一反冊 井料

一五 三反廿 一一反冊 井料

二 冊内 廿河 當不

分米三斗六舛
分米三斗九舛

一五 一のまゑ 一反十 井料口 分米一斗三舛五合
一五 カハクほ 廿河 井料口

一五 冊 井料

口反ミヤ田

二反やしき

以上、水田一町四反、内 八反

弁米一石五斗五舛三合一勺

丁別六百十九文

一上角別府さこんの二郎の所

二 ハキノ田 二反 一一反廿 井料 分米二斗八舛

一五 くり下 一一反 井料 一斗二舛

上角別府さこんの二

二 ハキノ田 二反 一一反廿 井料 分米二斗口

一五 かりや田 一一反 井料 分米九舛

一五 ハタ女ノ口 一一反 井料 分米六舛

一五 冊内 廿河 當不 井料 分米四舛五合

一五 あかミ 二反内 廿河 當不 井料 分米三舛

一五	卅内不十	イ一反	分米一斗五舛
一五	チスマチ	イ一反	分米一斗五舛
一五	下しまめくり	イ一反	分米一斗五舛
一五	二反卅	イ一反	分米一斗五舛
一五	ミヤのせい	イ一反	分米一斗五舛
一五	田所	イ一反	分米一斗五舛
一五	卅内作十	イ一反	分米一斗五舛
一五	シハキ	イ一反	分米一斗五舛
一五	一反廿	イ一反	分米一斗五舛
一之三	ミヤ田	イ一反	分米三斗
	(後欠)		

○三七九 北郷千代年貢所当注文

北郷千代童名内山本事、

公田一町九反 此内二反河ナリ、二斗田
三反、免分六文井料

一年貢足分

五反二斗田、二斗七舛五合又土別一反三舛
 七反四丈一斗田一斗五舛五合土別一舛八合
 口米一斗二五合定使分七舛四合
 以上三石一斗八合

一なし物事

夏なし物 一貫三百四十三文 馬の口五十文

秋なし物 たのむの錢五十文

秋こと四百二十文

くうしあし八百文

くうしあしハ御つかひ候へハなし物、

以上一貫八百六十三文

さしな八一すち

〔右表〕

秋泊之分

二ひやく代くわん分

二ひやくくもん分

○三八〇 北郷田数注文

一北郷之内本田卅三町八反

一三俣別納之作四十町 南方

一岩光十二丁

一用丸十二町

如此日記を書候て、本田ちふ方へ遺候、此間者北

郷□坪□候、先知□

寛正六年(六九)□月四日

ちふ方へ遣候、北郷方城所領被上申候時、

上方末吉へ御□□時也、

一北郷之田数以上廿七丁二反□□

是八段錢之□□をくり□□、

○三八一 進上物注文

公方へ

御馬

ものく
いつしく

れうそく十

御は□(か九)せ

五明二

平田殿へ

れうそく二 あふき

村田殿へ

れうそく一 たち

石井方

太刀

八郎へもん方

ほうしゆう

れうそく二 たち

薩州

れうそく二 たち

福正寺へ

れうそく一

公方宿へ御入之時

れうそく三 御はかせ

追而記、戌ノ引物日記出書也、然ハ別帑ニ錢之遺足

あり、

○三八二 弁米注文

カテイノ前
一反甘當不

かハちの本
卅當不

にしきるはミ
三反當不

以上、水田一町七反冊二冊一

内二丁九反一

弁米二石八斗二合別一貫二百五十四文

○三八三 京都誂物之日記

きやうとへあつらへものゝ日記

一かミしものそめち三く、このうち一くハおさい

かミの上下五百文、又一く四百文
と一くそめちん五百文人の

分也、

一^上あおそめつけのそめ物一くたされ申候、

しろハこれう足きた候へく候、

一れうそく二百うけとらせ申て候、

百の分にて候すゝり三 上下三く
とととと

百の分にて候しゆくろくのハし三く

一かたひらのそめち一 のゝミたにより(花押)

そめ代三百文

あつらへ物 三貫文うけとり申候、

この内ニ取れうそく七百文そへ申候、

以上三貫七百文

まき きぬ一代二貫文 一くわん九百 はきミ物一代三貫八百文 二

あおちのはきミ物一代三貫六百文 そめ物四たん

一貫五百文 二百 つゝにて御わたり候、

○三八四 祝物日記

御ゆわい物の日記

一なかもちのおゝる

一さき 同さきふくろ

一大口ひたゝれ

一かミしも三く

一こそて三

一あわせ一

一かたひら

あかとり

早崎殿 皆白

細山田との 青くろ

こたどの 皆白

ほかさきとの青くろ

まこ九郎 青くろ

一にちう

一十二かう

一ついかさね

一 たゞみ

一 にちう十二合・つかさね五せん、こついかさね

十せん、山田の工ニあて候、

一 ついかさね五せん、小ついかさね十せん、栗栖の

工ニあてへく候、

太刀之事

外城殿 土持殿

早崎殿 黒坂殿

吉田殿 山野殿

細山田殿 池袋殿

長崎殿 弥九郎殿

山本殿 大学殿

八木殿

○三八五 引物日記

一 御こしそへの御中間二人ニ料足一貫つゝ、扇一本

つゝ、

一 一のたいのこしそへの御中間二人 (太刀カ) 一ゑた

つゝ、

一 御こしかき廿人二百つゝ、

一 ねうはうたちの馬そへの人三人三百つゝ、

一 同馬の口取三人三百つゝ、

一 同くつもち三人百つゝ、

一 ひてうの馬そへ二人三百つゝ、

一 同くち取二人二百つゝ、

一 くつもち二人三百つゝ、

一 はしたものゝ馬そへ・くちとり四人三百つゝ、

一 御中間四人三百つゝ、
この中間荷かく也

一 荷持夫凡五十人百つゝ、

此分之引物日記をそへてまろめて遣ス、

七郎三郎殿・中村殿・御こしよせ四人之分仕分て

出ス、使者 池袋方
細山田方、又役者之外ニ殿原十二人有、

太刀十二ふり、此中ニとて出ス、

一 七郎三郎殿 馬・太刀・料足三貫

一 中村殿 馬・太刀二貫

一 御こしよせ二人ニ馬・太刀二貫つゝ、

左河上殿 右かハはたとの

一 一のたいのこしよせ二人 太刀二貫つゝ、

左河殿 右同隼人殿

御使ニ長谷殿

御越、 料□三貫 五明一本

○三八六 引出物次第

一 應三霜月八日、早崎方ニ雜常持せ候て市来へまか

り□時之引出物次第、

早崎方へ料足三貫、馬・太刀、たち八つかさやさ

め、新次郎・五郎太郎ニ太刀一つ、何も□百

合紅の太刀也、

市来太郎殿早崎方之宿ニ渡候時、此方より太刀一

被出候、返報も太刀也、

御前ニ被懸御目候て、此方より二貫、あふき二ほ

ん進上、御返報二貫、きぬかたゝ、

○三八七 某坪付

外城殿かこしまへ差上候時、もたせ申候ため之留

候、

○平田方より請取候本坪付之内、此方より奉行之分

一 まき崎三丁七反十 三 此内あら田あり

一 為成 一丁五反卅 五 此内あら田あり

一 糸の木その一丁□反卅 四 此内あら田あり

うきめん

三反 ひかけ 二

六反 いかミ田 一

一丁一反すわてん 二

四反廿平井春□てん 三

二反十むく田ニて候 二 此内あら田あり

五反卅かいもと 四 此内あら田あり

四反 とりそめてん 三

○三八八 某覚書

一 さかむかへ

□ やほとの

是ニ被越候方と人数

□郎三郎方

中村方

川上二郎五郎方

川はた方

あり河さへもん三郎方

同小三郎方

□方

おり田方

むかへ方

その田方

□方

同兵庫方

松崎方

同弥太郎方

同助八方

一まち候女房、中村方之内

一御しやく、中村方の子息左衛門太郎方

一□^(三)やうとうのやく 以 □ 大徳跡

一うち □ 一人

一し □ のやく

ゐし山源二郎方

一□いのやく

むかへの二郎太郎方

中原方

一はうちやう人

松下方

わきのはうちやう

あ^(りカ) □ 二郎方

○三八九 樺山長久元服日記

こうちやうし 二人

ゑほし方 四人

とゝろき 二人上田

平四郎分 一人

□村分 一人

細田分(山カ)

一人

分(恒馬カ)

一人一疋

ぬのへう

一人

中野分

一人一疋

道願

二人

うし

四人

ほりのその

二人一疋

すわ

二人

長久元服 之時の日記共

○三九〇 文明記抄

文明十七年乙巳(十六年甲辰カ)、はからさるに三ヶ國弓箭出来、其

ヨコリ如何となれば、嶋津式部大輔ト新納近江守

ト不快之事有、されはつるニ実説ト成テ、去年十月

三日、近江守より親類治部少輔隈江伊勢守ヲ為使者、

奥州へ被申上候意趣者、いにしへあうしうさまニよ

り近江守ヲ飯肥(欲肥)へ被移時之御意ニハ、山ひかしのさ

し口也、其上伊東御退治あらん時ハ、一段可致奔走

ノ由蒙仰候つるに、やゝもんすれハ近江守ヲうしな

ハれへき久逸クハタテ歴然也、然者おひ之御番と、

きかたく候、久逸ヲ別所に移被申候へとさへて被

申ける間、近江守之意趣尤ニおほしめされて、本領

なれハ伊作へ移可被申ニ相定テ、以両使者ヲ久逸江

雖被仰出候、せういんなくて、あまつさへ城ヲかま

へ、事をも可被任出なと、聞シ間、平田美濃守・村

田肥前守ヲ中途マテつかハされ、さいそく有といへ

とも、無御心用テ手形ヲ近日可被出之風聞ありける

程に、福昌寺之長老様ヲもつて、重而御けうくん有

といへとも、猶以無御承引テ、同廿六日、少と手形

とも被出ける程に、不被及力、近江守(北郷講談守カ)・

ねしめ・肝付・平田・村田其外、坂より上之人數ニ

被仰付、都合三千程にて、同廿八日、福嶋へヨシヨ

セ、熊田原・こほりもと二ヶ所ニ陳ヲ取テ、霜月四

日、犬馬場ニ責入テ、惣門ノ口ニテ合戦有ケル程ニ、

寄方打負テ、長井采女・曲田兩人うたれテ引留候、同

十七日、こほりもとノ陳衆くわはん熊田原へ行過ル
 ヲ見られて、久逸野伏ヲかけらるゝ間、相殘之陳衆
 たまらず出合、則太刀うちあり、先ハ得勝利ヲテ、
 福嶋之手三原・同次郎太郎・かま田・木原打取テ引
 しりそきし処ヲ、式部太夫馬ヲかけ入テたゝかハレ
 ける程ニ、肝付之衆ニ西牟田三河守・同助五郎・菓
 丸三郎右衛門尉・和泉新左衛門尉・入部二郎左衛門・
 上原・八木・河越彦左衛門・吉武被打テ、陳中ニ少
 と物云とも出来、のミならず後まきトして伊東衆飲
 肥へ打出ヘキノ風聞、又ハ大隅・薩摩之雜説未以之
 外なるに、鹿兒嶋邊モイルカシクアリケル程ニや、
 翌日廿日、開陳アリケル程に、同廿八日、伊東祐國
 数千騎勢ニテ、鶴戸・安國寺兩所ヲ發向シテ陣ヲ取
 処ニ、近江守ノ手富カ峯ニ馳合テ、太刀打有リケル
 程ニ、飲肥衆きりまけて、新納因幡守・山田淡路守・
 長野備前介・竹崎伊賀守ウタレテ引退ク間、其いき
 おひニノツテ城へおしよする程に、新山ノ城タマリ
 エスして、忠續本城ニ移ラル、ニ仍テ、其儘新山富

カ峯ヲ陣ニ取テ、福嶋ニ出合ヲ待ツところに、十二
 月三日、久逸打被出テ、南郷之城ニおしよせて、半
 時カ内ニきりのらル、程に、城衆早崎・左藤・堀口・
 カナサカ四人うたれテ、相殘之人数悉皆成合申、雖
 然酒谷之城ヲハ和泉隱岐守手堅持チこたゆるニ仍、
 飲肥ト庄内之通路ハサハル事ナシ、去程に忠續難義
 ヲ見つかれテ、北郷・椋山・嶋津藏人介・伊集院上
 野守・同左馬介・村田肥前守ヲ初トシテ、奥劔ノ御
 内之方ニ数十人、飲肥之城ニ楯籠テふせきたゝかう
 程ニ、城手堅ク成テ落去なし、さる程ニ三ヶ國皆同
 雜説ノミアリケル、其ゆへハ去年之比より、奥州以
 外クハンラク有テ、東西以不弁ル間、去年ノ春之比
 ヨリ、^(マツ) 祢答院・北原出仕ヲやめテ、國一騎タルヘキ
 くわたて有リケル間、ツイニ入木・東郷・吉田・ひ
 しかり同心シテ、奥劔ヲそむけ可被申ニ相定テ、既
 霜月一日、北原長門介ひしかりニ打越、通秀ヲかた
 らひて、同三日、帖佐ニ越テ、嶋津修理亮ヲス、メ
 ラル、トイヘトモ、奥州ニへたゝり可被申意趣なき

ニ仍テ承引ナシ、同五日、相残之國と面と打越テ催
促アリトイエトモ、猶以心用なきニ仍、各々蜂起ヲ
ヤメテ在所とニ被帰、然處ニ嶋津伯耆守奥州之御意
ヲモ不被請、一家中ニモ無談合義テ、わつかに手勢
三百ニテ、十二月廿日、飢肥ニ打越、酒谷之内かま
かくらと云所陣ヲ取テ、後せめのけいりやく有トイ
へとも、無勢成ニ仍、敵陳無痛、同廿二日、敵二千
程ニテ鎌か倉ノ陳へかゝる所ヲ伯耆守・出羽守馳合
テ合戦有ケル程ニ、打まけて伯耆守・末弘十郎三郎・
入田打死ス、出羽守其外数人手負ニ成テ、鎌か倉ノ
陳ヲ引退、敵モムネノ者うたれけるニヤ、翌日夜ノ
内ニ開陳ス、さる程ニ鹿兒嶋ノ雜説更ヤム事ナシ、
剌嶋津相模守・同薩摩守被參、夜ヲ日ニ繼テ城誘へ
アリケル程に、地下等之者、猶以足ヲ乱ス事カキリ
ナシ、既國方修理守ヲカタライ取テ、鹿兒嶋へおし
よすると云雜説、境目より告来トテ、正月十日、先
上さまヲ伊集院へ移被申、剌奥州様モ城籠メサル、
上ハ僧俗無殘處ニ、同十二日、國と面と、又帖佐ニ

打越テ雖有計策、旧冬ノ返事同前タリ、修理亮ハ親
父豊後守時より近江守ニ一段ノ契約共有ニ仍、彼難
義殊迷惑ニテ、何に先飢肥・福嶋クハホクナクテハ、
忠續ノ難義急可成トテ、両所ニ催促為可被申、同十
七日、先都城ニテ打越、北郷・椋山同意調法□處ニ、
北原・菱刈・祁答院、奥州へ被申入、修理亮ヲ退治
セラレヘキ雜説有サルニテモ、先飢肥・福嶋へ參、
和与ノ一段為可申、同廿二日、都城ヲ立テ如志布志
ノ被打越候へハ、慮外ニ近江守舍弟越前守路次ヲ指
ふさいて被通サル間、無力又都城へ立帰りテ、飢肥・
福嶋ノ返事ヲ待レ候間、北原・菱刈・祁答院、鹿兒
嶋へ被申合事歴然也、然間彼三人へノいこんまでニ、
慮外鹿兒嶋ニへたゝり被申テ、鹿兒嶋・帖佐ノ路次
相留マル、二月一日、祁答院重度其身ハ鹿兒嶋之御
用ニ立なから、奥劔ノ御内人爲被指置、水引ノ城ヲ
東郷之右馬丞同意ニ押寄テ攻程ニ、東郷荻ノ孫三郎・
ひちをか彦二郎・原田太郎三郎うたれ、又雖然城衆
無人数ニ仍、如新田宮内落行、同日、入来院又五郎

いかり山ノ城ニ押寄テ、日内ニ攻落ス、去程ニ二月五日、修理亮都城ヲ打歸リテ、同十一日、吉田ニ打越、尾張守父子・正八幡宮留守同心ニテ、都合二千ニテかう田ノ城ニ押寄テセメラルレ共、城はしら河田飛彈守ヲ為始、くきやうの人数ヲ鹿兒嶋ヨリ被籠置ル、間、未城之無落居處ニ、村田肥前守方来、伊集院勢ヲモヨヲシ、都合八百余ニテ郡山之前原山ニ打上ラレタルヨシ告来間、河田ノ城ヲハさしをきて、修理亮・吉田尾張守・同治部少輔・正八幡宮留守為同道、わつかに二百ニハ不足勢ニテ馳合切勝テ、町田六郎左衛門尉・あつち・あち坂左衛門次郎・寺田平七・木下彦大郎五人打取ル間、御方モ百余人手負ニナル、同廿日、修理亮・入来院下野守・吉田治部大輔・祇答院ノ伊牟田之城ニおしよりて、一時カ内ニ切くつして、またらめ右京亮・蓑毛五郎右衛門尉ヲ為始、切カクル処之頸十三、切捨三十五人、サル間三ヶ所之衆モ手負八十人ニ及へり、同日、東郷右馬丞祇答院ニ勢遣シテ、於一木合戦得勝利テ、院内

ノ五郎討取テ引退ク處ニ、祇答院重度オモクつき送テ、於テ山田ニ又合戦有テ互ニ自身太刀ヲ討て、此度ハ東郷討負テ、児玉・同五郎右衛門ウタレ、又同日ニ加治木右衛門佐・日置美作守、横河ヨリ祇答院へ勢ヲ遣シテ引退所ヲ、長野衆つき送テ合戦ヲスル程に、敵得勝利テ、加治木親類ニ枝次民部少輔・同彦次郎・帖佐手鍋倉五郎四郎・山下三郎次郎四人被打テ引留候、晦日、修理亮平山へ打歸テ、三月二日、加治木・吉田・本田・正八幡一社中寄合テ、上井ノ城ニ陳ヲ取間、爲後卷嶋津薩摩守・同出羽守・北郷・樺山・平田美濃守、其外日劬面と數祢雖被打寄候、同五日、城ノ四方ニつめよりテ攻上ルひまに、水之手ヲ取、城衆ヨリ下テタ、カウ程に、本田弥左衛門尉・隈本五郎三郎・菱刈右京亮ウタレ、又サレトモ水ノ手ヲ取りウ、スルニヨリ、同十六日、城ヲ被渡ル、同十七日、嶋津三郎太郎和泉より高城ニ被打出テ、イモ野ニ篠立シテ、同十八日、湯田ノ拵半時カ内ニ攻落シテ、同廿日、水引ニ押寄テ陳ヲ取、同日、祇答院

重度千臺川ヲ渡テ、風口・小奈尾両所ニ陣ヲ取テ攻程ニ、少く合戦有、然共城衆利ヲウシナイ、如東郷落行、同廿一日、重度ノハカライニテ、東郷松法師丸ヲ取立テ、親父ヲハ如帖佐せきのけられ、去程に潤三月一日、修理亮ヲシテ菱刈ヘ打越、道秀之父子ヲ頼ル、間、相良長輔モ内と口入有間、以彼是無余儀テ對面之上者、さから次郎五郎ヲ始トシテ、牛屎之面と不殘現形有ル、ケ様ニ弓箭大行ニ成ル事、さなから當家滅亡ノもといなる間、薩摩守・椋山・北郷内談有テ、三ヶ國皆同ニ和与可然之由、相良之為續ヘ中心見ラル、処ニ、無余義同心之返事有ケル間、同晦日、薩摩守鹿兒嶋ヲ立テ、四月二日、和泉ヘ被着テ、同十日、於水俣相良爲續對面有リ、同十四日、吉田飯山ニヨヒテ鹿兒嶋衆吉田手ノ合戦有テ、吉田ニハ中村藤左衛門・山崎掃部・小山二郎五郎ウタレ、又鹿兒嶋衆ニハ中俣・同十郎・宮原四郎左衛門ウタル、トイエトモ、吉田衆切負テ引退、同十五日、薩摩守相良同道ニテ牛屎ニ打越、修理亮ヘ和与雖有音

信、クミノ方とへ談合ニ仍遲滞候之處ニ、同十六日、相良菱刈風渡被越、ヨシテ修理亮ヲ同道ニテ、牛屎ヘ薩摩守ニたいめんサセ申されテ、各々同道ニテ鹿兒嶋ヘ可被參相定テ、於菱刈ニ相良支度有中ニ、少心地ヲわつらハレ、やうく平愈ニテ、同晦日、菱刈ヲ立テ加治木ヘ被着、五月一日、相良先鹿兒嶋ヘ被越、翌日、穎娃兵部少輔奥州ヨリ爲御使者被遣間、修理亮・同右衛門佐・入来院・東郷・吉田治部太輔・菱刈孫三郎・羽月・山野同道ニテ、鹿兒嶋ヘ參上、悪日たるによりて、其夜ヘ無御對面、翌日三日、各々奥劔被懸御目ニ、同六日、相良鹿兒嶋ヲ立テ帖佐ヘ被越、同十日、帖佐ヲ被立テ菱刈ニ被着、去程に、去潤三月八日、伊東重而飢肥ヘ陣ヲ取テ、送数月ニヨリテ、城ノ兵糧ツキタル左右連日有リ、され共五月雨ノ時分成ル仍テ、後卷ノ不及了簡、其故ハ彼境ノ通路ニ、白木俣と云山路有、一日内に大河ヲ二三十瀬渡ニヨツテ、少モ水かさまされハ難叶通路也、其上大隅・薩摩兩年ノ弓箭ニ、地下等ノ者つかれは

てタル時節ナレハ、とかく延引なる程ニ、五月雨も様々晴あかりて、五月廿七日、前勢トシテ薩摩守・修理亮都城ニ打越テ、諸軍勢ヲ被相催、去程に奥州之御心地諸醫者病治雖可被申、其しるしなきニ仍、京都へ被申上、公武ノ請御意ヲテ、竹田法印ヲ請被下間、去潤三月十九日、覺嶋江下着、則奥州對面有テヨリ以來、ツトメテ御養生アリケル程に、御氣分毛過半雖被立直、遠所迄ノ難有御發足時分也、然共薩摩守・修理亮・近江守其外一家中之難儀ヲ見捨カクタクおほしめされて、既六月十二日、奥州鹿兒嶋ヲ可有御立支度アリける所ニ、竹田法印為人被申ケルハ、御一家中難儀ヲ見捨かたくおほしめされテ御出陳之義、尤殊勝之御事、雖然御くわんらく、此時節ノ御養生專一也、然ニ炎天下ト申、遙々ノ御渡海、陣屋之御栖、雨露ノヨカス所、以前百日ノ御ふくやく毛徒可成行候、飢肥之事ハ、薩州匠作爲御人躰ト御越之上ハ、進退余儀有ルへからず存候、御出張之通、先被仰出テ、今度之御立ヲハ御延引有へキ事、平更

可爲御扶持也、サ、ヘテ被申ケレハ、御返事ニハ意趣尤被思食候、雖然如此レウチヨクハへ、身命ヲマツタク有リタキモ、儀理ノ弓矢ニソソテ一命ヲ輕
 □ヘキノ心底也、たとひ於路次ハとかく成行トモ可有出陣也、被仰ケレハ、法印重而ノ儀ニハ、千万惶入タル申事候へとも、此法師ヲ下候事、既ニ公武ノ以御意也、此時ハ御私ナラシ子細候、或今度御出張ノ事ハ、家臣ノホンキヤクヲ御シツメ有へシ御弓箭ニ候間、天下ノ時義ニハアラス候サルニ、海上ノ御ラウハン、陳屋ノ御養生、御サイホツ必定也、其時ハ我家ノキス、京都ノ聞得迷惑不過是候、可然以御使者ヲ某申旨ヲ御一家中ニ被仰述テ、御出陣事ヲハ可被思食留候、於無御承引ハ已後御業ヲ進上申マシキ上ハ、御暇ヲ可被下之由類ニ申ケレハ、奥州重而御返事ニハ、伊東カ事、代々對當家ニくわんたいをいたすのミならず、刺式部太夫ヲカタラヒ、近江守に腹ヲ切せへキ企ニテ、既於飢肥ニ對陳ヲシテ、近江守及難儀ノ条、一段無念也、其上一家中大山ヲ

越、身命ヲ捨志ヲナサル、時ハ、養性時分ナト、ハ
難申候、然者平ニ法印モ同道申、先境目マテ打越、
彼方ノ依左右ニ可有進退也、被仰ける御意ヲ理ニヤ
被思食けん、法印モ可致御供ノヨシ被申間、鹿見嶋
ヲ御出船有テ敷祢ニ御着、翌日十三日、末吉ニ御着
アレハ、則薩摩守・修理介・讃岐守從都城被參テ、
被請御意ヲ、同九日、爲先勢北郷讃岐守御幡ヲ被預
テ、椀山・同二郎太郎・嶋津左衛門佐・同出羽守・
佐多宮内少輔・伊集院三郎右衛門尉・肝付三郎丸・
ねしめ又五郎・種嶋・村田肥前守、其外御内方都合
二千ニテ白木俣ヲ打越、酒谷ノウチ中山しけノ權現
ノ尾ニ陣ヲ取、同十八日、薩摩守・子息三郎太郎・
同中務太輔・修理亮・舎弟兵部少輔都合千五百ニテ
打越、同前ニ陣を取、同日、山東真幸ヨリ打出、久
トミ・つま・きりしま其外所ト放火スル處ヲ、嶋津
源左衛門手者共渡シ合テ合戦シテ、敵二三人打取テ、
其頸末吉ノ御座所へ進上アリ、同廿日、飢肥ノ内こ
もむたト云所ニ陳ヲ取寄間、敵身かたノ間六町はか

り也、爰ヨリ敵陣ノ横ヲ見れば、くすはらノそうち
んノ野頸ノ陳トノ間四町余ニ、堀ヲひろき二丈、ふ
かき一丈ニホリ、水ヲたゝへ、大柱ヲねり立、かき
ノ高き二ちやう程にゆひ渡シ、らんくい・さかもき
ヲヒタ、シ、すきモナク矢籠ヲつかわたし、面トサ
シむくる所陳立ナリ、惣陣ニハ式部大夫・新納駿河
守・伊東祐國・北原長門守、大龍寺ノ陳ニハ伊東又
次郎ヲ爲大將其勢五百、田間ノ陣ニハ伊東二郎太郎・
野村勘解由左衛門・長倉修理亮都合八百、野頸ニハ
伊東次郎ヲ爲大將其勢千二百、都合陳衆四千ニテ待
かくる、兼日ヨリノ談合ニ、長吉ノふもとノ河原面
ヲ先ノ詰口ニ相定テ、薩摩守ヲ爲大將、子息三郎太
郎・同中務大夫・佐多宮内少輔・河上十郎左衛門尉・
伊集院左馬助・同石谷・山田太郎左衛門尉・末弘・
蒲生刑部・桑波田右馬助・鳥取播磨介・野田・大寺
九郎ヲ先トシテ、都合千五百河原面ニさしむけられ、
中ノ手ヲハ椀山長久・同次郎太郎・北郷讃岐守ヲ爲
大將、肝付三郎丸・同三郎次郎・ねしめ又五郎・村

田肥前守・伊地知周防介・飢肥伊豆守・肥後・石井・梶原、都合二千ヲサシムケラル、惣陣之手ヲハ修理亮ヲ為大將、右馬助・出羽守・右衛門佐・舎弟兵部少輔・伊集院三郎左衛門尉・山田河内守・宮里美作守・入来院又五郎・吉田治部大輔・平田右馬助・鹿屋周防介・同越中・肝付三郎五郎・大寺・恒吉、都合千三百ヲサシムケラレ、新納越前守ヲ為大將、同七郎左衛門尉・同安藝守・和泉隱岐守、都合八百野久美ニさしむけられ、去程ニ四ヶ所皆同ニさしよりせむるトいへとも、敵まう勢なるニよつて、カマヘ手カタクシテ、破レヘキ様ナキヨシ、上ノ手ヨリ伊地知周防介ヲモツテ、惣陣ノ手あてヘ云ヨクラル、カクテハ取合難叶ニ仍、修理亮、伊集院三郎右衛門ヲ使ニテ、先野頸ヘ一勢御上候ハテハト有りける程に、薩摩守則りやうしやうニテ、伊集院左馬助ヘ一勢サシソヘ、長吉ノ陳ニ野伏ヲあらくかけらる、間ニ、河原面をつめやふりて、数百人切入處ヲ、式部大輔・新納駿河守・野村勘解由左衛門馳合テた

、かう程ニ、薩摩守ノ手切負テ、猿渡筑前守・同刑部少輔・本田又次郎・飯牟礼又九郎・山内・富田弥六・河俣小太郎など、云くきやうの者共うたれて、しとろニ成處ヲ、薩摩守父子・同中務太輔・佐多刑部少輔・河上十郎左衛門・鳥取播磨介取テ返テた、かう程に切勝テ、新納駿河守・福嶋ノ手ニハ、鎌田・同木工助・野村次郎五郎ヲ為始ト、くきやうの者數十人うち取、三郎太郎・鳥取播磨介深手負テ引退所ヲ、中ノ手ノ北郷・樺山・村田肥前守入替テた、かう程に、北郷二郎五郎武者阿餘多打テ、敵ヲ田間ノ陳ニ二切こむる、去程に、帖佐ノ手守護之衆、くす原ノ門ノ口ニ切入テた、かう程ニ、守護之衆ニハ大寺彦左衛門・修理亮、内者ニハ中龜五郎四郎・前田掃部被打テ、スコシしとろニ成處ヲ、修理亮・右馬助・出羽守・右衛門佐・伊集院三郎左衛門尉・入来院又五郎・吉田治部大輔かけ入テせむる程ニ、中ノ手モ一所ニ成テ、伊東祐國・北原長門守・長倉修理亮ヲ為先テ、くきやうノ者十六人打取、去程ニくす

原ニ切籠たる敵共落行所を、帖佐ノ手入来院又五郎・吉田治部大輔、福嶋ノ通路ヲ取切テセメタ、カウ程に、爰ニテモ數十人打留、案内者なか間、餅原駿河守ニ一勢添テ富か峯に登カ間ニ、前ヲ取切、敵足ヲ乱ス所ニ、駿河守カケ入テ太刀打、数人被打留、其外軍勢モ馳付テセメタ、カウ程ニ、又数十人打留、伊東又次郎しつはらひして、其勢三百程大龍寺ノふもと河はたに引カへさる所ニ、又修理亮・右馬助・出羽守・伊集院三郎右衛門・肝付美作守カケつけて太刀打ニおよぶ所に、又次郎兼日ヨリ近江守ニ被申談子細トモ有ニ仍、かうさんスヘキヨシ、伊集院三郎右衛門尉ニ被申出アヒタ、如何可有カノ談合最中ヲモわきまへず、ハヤリオノ若武者トモ切テかゝる程に、合戦有テ数人打留ル間ニ、又次郎モ手三ヶ所負テ行方知す落行、野頸ニモ合戦有テ、末弘其外少くウタレテ引退所ヲ、伊集院右馬助・桑波田右馬助せめ入テた、かう程ニ、伊東二郎深手負テ行方知す落行、飢肥ノ城衆ハ田間・大龍寺・宮やふミノ陣へ

かゝつて太刀打する程に、切負テ、玉利次郎右衛門尉・肥後郷右衛門尉・同帯刀・上井筑前守・岩切甲斐・鳥取源次郎・竹井又十郎・戸之井助太郎・賀藤・草瀬・八千代平衛門入道・孫六・古野尾・名下父子ナル三父子打死ス、隈江伊勢守・東又七・同又九郎ヲ為始テ、手負数ヲ不知、切かくる敵ノ頸百三十、切捨六百人トシルセリ、翌日、如酒谷ノ被移、二三日人馬ヲヤスメ、同廿五日辰尅ニ打立テ福嶋ニ押ヨセテ、則熊田原ニ陣ヲ取、同廿九日、奥州モ末吉ヨリ直ニ御出陣アリ、去程に、三ヶ國皆同ニ和与ノ談合ノすちめヲ被通テ、薩摩守色と和与ノ佯言依被申、奥劬モ御りやうしやうニテ、七月二日、式部大輔御對面ニテ、同三日、城ヲ去リ渡シ被申テ、伊作ニ移あるへきニ相定テ、翌日三日、奥州其外御一家中如末吉被打掃、去程ニ奥州モ法印召烈、同八日、鹿兒嶋ニ御帰着、千秋萬歳也、然所ニ那答院以使者ヲ鹿兒嶋へ被申入意趣ハ、今度飢肥出陣申サル、所、尤くわんたひノ至也、雖然自今以後ハ涯分可致御奉公

也、老名衆マテ被申出候間、以先肝要也、自是可有御左右よし被仰所ニ、同廿三日、鹿兒嶋ニヲシテ参上被申ケルカ、思案如何有ケル哉、其夜鹿兒嶋ヲ蜜ニ被帰、去程ニ那答院へ一勢可被遣ヨシ、奥州被仰出テ、八月十六日、於谷山方メシ寄、御談合有テ、九月五日、先修理亮・村田肥前守如入来院被遣テ、同八日、くふきノまきの峯へ被打出テ、同十二日、相州ヲ為大將ト山崎ニさゝたて有、薩摩守・修理亮如大村ノ被打越、其夜ハマコロヒノ松尾ト云所ニ被居テ、同十三日、大隅衆ニ取合テ、大村ノ古城ニ陳ヲ取、同十四日、城衆少と出合處ヲ、帖佐衆馬ニテカケ分シテ二人打取、同十五日、山崎ニ篠立セラレたる人数モ、大村へ一所ニ成合テ、都合三千余ニテ陳ヲ取テ、黒木・中津河・式部其外所トヲ放火シテ、同廿一日、開陳有テ、如入来院打帰テ、同廿二日、東郷ノ内山田ニ打越、同廿三日、那答院ノ平川ニ打出、河より西のこる所なく被仕拂テ、同廿四日、各と被打帰早、

○三九一 長祿二年諸所合戦注文

長祿二年弓箭合戦

嶋津修理亮忠廉させたる在所、註置所也、

一隅州東郷城責 勝

一隅州玉利城責 勝

一隅州加治木石坂之下 負

一隅州加治木木田 勝

一隅州蒲生千手院口 勝

一隅州加治木土器屋前 負

○三九二 文明年間諸所合戦注文

文明八年弓箭合戦

一薩州鹿兒嶋松尾坂 勝

一隅州吉田長龍寺口 勝

一薩州牛尿道場口 負、敵六人ミかた七人打死、

一隅州菱刈瀨川 勝

一隅州清水下井 勝

一隅州吉田峯高 勝

一隅州曾野郡かきかけ 負

一隅州吉田天神尾 勝

一隅州菱刈てんたうか尾大事ノたゝかい

文明十七年弓矢合戦

一薩州満家いゝ山 勝

一薩州祁答院伊牟田 勝

一隅州上井 勝

一日州飢肥取合 大勝、伊東打取、

文明十九年

一薩州東郷朝玄寺前 勝